

自治労資料2015第87号
2015年8月

2016-17年度 自治労 地域・自治体政策集

全日本自治団体労働組合

◆はじめに

地域・自治体政策集は、1991年に発行されて以来、今回で第12版となります。

安倍政権は、いわゆる増田レポートによる「消滅自治体」リストの公表を受ける形で「地方創生」を重要政策に掲げ、都道府県・市町村に対して「地方版総合戦略」の策定を求めています。2015地財計画では地方創生の経費が一定確保されましたが、将来にわたる安定財源とは言えず、地方創生に対する政府の本気度が問われています。また、行革の成果で地方創生の財源配分を強化しようとしており、評価できるものではありません。さらに、骨太方針2015では「公的サービス産業化」、「インセンティブ改革」などの歳出抑制策が並べられており、地方財政・社会保障の切り捨てが目論まれています。

一方で、地方分権の推進とともに、自治体の担う業務は拡大しています。とりわけ社会保障分野については、少子高齢化により質・量ともに一層の充実が求められています。このような地域の変化に対応するためには、国がトップダウンで進める「地方創生」ではなく、自治・分権と都市・農村の共生を基礎に、地域住民とともに持続可能性あるビジョンを描き、自治体の内発的な取り組みとして進めるボトムアップ型の「地域再生」「地域活性化」としていかなければなりません。

地域の抱えるさまざまな課題や地域実情に応じた政策を展開するためには、地域住民や議員、NPO、企業などとの連携が必要不可欠であり、各県本部・単組で地域政策を作成する際の参考資料として、この地域・自治体政策集の活用をお願いいたします。

なお、「Ⅱ 自治体改革と行財政システム」から「Ⅴ 共生と地域文化の創造」に記載のある東日本大震災関連部分については、「Ⅰ 東日本大震災からの復興・再生」として、再掲しました。

◆地域・自治体政策集の活用について

本政策集は、全自治体共通の到達目標を示すものではなく、自治労がめざす政策方向に沿った政策提言集・政策カタログとしてまとめたものです。各地域では、この政策集を参考にして、単組や地域での政策学習や自治研活動に取り組み、市民や友好団体などとの協働で、各地域に必要な政策に活用してください。そして、その成果を、自治体の首長・議会議員選挙への対応、地方連合会の地域政策への意見反映などの取り組みに活用されますよう、お願いいたします。

自治労 地域・自治体政策集目次

I 東日本大震災からの復興・再生		
政策提言	1 災害に強い地域づくり	4
政策提言	2 復興・再生を支える行財政の確立	8
政策提言	3 脱原発社会と再生可能エネルギー等の活用	10
政策提言	4 福祉・医療・社会保障・教育	12
政策提言	5 環境・ライフライン政策	14
政策提言	6 食品・農林水産業政策	16
II 自治体改革と行財政システム		
政策提言	1 市民自治の実現と自治体改革	17
政策提言	2 地方分権の推進と自治体体制	19
政策提言	3 市民に開かれた行政の実現	21
政策提言	4 地域公共サービスの質と水準の確保	24
政策提言	5 公契約条例の制定・入札改革	26
政策提言	6 自治体財政の確立と税制改革	28
III 社会保障		
政策提言	1 保健・医療・介護・福祉連携のまちづくり	31
政策提言	2 最低所得保障と最低生活保障を基礎としたセーフティネットの再構築	33
政策提言	3 安心の社会保険制度と医療制度	35
政策提言	4 高齢者のくらしと介護サービス	37
政策提言	5 子育て・子育てと次世代育成支援	40
政策提言	6 障害者の地域自立にむけたくらし・しごと支援の拡充	43
政策提言	7 地域医療提供体制と地域保健・公衆衛生の拡充	45
IV 持続可能な地域づくり		
政策提言	1 市民参加のまちづくり	48
政策提言	2 地域おこし・しごとづくり	52
政策提言	3 雇用の安定と安心して働き続けられる労働環境づくり	54
政策提言	4 農林水産の再興と環境保全・食の確保	56
政策提言	5 災害に強い地域づくり	60
政策提言	6 低炭素社会の実現と自然（再生可能）エネルギーの活用	63
政策提言	7 水循環・水環境・ライフラインの確立	67
政策提言	8 環境保全・資源循環の廃棄物行政	70
政策提言	9 地域公共交通の維持・確保	72

V 共生と地域文化の創造

政策提言	1	学校教育における分権の推進	75
政策提言	2	食育と学校教育	78
政策提言	3	社会教育・スポーツ・文化	80
政策提言	4	平和を創造する	82
政策提言	5	差別をなくし人権を守る	85
政策提言	6	男女平等参画の推進	88
政策提言	7	女性への健康支援と性暴力への対応	91
政策提言	8	ワーク・ライフ・バランスの実現	93

政策提言 1 災害に強い地域づくり

東日本大震災を教訓として、巨大地震、津波などの防災基準について大幅な見直しを進める必要があります。これまでの災害の経験と今後予想される大規模震災や津波に対して、自治体、市民（住民）、地域コミュニティ、NPOなどが連携し、日常的に連携できる防災体制、まちづくりを進め、地域実情に見合った防災体制の構築と防災対策の取り組みが重要です。

地域防災計画策定時には「想定外を想定する」ことが必要であり、一定の被害想定を上回る災害が発生した場合でも、現地・現場に応じて柔軟な発想と行動力を発揮できる体制づくりを盛り込み、実際の災害発生状況に則した訓練を行うなど、実効性のある計画にする必要があります。

【自治体】

- ① 自治体・企業・住民が協働し、責任と能力を分かち合うために、自治体ごとに防災会議を設置し、国の作成する防災基本計画に基づき、防災条例を制定し、市民参加のもとで地域実情にあった地域防災計画づくりと見直しを進め、コミュニティの防災力の向上を進めます。また、災害時の自治体間の相互支援・協力協定を結び、自治体自体の被災下であっても対応できる支援と受援の防災体制を強化します。
- ② 日常の生活圏を基礎に、小学校区を単位として、地域防災計画を策定します。また、小・中学校を一次避難所とし、地域住民やPTAによる自主的な防災訓練を組織し、実行できるよう支援します。
- ③ 地域防災計画づくりなどすべての場面にジェンダーの視点を盛り込み、多様な人々の参加を進めます。
- ④ 災害対策に精通した職員を計画的に養成します。同時に、自治体職員が居住地区の住民として、災害時対応要員として活動できるように公共サービスに関する職員の把握を行い、相互に連携できる体制の整備をはかります。
- ⑤ 都道府県と市町村で、災害対応の経験をもつ職員を登録して、「〇〇災害緊急支援隊」（仮称）を創設し、災害自治体への初動・応急対策を支援します。
- ⑥ 被災時に、より多くの支援者・応援者を受け入れるための受援計画を策定するなど、受援力を強化します。また、複数の自治体と相互支援協定を結びます。
- ⑦ ボランティアの受け入れなど、広域的な体制の中で後方支援の拠点・システムを構築します。
- ⑧ 社協やNPOなどと連携した協働型のボランティアセンターを設置し、各種ボランティア組織の調整や連携を進めます。また、研修などにより、労働組合や各種団体のボランティア活動の向上などに努め、地域防災組織を強化します。
- ⑨ 子ども、障害者、高齢者など災害に対して対応力が弱い人や避難や、生活環境の変化に対応しにくい

- 人たちを考慮し、避難行動要支援者名簿の策定・活用を通じて、効果的な避難訓練、避難所運営に取り組みます。また、外国籍市民（住民）などを対象にやさしい日本語や当該言語による啓発、災害時の対応を準備します。
- ⑩ 災害対策として事業継続計画（BCP）を作成し、具体的なシミュレーションに基づく訓練や研修を進めます。自治体職員などには、災害時の情報のトリアージを含む訓練を行います。
- ⑪ 地域の企業や学校、医療・福祉施設などとも連携し、医療、福祉サービスの継続や企業との物資支援協定などの締結も含めた連携を強化します。また帰宅困難者対策については、コンビニやガソリンスタンド等とも協定を締結し、食料品等の確保をめざします。特にガソリンなどの燃料は、公的機関として必要な量を備蓄できるように、ガソリンスタンドなどと協定を締結し、改築などの費用などを公的に負担できるシステム作りを行います。
- ⑫ 大規模災害時には、停電や通信不通が発生する可能性があり、携帯電話などの情報機器を使用した情報収集が困難になることが想定され、これらの状況に対応できる情報収集能力を平時から確保し、市民（住民）等に迅速・精確な情報を提供できる体制・システムを構築します。また、市民（住民）、NPOなどと連携し、情報収集できない場合でも、どのように避難するかを想定した実践的訓練を行います。
- ⑬ 公園や農地、空地、自然環境などの空間の保全を災害対策の観点から強化します。公園には、避難者の災害用トイレを設置しやすいよう下水道や浄化槽などの設置を推進します。また、公園・緑地への臨時ヘリポートとして転用できる場所を確保します。
- ⑭ 学校や体育館の新築・改修は、大規模避難所になることを踏まえ、体育館の近くに調理室、衛生室などを配置します。屋外運動場には、災害用トイレを設置するための下水道や浄化槽などの整備を行います。
- ⑮ 地下街、ビルの防災対策を強化するよう求めます。また、危険度の高い地区の情報を公開し、防災力を高める修復計画を優先して進めます。
- ⑯ 住宅密集地区では、災害発生時のシミュレーションなどを実施し、通常時から、まちづくりと防災の観点から、住民参加によるまちづくり計画を策定し、「事前復興」をはかります。
- ⑰ 自治体が地域のICTネットワーク環境を活用し、災害発生時に迅速な対応が取れるよう体制を確立します。十分な衛星携帯等を配備し迅速・精確な情報提供の発信・受信できる体制を確立します。さらに、衛星回線のテレビやその電源となる蓄電池などの整備を全自治体で行います。
- ⑱ 必要物品は、過去の災害復興経験や日ごろの訓練を通じて検証を行い、必要最低数を装備・備蓄します。また、ライフラインなどの事業では事業者が別であったとしても共有できる資材の検討を行い、幅広い視点で備蓄倉庫の整備をはかります。
- ⑲ 寸断されたライフラインの復旧活動を円滑に行うため、各施設を熟知した人材確保や人材育成、技術継承を進めます。
- ⑳ 地域の放射性物質（原子力防災ハンドブック参照）、危険物、有害物などが貯蔵される工場や施設を

● **事業継続計画 BCP (Business Continuity Plan)**

災害、事故などの不測の事態が発生し、組織の中心的な活動に重大な支障が生じた場合、主要な業務を継続しつつ、早期に機能を回復するための準備を計画すること。

● **トリアージ**

病気やケガの緊急度や重症度を判定して、治療や搬送の優先順位を決めることをいう。

● **ICT**

Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術を表す言葉。日本ではIT (Information Technology) が同義で使われているが、ITにコミュニケーションを加えたICTの方が、国際的には定着している。情報通信においてコミュニケーションの重要性が増大している。

明示した、地域の防災カルテやハザードマップの策定・公表を求めます。また、事業者の責任と消防体制の整備を進めます。

- ⑳ 都市計画・まちづくりや福祉政策と連動した土地・住宅政策を進めます。地籍調査の実施を強化し、都市計画と建築基準行政の連携をはかるとともに公営住宅・民間住宅の耐震化を進めます。
- ㉑ 「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」（2011年7月7日文部科学省）に沿って、学校が防災の拠点として機能するよう、非構造部材を含めた耐震補強を進め、災害に強い学校をつくります。学識経験者等の参加による学校職員や子どもたちへの防災教育の徹底、食料や救助資材等の備蓄や非常時通信手段の確保、学校現業職員の役割の見直しや自治会等の地域組織と連携強化をはかります。
- ㉒ 福島第一原発事故に伴う放射能被害を背景とした福島県民等への差別を許さないための各種啓発活動の実施や、定期的な健康調査と情報開示などを求めます。
- ㉓ 行政機関が災害時に有効に機能するために庁舎の耐震化や防災化を進め、一時的な避難場所とするとともに、防災拠点としての機能が発揮できるよう整備します。また、学校を中心に防災ヘルメットの普及・啓発に取り組みます。
- ㉔ まちづくりの推進にあたっては、各地方における防災会議に女性委員の参画を拡大するよう、復興・再生・防災における女性や生活者のニーズの反映をはかります。
- ㉕ 復興の状況に応じて、応急仮設住宅から公的賃貸住宅に移り住むことができるよう、年収、世帯人数などの区分を見直し、さらなる家賃負担の軽減をはかります。また、人材確保を含めた公的賃貸住宅などの整備を促進します。
- ㉖ 帰宅難民を出さないパッケージメニューを作成します。具体的には、被災した場所での安全の確保や家族の安否確認などを進め、帰宅困難者が無理に移動しようとしなくて良い対策を進めます。
- ㉗ 行政職員だけでなく、市民（住民）やNPO等を対象とした防災研修やワークショップを開催します。その際、ジェンダーなどの多様な視点を盛り込んだ内容をめざします。
- ㉘ 被災自治体以外に避難住民に対する支援事業、コミュニティ維持にむけた情報提供などの財政措置を講じます。
- ㉙ 各自治体での災害時の職員数確保のため、災害時に庁舎内へ職員用の保育スペースを保育士や幼稚園教諭などと連携する中で確保し、災害時でも出勤できる職員数確保をめざします。
- ㉚ 災害時の飲み水や医療用水などの確保のため、地下水源を活用した、井戸の設置を推進します。特に公共施設には、必ず設置することを前提とし、民有地への設置も推進します。また、その際には、災害時に不特定多数の人が使えることを基本に、自治体としての台帳整備を行い公表します。さらに、民有地で災害用井戸に指定された所有者には、設置費用の補助などを行うように取り組みます。

【国に対して】

- ① 自然災害被災者に対する公的助成制度や国民的な保障制度および全国的住宅共済制度の確立・改善を求めます。
- ② 災害救助法の枠組み（市町村実行部隊←県が責任主体←国が支える）と並行して、国が自治体間（市町村←市町村、県←都道府県）の相互支援を側面支援する仕組み（財政措置など）を求めます。

● ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、被害範囲を地図化したもの。水害、地震災害、火山災害、土砂災害、津波災害等目的に応じて作成される。

- ③ 被災住宅、コミュニティの再建、集落の再建支援策などが自治体独自で実施できる制度の充実をはかるため、被災者生活再建支援法による、住宅再建や支援金の充実を求めます。とくに、住宅の再建は「街並み」の再建を念頭に、居住者の意向をくみつつ、中長期的な観点から、コミュニティ再建を求めます。また、公園内に防災施設を設置できるように都市公園法の見直しを求めます。
- ④ 地震、津波災害については、東日本大震災の被害を最低基準として、対策を講じるよう求めます。また、ライフラインを含めた都市施設並びに土地に定着する工作物の総合的な液状化対策について、法改正を含めた対応を求めます。
- ⑤ 災害時のライフライン（上下水道・ガス・電気・情報通信）の機関設備や管路の耐震化、災害時におけるバックアップ機能の充実に向けた財政措置を求めます。特に、公営で行うガス事業や簡易水道などの財政的に小規模な事業の支援を優先する必要があります。
- ⑥ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律を改正し、住宅宅地における住宅の建設・購入経費などを支援する集団移転促進事業について、国の補助率（現行3/4）を引き上げ、被災自治体の負担軽減を求めます。
- ⑦ 避難経路や避難用ビルの整備など、津波に対応したまちづくりに対応するため、被災市街地復興特別措置法の改正を求めます。
- ⑧ 災害対策基本法を改正し、被災者生活再建支援や被災市街地復興、予算執行やインフラ整備に柔軟に対応できるよう、現地の要望に対応した専門家の派遣等人材の確保を求めます。
- ⑨ 放射性物質の保存・管理を行っている大学・研究機関等を掌握し、適正管理の確保を求めます。
- ⑩ 原子力防災特別措置法の緊急事態宣言の基準を見直し、自治体の対応力強化に向けて支援を求めます。
- ⑪ 大規模災害の事前予防、事後対策などに区分した法整備を求めます。また、復旧・復興は都道府県・市町村が具体的に着手することから、災害時の人命や救急体制などの緊急支援、被災者の生活対応、地方財政の確立、雇用維持、学校教育の立ち上げ、農林水産業や地場産業などの生産再開を相互に連携させる仕組みの構築を進めます。さらに、広域連携、対口支援（ペアリング支援）の態勢強化を求めます。
- ⑫ 損害賠償、除染の推進、汚染廃棄物の処理、福祉・医療体制の充実、長期帰宅困難者に対する生活支援、農作物等の風評被害対策など、福島第一原子力発電所の事故に起因する問題解決に当たって、財政支援措置の強化を求めます。
- ⑬ 「既存不適格建築物」という概念を再検討し、防火、避難、耐震、バリアフリーなどの規定について、既存建築物の所有者等が常時適法な状態に維持することを義務化するなどの法改正及び早急に進めることが可能となる措置を求めます。
- ⑭ 人材不足や資材費の高騰にともなう入札不調、人員不足等に起因する復興の進捗状況を踏まえ、実施年限の延長などの対応を求めます。
- ⑮ 災害公営住宅の整備促進、長期避難者に対する生活サポートの強化と健康増進、地域経済と産業再生を通じた雇用・就労状況の回復など、施策の充実を求めます。
- ⑯ 今回の東日本大震災のような広域災害を想定した、危機管理体制の確立のため、国と地方自治体が連携した対応を求めます。また、国として各輸送機関（鉄道・トラック・船舶など）との連携の重要性を認識し、災害時を想定した対応を行うよう求めます。
- ⑰ 防災ヘルメットの普及・啓発と必要な財政支援を求めます。

● 対口支援（ペアリング）

全国民の力を生かして被災地の復興を支援する仕組み。「対口」とは、ペアを組むという意味であり、被災地でない自治体と被災地が相互に連携し、復興を進める仕組み。

I 東日本大震災からの復興・再生

政策提言 2 復興・再生を支える行財政の確立

被災自治体でも、特に太平洋側の自治体では、被害が大きかったため、復興も道半ばです。また、福島第一原発周辺では、これから除染し被害調査を行うところもあります。一方、復興が進む自治体でも、人員不足から恒常的な残業が続いており、確実な復興に向けて更なる人的支援・正規職員の採用を行っていく必要があります。

集中復興期間終了後の2016年以降の復興財源の確保が課題となっており、復興交付金や震災復興特別交付税などの財政措置の継続を求めていく必要があります。

【自治体】

- ① 中長期にわたる復興に対応するため、正規職員の確保をはじめとした、人材確保対策を強化します。
- ② 自治労が実施した「こころとからだの健康調査」などを参考に、被災地の自治体職員（派遣された職員含む）に対するメンタルヘルス対策の充実を求めます。
- ③ 公共事業を発注する際は、単に価格競争入札を行うのではなく、地域雇用の実績や労働・安全衛生基準の遵守状況などを評価するよう求めます。
- ④ 民間企業やNPOなど多様な地域の諸団体と連携し、コミュニティの確立をはかります。また、地域のコミュニティの維持・形成に向け、地域福祉コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカーなどの配置を進めます。

【国に対して】

- ① 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、全額国費とし、集中復興期間終了後の2016年度以降の安定的な財源確保を求めます。また、人口急減自治体に対する地方交付税措置の充実を求めます。
 - ② 被災自治体の正規職員の採用促進や職員派遣を支援するため、震災復興特別税の充実を求めます。
 - ③ 被災自治体への人的支援については、政府の責任で全国的な支援体制を確立し、被災自治体からの要請人員数の充足を求めます。
 - ④ 土木技術職員、農業土木関係職員、用地担当職員、保健衛生分野などを中心に県・国による人的支援策の拡充を求めます。
 - ⑤ 被災自治体や被災自治体に職員を派遣する自治体において、メンタルヘルス対策の充実をはじめとし
-

て、職員に対する健康サポート体制の強化とこれに係る財政支援を求めます。

- ⑥ 復興交付金については、被災自治体の自主的な復興を支援する観点から、基幹事業の追加・拡充、効果促進事業の採択要件の緩和などの改善を求めるとともに、被災自治体の提案を取り入れ、採択要件の緩和や新たな交付金の創設を求めます。
 - ⑦ 放射能被害から住民を守る生活環境整備や健康の維持・増進、長期避難者の生活拠点の形成など、原子力災害からの復興を加速するため、2014年度予算から統合、新設された「福島再生加速化交付金」の充実、強化を求めます。
 - ⑧ 復旧・復興に係るすべての事業の事務執行権限の復興庁への集約化を求めます。また、復興予算については、復興庁から各府省へ付け替えることなく、復興庁が一元的に申請受付から交付決定まで行えるよう事務手続きや提出書類の簡素化を求めます。
-

政策提言 3 脱原発社会と再生可能エネルギー等の活用

2011年の福島第一原子力発電所事故を踏まえ、早期の脱原発をめざす必要があります。2012年からは固定価格買取制度もスタートしましたが、本年から新規の太陽光発電の買取りを停止する地域が発生するなどベース電源を原子力に求める動きが加速しています。そのような中で、各自治体でも再生可能エネルギーを活用した地域雇用やまちづくりを進め、地域分散型エネルギー社会への転換をめざします。また、再生可能エネルギーの推進は地球温暖化への対策としても重要です。安倍政権は、民主党政権が定めた「2030年代に原発ゼロ」と「2020年の温室効果ガス25%削減（90年比）」の見直しを表明していますが、脱原発社会と低炭素社会実現に向けて、市民（住民）、自治体、事業者などそれぞれの立場で連携を強化して、再生可能エネルギーによるエネルギーの地産地消と温室効果ガス削減の取り組みが求められています。

【自治体】

- ① 脱原発社会の実現と、再生可能エネルギー事業による雇用拡大と地域経済の活性化を推進するために、自治体を中心となって、地域の事業者や市民と連携して発電事業を推進します。各自治体は、再生可能エネルギー促進条例（仮）を制定して、促進計画を推進します。特に、地域の自然・地理的条件を生かし、風力、太陽光・熱、バイオマス、中小水力、地熱などを積極的に活用して、地域のエネルギー自給率の向上をめざします。
- ② 水道・下水道などのライフライン事業者は、創意工夫により、小水力発電や太陽光発電をはじめ、消化ガス発電などに取り組み、再生可能な地産地消への取り組みを求めます。また、公営ガス事業者では、コージェネレーションを組み合わせた発電も行い、危機管理時も想定した取り組みが求められます。

【国に対して】

<省エネ・再生可能エネルギー関連>

- ① エネルギー基本計画の見直しによって、原発が「重要なベースロード電源」と位置づけられましたが、エネルギー消費を小さくして、持続可能な自然エネルギーを基幹エネルギーとする政策への転換を改めて求めます。同時に、原発稼働ゼロの目標年数を設定し、遅くとも2030年には原発稼働ゼロを実現するための計画策定を求めます。
- ② 固定価格買取制度は、発電事業者の新規参入の促進及び現在の導入者の事業継続に資する買取価格の

設定と全量全種の買取の義務化を求めていきます。

- ③ 多様な事業者が発電事業に参入しやすくするため、送配電網については公的関与による総合的運用と既存の電力会社を超えた広域利用のための再整備を求めます。
- ④ 公共施設や家庭に自然エネルギー施設の導入を図るため、補助金の一層の充実を求めます。
- ⑤ 風力や地熱などを推進するため、規制の見直しを求めるとともに、支障となっている電力会社などに対する働きかけを行います。
- ⑥ 地元・現場の視点に立ち、大規模な工場等（セメント・鉄工所・化学工場・パルプ等）に対する規制を求めます。（場合によっては、排出量取引、総量規制、また炭素税など税金の問題をも含め要請していきます。）

<原発関連>

- ① 原発の新規・増設は建設途中のものを含めて、すべて中止することを求めます。また、福島第一原発、第二原発は即時廃炉とするよう求めます。
- ② 発電開始から30年を経過した老朽炉は廃炉の対象であり、30年稼働時点での最新の安全基準や立地周辺自治体の了解などを満たす場合は最大10年間の稼働延長とし、最大40年で廃炉とすることを求めます。同時に、原発稼働ゼロの目標年までには、全ての原発を廃炉とするよう求めます。
- ③ 浜岡原発などの地震リスクが高い原発は即時廃炉とするよう求めます。また、福島第一原発事故の原因究明に基づく安全基準の見直しと原子力防災体制の強化策にそって、安全対策を講じることができない原発も廃炉とするよう求めます。
- ④ 原発事故発生時における、派遣職員を含む自治体職員をはじめ、復旧に関わるすべての労働者の健康被害を防止するための安全基準の策定を求めます。具体的には、ガイガーカウンターや防護服の着用義務化、作業時の線量上昇による緊急避難方法の決定、「S P E E D I」の活用などを検討するよう求めます。
- ⑤ 核燃料サイクル計画は中止として、再処理計画・高速増殖炉計画・プルサーマル計画は取りやめとするよう求めます。
- ⑥ 放射性廃棄物等の処理については、用地の取得をはじめ処分方法や管理・安全基準の確立など必要な対策を国の責任において行うよう求めます。また、その決定に際しては住民合意のもと行うよう求めます。
- ⑦ 廃炉を進め、原発立地自治体の地域活性化を推進するための特別法の制定と、廃炉対策を含めた地域再生のための交付金制度などの新設を求めます。
- ⑧ 原発事故による避難指示が解除された区域の住民帰還を支援するための生活環境整備事業について、当該市町村や住民の要望を踏まえ、総合的な支援策を充実するよう求めます。放射線による影響が長期間にわたる恐れがあるため、原発事故子ども・被災者支援法に基づき、被災者支援を継続的に実施するよう求めます。また、原発事故による避難者に対する応急仮設住宅の無償提供については、期限を定めることなく、長期継続を求めます。
- ⑨ 各市町村が独自に取り組む放射線モニタリング業務に対して長期的な人的、財政支援を求めます。
- ⑩ 各自治体が策定した除染実施計画で、効率的な除染が進められるよう、技術的助言や各種の情報提供を求めます。

I 東日本大震災からの復興・再生

政策提言 4 福祉・医療・社会保障・教育

被災地の再生にあたっては、単に都市機能の回復や経済的復興をめざすだけでなく、コミュニティの再生を重視しつつ、行政、教育、医療、介護などの機能を集約した効率的なまちづくりを進める必要があります。

【自治体】

- ① 医療・介護、福祉、保育サービスを提供する人材の確保対策を行います。
 - ② サービスの提供に欠かせない人材を確実に確保するため、円滑なマッチングや被災地で就労する上で欠かせない住宅など生活基盤の確保に対する支援措置を実施します。人材を確保できるまでは、関係団体などの協力を得て被災地以外からの専門人材による切れ目のない支援態勢を継続します。
 - ③ 被災地以外から支援に来た人材も含め業務に従事する労働者全ての実態を把握して、人材不足に起因する過重労働を防止するための適正な人員配置を行います。
 - ④ 被災した医療、介護、福祉、保育サービスに係る施策を速やかに復興し、要介護者、子ども、障害者、女性、外国人などの「要援護者」に必要な支援が行われるよう、ニーズや状況に応じたサービス提供体制を構築します。
 - ⑤ 被災者のPTSDやうつなどの対策のため、被災者の心の健康状態を避難先に関わらず定期的に把握しメンタルケア対策に取り組みます。その際、震災孤児（遺児）などの子どもや精神障害者、認知症や疾患を持つ人などについては、精神保健福祉士や児童福祉司、スクールカウンセラーなどによるメンタルケアを、特段の配慮をもって行います。併せて、復興作業に従事する労働者やボランティアの心的ストレス対策を講じます。
 - ⑥ 避難生活が長期化している住民が安心して暮らすことができるよう、「要援護者」や女性に配慮した避難先の環境を確保するとともに、住民の意向に配慮した新たな住まいや施設などへの円滑な移転を進めます。また、障害者などの被災生活における移動支援を確保します。
 - ⑦ 福島第一原発事故に起因して健康不安を抱く住民には、健康相談や甲状腺などの検診機会を保障し継続的に健康を管理します。また被災自治体が避難先市町村と連携し、被災者が避難先においても甲状腺検診や市町村のがん検診などを受けられるようにします。
 - ⑧ 住民が孤独・孤立した状態を引き起こさないよう、自治体の見守り機能を高めるとともに、行政や医療、介護、福祉、保育サービス提供事業者、NPOなどが協働するアウトリーチ型「見守り社会」の構築に向けた活動支援を強化します。高齢者サポート拠点の運営を支援するとともに、高齢者だけでなく
-

すべての住民を対象とする見守りおよび相談体制を構築します。

- ⑨ 市町村の実施責任を明確にした「地域包括支援センター」の運営体制の整備、財政基盤の強化をはかり、地域支援事業の内容の拡充をはかります。また、サービスの質の向上、運営内容の改善にむけ、地域包括支援センター運営協議会への当事者・福祉関係者、2号被保険者の代表等の参加促進をはかり、実効ある市民参画の仕組みを作ります。
- ⑩ 救急医療体制ならびに災害医療体制確立にむけ、各自治体・地域において住民・行政・医療機関・消防救急等による協議機関を設置します。また、24時間精神科救急体制確立のため、精神科救急指定病院の整備と質の向上、結核・感染症医療提供体制を整備します。
- ⑪ 学校と地域が連携し、地域の復興・再生を担う人材の育成に向けた教育を推進します。
- ⑫ 学校施設の耐震化を完了するとともに、子どもたちが安心して学び、遊べる教育環境を整備します。地域の学びの拠点である学校については、安易な統廃合を行いません。
- ⑬ 被災による教育の格差や進路選択への影響が発生しないよう、教育費に関する公的支援の拡充などを通じて、子どもの就学機会を確保します。

【国に対して】

- ① 国の責任で、被災地で医療・介護、福祉、保育サービスを提供する人材確保対策を行うよう求めます。
 - ② 雇用・就業機会が得られない場合や介護、福祉、保育サービスを受けられないために仕事ができない場合、移動手段がなく通勤できない場合など、被災者の生活にやむを得ない事情がある場合には、生活保護制度の機動的な適用を行います。また、被災者への生活保護費で自治体に過度な財政負担が生じないように、国は財政措置を行うよう求めます。
 - ③ 避難している子どもたちや放射線量が高く外で遊べない子どもたちが安心して遊べる場を確保するとともに、ストレスを抱える子どもたちへのメンタルケアをはかるための財政支援を求めます。
-

I 東日本大震災からの復興・再生

政策提言 5 環境・ライフライン政策

大規模災害の経験を踏まえ、上下水道やガスをはじめとした持続可能なライフラインの確立に向け、老朽施設の改築更新や耐震化（津波対策含む）対策を積極的に進めていく必要があります。また、福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質拡散の影響については、今後中長期的に観察しつつ必要な措置を講じるとともに、除染作業および放射線廃棄物処理に係る様々な対策にも取り組む必要があります。

【自治体】

- ① 災害に強い水道・下水道・工業用水道・公営電気・公営ガスなどのライフラインづくりを求めます。
- ② ごみ処理施設・処分場の排ガス、水処理、焼却灰、飛灰などの放射性物質濃度やダイオキシン類濃度の定期的な測定、公表を進めるとともに保管・管理を徹底します。必要に応じて近隣住民や各発生源となる工場等に働く職員の健康調査を行います。
- ③ 処理水や汚泥の利用をはじめ、熱や有機物などのリサイクル率の向上をめざす取り組みを求める一方で、放射能汚染された汚泥等は、二次製品も含めて安全基準内の利用となるよう定期的に監視します。
- ④ 水道事業は、地域水道ビジョンをすべての事業体で作成するように労使交渉を踏まえて対応します。
- ⑤ 下水道事業は、事業計画の義務付けなど、法改正予定の内容を踏まえた対応を行えるように取り組みを行います。
- ⑥ 震災により発生した廃棄物の処理は、各自治体が分別し最終処分を行うことを求めます。また、その際に、再利用など出来るものの活用をめざします。

【国に対して】

- ① 災害に強い水道・下水道・工業用水道・公営電気・公営ガスなどのライフラインの構築のため、耐震化などの国庫補助制度の拡大など国からの財政支援を求めます。
- ② 国内外の専門機関との連携をはかりながら、放射性物質による大気汚染・土壌汚染・海底を含む海洋汚染の実態を中長期的に観察し、状況に応じた回復のための必要な措置を講じることを求めます。
- ③ 自治体の協力を得つつ、放射性物質により汚染された廃棄物や除染後の表土などの処理を適切かつ迅速に行うため、除染技術の研究施設を県に設置するとともに、廃棄物の処理に必要な施設の整備および必要な財政支援を求めます。

-
- ④ 中間貯蔵施設は国で示している工程表どおり責任を持って設置するとともに、発生するすべての放射性物質に汚染された土壌、廃棄物は、国が責任を持って処分することを求めます。また、仮置場設置を進める自治体への財政措置、除染方法の技術的な支援措置を求めます。
 - ⑤ 国・自治体は、被災により発生した廃棄物の処理および再資源化を迅速に推進するため、集積場や処分場、再資源化拠点施設の整備を早急に行います。
 - ⑥ 地域からの環境保全の推進を行っていくため、汚水や汚泥の増加などによる環境への負荷の観点から単体ディスポーザーに対して市町村の管理下に置くよう法律（条令）改正を含め、検討を求めます。
-

政策提言 6 食品・農林水産業政策

放射性物質の影響が懸念されている地域・産地で生産された食品や農林水産物への安心・安全の確保は急務です。また依然として風評被害も続いており、消費者に対する適切な情報提供や風評被害の防止、農林水産業の復興・再生に、国・自治体が連携をしながら取り組んでいくことが求められています。

【自治体】

- ① 食材の安全性の確保のため学校現場での点検体制（放射性物質、遺伝子組み換え、残留農薬等）を確立します。地元の食材に親しむ地産地消を基本とし、画一的、独占的な調達によることなく、食材供給の多様化を進めます。
- ② 災害時における給食提供や炊き出し用備蓄品などの器具・機材設置を推進します。また、学校給食調理員を各自治体の防災計画上における組織体制の一員として位置づけ、災害時に迅速な対応ができるよう体制整備を求めます。
- ③ 学校給食に係る食材料の放射性物質検査に対する指針の策定を求めます。

【国に対して】

- ① 放射性物質の影響が懸念される地域・産地で生産された農水産物や加工食品に関する安心・安全を確保するため、生産・出荷と消費サイドの検査体制整備に向けた支援の継続を求めます。
- ② 農林水産物や加工食品、工業製品などに対する風評被害対策の強化、事業者支援の充実を求めます。

Ⅱ 自治体改革と行財政システム

政策提言 1 市民自治の実現と自治体改革

地方自治体を市民（住民）の政府とするために、自治体改革を進めます。地域の課題や施策については、「近接性の原理」に基づき、「問題はより身近なところで解決」していかなければならず、市民（住民）自治を実現するために、地方自治体のさまざまな政策の決定・実施において市民参加を進めます。また、市民参加・市民自治の実現に資する方向での自治体議会の改革と活性化を求めます。

【自治体】

<市民自治の実現>

- ① さまざまな行政サービスの実施において、市民（住民）、利用者、市民活動組織等が運営や政策決定に参加・関与できる仕組みを追求し、市民（住民）参加を進めます。
- ② 市民（住民）自治を中心に据えた「自治基本条例」や「市民参加条例」を制定します。
- ③ 自治体の総合計画の策定にあたって、市民参加を確保します。そのために「総合計画等の策定と運用に関する条例」などを作成します。
- ④ 行政評価制度を導入します。評価制度を自治体行政全般に適用するため、条例化を含む制度化を行います。評価結果を市民（住民）に公開するとともに、「市民評価委員会」など評価に対する市民（住民）参加の仕組みをつくります。また結果を踏まえて総合計画の見直しなどを行い、公共サービスの充実をはかります。
- ⑤ あらゆる行政施策・制度の決定にあたって、市民の合意形成を大切にするとともに、市民（住民）の意見を求めるパブリック・コメント手続きを導入します。
- ⑥ 行政の諸施策について、市民提案制度、職員提案制度を導入します。
- ⑦ すべての審議会において可能な限り委員の公募を行います。
- ⑧ 常設型の住民投票条例の制定を含め、重要な施策の決定に住民投票制度を導入し、投票権を20歳未満や外国籍市民（住民）にまで拡大します。
- ⑨ 基礎自治体よりさらに小さな地域（市町村合併前の旧町村や小中学校区単位など）における市民（住民）参加の仕組みを追求し、小さな自治（自治体内分権もしくは都市内分権）を実現します。
- ⑩ 市民（住民）の多様な活動を促進・支援するため、活動スペースや情報の提供などの、活動支援施策を拡充します。

<自治体議会改革>

- ① 自治体議会を自由で活発な政策討論の場とし、市民（住民）に開かれたものとするため、議会改革を

進めます。必要な議会会議規則改正を行い、議会基本条例を制定します。

- ② 一問一答形式や執行部の反問権など自由な討論による実質審議を確保するため、議会運営方法を工夫します。
- ③ 各種委員会も含め、会議と審議結果を原則として市民（住民）に公開するとともに、議事録未作成の自治体は、議事録も全て作成し、公開します。市民（住民）が傍聴しやすいよう休日・夜間開催など審議時間帯を工夫します。市民（住民）の関心を高めるため、議会活動の積極的な広報、議会広報誌、インターネットによる情報提供、CATVによる議会の中継等、情報提供をより充実します。また自治体議会独自の情報公開条例も検討します。
- ④ 執行部に対して議会の独立性を高めるため、議会事務局の独立性を高め、議会による政策立案を進めるためにサポート体制を充実します。また、議長による会議招集権の確立、議会予算の編成と執行を議会自らが行える制度を実現します。
- ⑤ 政務調査費は適正な金額とし、費用弁償は実費支給とします。さらに、使途について市民（住民）への説明責任を強化し、透明度を高めます。

● **議会基本条例**

議員間の自由討議や議員の質問に対する首長や自治体職員の反問権の付与、住民への議会報告会の開催など、議会の役割を定めた条例のこと。北海道栗山町議会で2006年5月に全国で初めて制定された。

Ⅱ 自治体改革と行財政システム

政策提言 2 地方分権の推進と自治体体制

地方分権改革は事務権限の移譲を中心に進められてきましたが、その内実をつくる段階にあります。各自治体は、行政のあり方、サービスの水準について、市民・利用者・NPO等が参加・自己決定するしくみを構築し、地域の特性に応じた適切な水準のサービスをめざしていかなくてはなりません。

まち・ひと・しごと創生総合戦略では、地域間の連携を推進することとされていますが、中心都市への集中と周辺の衰退を助長することのないよう、住民の合意形成を図りながら進める必要があります。

【自治体】

- ① 地方分権の理念、地域・自治体の自己決定の原則に基づく、自律的な自治体運営をはかります。その上で都道府県との対等関係、国との対等関係を築きます。
- ② 国による「義務付け・枠付け」見直しの流れを踏まえ、地域の実情に応じた条例を制定するため、体制整備を進めます。また条例制定にあたっては、福祉・医療、人権保障等に関わるものは最低基準を維持し、地域の特性に応じたより高い水準のサービスの提供をめざします。
- ③ 合併の是非の判断については、合併前の自治体における地域社会の維持、合併後の新自治体におけるビジョンの提示、合併に関わるすべての情報を市民（住民）に提供、開示し、市民（住民）の意向を最も重視した決定を行います。
- ④ 「平成の大合併」で誕生した自治体は、地域のコミュニティの変化などの各地域の現状、自治体の支所の存廃や公共サービス水準の変化などを調査して、合併による各種の影響を分析します。
- ⑤ 広域連合・一部事務組合は、構成市区町村の責任と役割を明確にしたうえで、市区町村間協力を基本とします。都道府県には必要な支援を求めます。広域連合は、地方分権、市民（住民）自治の視点から、実効性ある広域計画の作成、連合議長・議会の機能化、情報公開を求めます。一部事務組合でも議会の機能化、情報公開を進めます。
- ⑥ 定住自立圏構想、「連携協約」に基づく自治体間の連携については、周辺市町村の衰退などマイナスの影響が生じることがないか、連携に至る理由や効果、財政面の検証などについて事前に十分な情報公開をはかり、自治体間相互で協議、合意形成を図ります。
- ⑦ 新たに政令指定都市もしくは中核市となった自治体は、行財政運営に係る各種の影響を分析するとともに、マイナスの影響が明らかになった場合には必要な対策を講じます。

● 定住自立圏構想

中心市と周辺市町村が1対1で結ぶ協定に基づき、自治体間で機能分担をはかり連携をはかる仕組み。2009年4月1日から施行された。定住自立圏構想は、協定で結ばれた圏域の定住促進、様々な政策分野の連携をはかることを目的とし、中心市が「中心市宣言」を作成し、関係市町村の議会の議決を経て協定を定める。協定には、医療、福祉、教育、地域交通などの連携内容を規定することができ、財政措置として中心市、周辺市町村に特別交付税が措置される。

（都道府県）

- ① 都道府県から市区町村への権限、財源の移譲については、両者の協議と合意を通じて段階的に進めます。そのうえで都道府県は、「補完性の原理」に基づき、地域における広域的な事務や市区町村では担えない専門的な事務を担い、地域生活に密着した事務を総合的に担う市区町村との協働で地域の行政機能を担います。
- ② 「平成の大合併」を踏まえ、小規模自治体への支援策を具体化します。

【国に対して】

- ① 都道府県と市区町村の争いにかかわる自治紛争処理委員会については、独立した第三者機関としての機能を十分に持たせるよう求めます。
 - ② 国の直轄事業については、第2次地方分権推進計画で示された「全国的な見地から必要とされる基礎的又は広域的な事業」に国の役割を限定し、それ以外は原則として、自治体の実施または管理するものとするよう求めます。
 - ③ 道州制については、その性格や位置付けをはじめ、道州制に関する概念が統一されていないこと、導入する理由、国民生活に与える影響、現状の地方自治制度の問題点などが明確にされていません。国からの押し付けであってはならず、十分な国民合意に基づく地域・自治体の自己決定権によることを前提とし、行財政面での影響や市民自治などに与える影響など、議論を深化させるよう求めます。とくに、国の省庁を維持したまま、都道府県の廃止、市町村合併を推進する中央集権的な道州制に反対します。
 - ④ 市町村合併は、住民合意に基づく地域・自治体の自己決定権を尊重し、強制的合併施策を行わないよう求めます。
 - ⑤ 合併新法後の市町村合併は、自治体の自主性にゆだねることとし、これ以降の合併誘導策をとらないことを求めます。
 - ⑥ 行政機関の共同設置などについては、公共サービスの質の確保と自治権が損なわれないような制度設計を求めます。
-

Ⅱ 自治体改革と行財政システム

政策提言 3 市民に開かれた行政の実現

行政が保有する情報を市民（住民）に公開し、透明度の高い行政を実現していくことが、以前にも増して求められています。十分な広報だけでなく、公聴の充実も重要な課題となっています。番号制度の導入によって、行政運営における情報システムの活用範囲が拡大することとなりますが、プライバシー侵害の未然防止、個人情報保護の徹底がこれまで以上に求められています。また、消費者の安心・安全の確保をはかるため、消費生活センターの相談体制の充実・強化が必要です。

【自治体】

<情報公開・広報・公聴>

- ① 行政が保有する情報を可能なかぎり市民（住民）に公開し、透明度の高い行政運営を実現します。
- ② 市民（住民）に対する広報を重視し、開かれた行政とします。
- ③ アンケート調査、モニター調査、広聴はがき、市（町村）政懇談会、市（町村）民会議（市（町村）民委員会）、広聴会、市（町村）長と語る会など市民（住民）の意見、要望、苦情などを直接聞く広聴を拡充します。
- ④ まちづくりや地域社会の活性化のため、行政の基礎的情報となる統計情報、アンケート結果、地理情報などの提供を行います。

<情報公開条例の強化・見直し>

- ① 市民（住民）主権の基本として、市民（住民）の「知る権利」を明記します。
- ② 情報公開請求の対応だけでなく、情報提供、公表義務制度など、既存の制度や補完的な制度を包括した統合的情報公開制度とします。
- ③ 個人情報保護・プライバシー保護を前提としつつ、請求者は広く「何人」も対象とします。
- ④ 自治体出資法人（外郭団体）、事務組合、地方独立行政法人、指定管理者も対象とします。審議会等での審議についても、原則公開とします。
- ⑤ コンピュータ処理されている情報や、磁気ディスクや磁気テープ等の記録メディアに保有されている情報についても公開の対象とします。
- ⑥ 第三者機関として不服申し立て審査等を行う情報公開審査会および運営監視機関を設置し、審査手続きを明確にします。
- ⑦ 公開・非公開決定、不服申し立てに対する不服審査を迅速に行います。
- ⑧ 公文書管理法の努力義務規定を踏まえ、公文書の作成・保管・廃棄・歴史文書の保存というライフサ

イクルを見直し、公文書管理の条例化をはかり、公文書管理の適正化を行います。

<電子自治体>

- ① 地域社会の活性化、市民（住民）参画、情報公開、市民（住民）サービスのツールとしてICT技術を活用します。
- ② 市民（住民）の情報リテラシーの向上のためのICT教育を実施するとともに、デジタルデバйдに配慮した非ICTのコミュニケーションの併用についても配慮します。
- ③ ホームページ等を使用した迅速な行政情報の提供を進めます。情報提供にあたっては、コンテンツ（中身・内容）の充実と、専門的な用語やデータを使用せず、市民（住民）にわかりやすく見やすいものに加工して提供します。
- ④ 遠隔地医療など、医療福祉サービスの向上につながるICT技術を積極的に活用します。
- ⑤ 住民情報など行政サービスの基礎となる電子化された情報は、災害や事故に備え定期的なバックアップと遠隔地保管の徹底を行います。

<個人情報保護>

- ① 個人情報保護法に定められた自治体の責務にそった個人情報保護施策を求めます。
- ② 個人情報保護条例を、行政機関個人情報保護法を上回る内容となるよう見直し、センシティブ情報の収集の原則禁止、個人情報の目的外利用・外部提供における個人情報保護審議会など市民参加機関の意見聴取、個人情報のオンライン結合の原則禁止、個人情報取り扱い事務の登録制度などを盛り込むことを求めます。
- ③ 委託企業や自治体出資法人（外郭団体）、地方独立行政法人、指定管理者等も個人情報保護条例の対象とします。
- ④ 自治体のセキュリティ・ポリシーを策定し、定期的な見直しを求めます。
- ⑤ 住基ネットシステムについては、個人情報保護条例に、自治体外部との情報接続であることを特定し、その安全について定期的なセキュリティチェックを行い、外部からの侵入や違法な取り扱い、目的外利用のあったときは速やかに接続を停止し解決にあたる定めを設けます。また、災害等危機管理面からの情報管理のあり方を確立するよう求めます。
- ⑥ 住民基本台帳閲覧請求に対しては、利用目的が公共目的であるかを厳格にチェックし、商業目的やストーカーなど犯罪利用を排除します。また、後日調査ができるよう条例・規則等を整備します。
- ⑦ DV加害者である配偶者等による住民基本台帳写しの交付、閲覧などを規制します。制度改正の趣旨について、市民（住民）への周知をはかります。
- ⑧ 番号制度の実施について地域への周知をはかるとともに、第三者による点検及び市民への意見聴取を適切に実施した上で、特定個人情報保護評価を行い、プライバシー侵害などの未然防止をはかります。

● デジタルデバйд

パソコンやインターネットなどの情報技術を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる、待遇や貧富、機会の格差。個人の格差のほかに、国家間、地域間の格差を指す場合もある。

● 特定個人情報保護評価

国の行政機関や地方自治体が、個人のプライバシーに与える影響を予測した上で、特定個人情報（個人番号とひも付けられた個人情報）の漏えいなどの発生リスクを分析するとともに、リスクを軽減するための適切な措置を講じること。

<消費者保護>

【自治体】

- ① 消費者の安心・安全の確保のため、消費生活センターの相談体制を充実・強化します。
- ② 消費者の多重債務問題や悪質商法などの救済にあたっては、都道府県や専門の関係機関、自治体の関係部門との連携をはかります。

【国に対して】

- ① 消費者の安心・安全の確保のため、消費生活センターの相談体制の充実・強化をはかるため、十分な財政措置を求めます。
 - ② 消費者庁・消費者委員会の機能を充実し、消費者の目線に立って監視機能も含め横断的な機能を果たすよう求めます。
 - ③ 社会保障・税番号制度については、情報の目的外利用やなりすましなどの不正行為の防止や個人情報保護の徹底を求めるとともに、情報利用の範囲は国民合意のもと、慎重な判断を求めます。また、システム整備にかかる必要な財源保障を求めます。
-

Ⅱ 自治体改革と行財政システム

政策提言 4 地域公共サービスの質と水準の確保

第三セクター、公益法人、独立行政法人、PFI、指定管理者制度など公共サービスの担い手の多様化が進んでいます。財政危機を背景としたコスト削減のみを目的とする事務事業等のアウトソーシングの拡大はサービスの質の劣化を招き、行政の責任放棄となりかねません。とくに指定管理者制度は本格導入後10年が経過し、サービスの質・雇用面における課題も指摘されています。運用改善に向けた検証を行い、自治体当局に必要な措置を求める必要があります。市民の生活を守るため、自治体の責任を明確にし、より良い公共サービスの実現にむけて質と水準を確保します。

【自治体】

- ① 公共サービスの質の確保等をめざし、公共サービス基本条例を制定します。
- ② 公共サービスのアウトソーシングにあたっては、市民（住民）協働の理念を明確にした行政運営を基本とし、その必要性について、市民や労働組合など利害関係者との十分な協議と合意を前提に、慎重に検討します。
- ③ 行政コストの削減のみを目的とした「まず民間委託ありき」の発想には反対します。行政サービスの水準が低下する懸念がないか、徹底した情報公開と民間委託の妥当性について検証を求めます。
- ④ 公の施設の管理においても、機械的に指定管理者制度を選択するのではなく、公共サービスの質が担保されるよう直営、部分委託、指定管理者のどれが望ましいのかを選択するよう求めます。
- ⑤ 指定管理を含め行政の事務事業の委託においては、コスト削減だけを目的とすることなく、公務情報の管理の重要性なども鑑みて検討し、質の高い公共サービスの実現へとつながるものとなるようにします。そのため、特命指定や長期間の指定を可能とし、公募要件に労働法令遵守を明記します。人件費確保のため、適正な人件費を積算した指定管理料を設定します。
- ⑥ PFI制度を活用する場合には、公平・公正な公共施設の役割とサービスの質が損われることがないよう慎重な検討を行うよう求めます。
- ⑦ 事務事業の民間委託、指定管理者の導入、PFIの採用において、事業者の選定から事務事業の実施に至るモニタリング（日常的かつ継続的な点検）、事業の実施状況に係る事後評価を行うしくみを導入します。また、事業の評価・監視を行う市民（住民）が参加した第三者機関を設置します。
- ⑧ 民間委託においては、委託された事業を、責任を持って実施できる事業者に委託することを基本とします。「単に肉体的な労働力を提供するものでない」という職業安定法施行規則4条の趣旨を守るとともに、(ア)委託業者に直接指示・相談してはいけない。(イ)用具・設備は委託業者が用意することを徹

● 指定管理者制度

地方自治法244条の2の改正により、「公の施設」の管理運営主体について民間事業者やNPOなど幅広い団体に委ねることを可能とした制度。

底させます。

- ⑨ 指定管理者の選定においては、2010年12月に出された総務省通知を踏まえ、公の施設の役割・目的にそったものであるかどうかを最優先とし、価格のみの比較とせず、非公募による選定も選択肢としつつ、総合的な評価による決定を求めます。
- ⑩ 民間委託や指定管理において、一方的な仕様書の変更や委託料・指定管理料引き下げなど、自治体の優越的な地位の濫用を禁止します。
- ⑪ 事業提案制度などにもとづく市民（住民）・NPO等と自治体の協働事業については、提案者と自治体が対等な立場で協議し、成果品（成果物）の帰属先などを明記した契約を締結します。
- ⑫ 指定管理者が自らの努力で利用料徴収などの増収をあげた場合、指定管理者側に利益を還元するしくみを導入します。
- ⑬ 地方独立行政法人制度については、その有効性や質について分析を行い、制度の導入の是非について検証し、導入した場合は、業務や会計状況などについて徹底した情報公開を行い、市民（住民）に対する説明責任を果たします。
- ⑭ 公の施設の民間委譲においては、その当否について十分な情報提供を行い、市民（住民）の判断を求めます。利用者、当該施設で働く労働者が不利益をこうむることのないようにします。
- ⑮ 国家戦略特区、構造改革特区制度、地域再生制度を活用した自治体の提案・申請においては、市民（住民）に情報提供を行い、制度の活用による地域の影響、効果などについて十分な合意形成を図ることを求めます。また、制度活用後について事後的な検証を求めます。
- ⑯ 行政サービスにおける派遣労働者の導入に関しては、その当否について労使協議を前提とし、安易な派遣の拡大や法令違反を排除します。
- ⑰ 特定非営利活動促進法および寄附税制の改正をうけて、地域実情に応じたNPO活動の促進を行います。特に住民税の寄附控除については、対象となるNPOの指定を行う条例の制定を進めます。

【国に対して】

- ① 公共サービス基本法の具体化、および公契約基本法の制定をすすめるよう求めます。
- ② 市場化テストの導入は、必ずしも行政コストの削減につながらないことから、国の強制や誘導には反対します。
- ③ 官公需の地場企業への発注にあたっては、労働基準法など労働法の遵守と地域の平均賃金を下回らない人件費の積算と支払いなどを受託事業者には義務づけるなどして、公正労働基準の徹底を求めます。
- ④ 事業譲渡などの場合の雇用継続の法制化を求めます。
- ⑤ 談合、ダンピングなどを防止する法制度の規制を強めるよう求めます。
- ⑥ 優越的な地位の濫用を禁止した公正取引と透明な市場の確立にむけ、公正取引委員会の体制強化をはかり、法の実効ある措置を求めます。

● 市場化テスト

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき、公共サービスの担い手を官民の競争入札で決めるという制度。行政サービスのコストや質が適切かどうかを民間事業者との競争入札で比較し、官より優れていれば民間が業務を受託する仕組み。

Ⅱ 自治体改革と行財政システム

政策提言 5 公契約条例の制定・入札改革

自治体の入札・契約制度の改革・改善を進めるため、自治体の入札・契約制度に、ダンピングを防止する「最低制限価格制度」や価格以外の要素も含め受託事業者を選定する「総合評価方式」を積極的に導入し、良質な受託事業者の選定と労働者の適正な労働条件を確保することが必要です。

現在、いくつかの自治体で、このような入札・契約制度の改善策を盛り込んだ「公契約条例」の制定が進められていますが、全国的には、まだ大きな動きとなっていません。公共サービスの質の確保と地域で働く労働者の労働条件の確保にむけて、「公契約条例」制定を進めます。

さらに現在、自治体財政の圧縮により予算規模が縮小する一方で、アベノミクスによる公共事業の集中投下、東京オリンピックの建設需要などを背景とした資材、人件費の高騰、入札不調により、地域に必要な事業が採択されず、震災復興の停滞を招いています。質の高い公共サービスを提供するため、必要財源の確保、予定価格の適切な積算など、入札・契約制度の改善を進めます。

【自治体】

- ① 公共サービスの質の確保と公正労働基準を確保するため、公契約条例（社会的価値を実現するための自治体契約のあり方に関する基本条例）を制定します。公契約条例の制定をめざすため、現在の各自治体における入札・契約内容について再度点検し、適正な運用となるよう求めます。
- ② 委託事業者の選定にあたっては、価格のみの競争入札とせず、社会的価値（公正労働、福祉・環境・人権・男女平等）に配慮した落札者決定の基準を定めます。労働基準法など法令違反のある事業者は入札参加資格審査で排除します。
- ③ ダンピングの防止と委託先労働者の公正労働を確保するため、すべての入札において、「最低制限価格制度」「低入札価格調査制度」を適用し、適正な事業者を選定します。
- ④ 労働基準法や最低賃金法などの労働法規を遵守し、労働者に対して生活できる賃金を保障するため、自治体当局に対して、「労務監査」の実施を求めます。
- ⑤ 入札参加資格において、就業規則の制定などの労働基準法・最低賃金法・男女雇用機会均等法に関わる勧告・公表、障害者法定雇用未達成に関わる勧告、不当労働行為に関わる救済命令、労働保険への未加入などの法令違反の実態について審査を行います。
- ⑥ 公共サービス水準の確保、適正な委託事業者を選定する観点から、予定価格について、積算根拠の明確化をはかるとともに、公共工事設計労務単価や建築保全業務労務単価などを参考に市場価格の適切な反映を求めます。

● 最低制限価格制度

地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき、工事または製造その他についての請負契約の入札において、契約内容に適合した履行を確保するため、入札の際、あらかじめ最低制限価格を設け、最低制限価格を下回る場合には、これを落札者とせず最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度。

● 低入札価格調査制度

地方自治法施行令第167条の10第1項の規定。工事又は製造その他についての請負の契約の入札において、あらかじめ設定した調査基準価格を下回る価格をもって入札した者があった場合、すぐに落札者を決定せず、低入札価格の調査を行ったうえで、当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを決定する制度。

【国に対して】

- ① ILO94号条約（公契約における労働条項）を批准し、公契約における公正取引の確保と公正労働基準の法的確立を求めます。
-

Ⅱ 自治体改革と行財政システム

政策提言 6 自治体財政の確立と税制改革

国・地方通じた財政再建議論が進められていますが、地方自治体が、地域のセーフティネットとして、公共サービスを確立するため、地方交付税による財源保障・財政調整機能の堅持が必要です。また、地方自治体が提供する公共サービス水準の確保と財政の自立性を高めていくため、税財源のさらなる地方への移譲等、補助金を通じた国の財政的な関与の廃止、縮減など、抜本的な地方税財政制度の改革が不可欠です。

まち・ひと・しごと創生のため、地方財政が拡充されましたが、地域の財政需要を再点検し、必要な財源保障を求めることが求められています。そのためにも、「国と地方の協議の場」等を活用し、地方財政計画の策定、地方交付税算定に自治体の意見を反映していくことが必要です。

【自治体】

- ① 市民に行財政状況を的確に伝達するため、財政に関する情報公開・提供の充実をはかります。
- ② 自治体職員・労働組合は、自治体の財政状況の理解を進めます。
- ③ 自治体財政健全化法に基づく「財政健全化計画」の策定については、正確な情報・推計値に基づくものとし、政策の優先度を明確にします。また、財政指標悪化の原因については一般会計だけでなく、公営企業会計、第三セクターなどを含めた自治体全体の財政状況の点検・検証を進めます。また、首長や議会の責任を明確にし、財政破綻防止に向けて具体的な取り組みを行います。
- ④ 自治体財政をより客観的に把握するため、バランスシートの導入や自治体公会計制度の整備を進めます。
- ⑤ 公共事業の実施にあたっては、地域の将来の人口推計や財政負担額を考慮し、過剰投資を防止します。また、公共施設の更新、除却など今後のあり方を検討する際には、維持管理に係るランニングコストのみならず、施設が果たす目的や機能などを含め多角的な検証を行います。
- ⑥ 財政における議会の責任を明確にし、議会が十分なチェック機能を果たします。
- ⑦ 監査機能については、選任規定・手続きを条例化し、監査委員として適切な人材が選任されるよう機能の整備・強化をはかります。また、外部監査制度を活用し、公認会計士による監査基準を充実します。
- ⑧ 地域の実情を踏まえた公共サービスの充実のため、自治体における課税自主権の拡大を具体的に検討し実行します。法定外目的税や法定外普通税などの新税については、税収の用途などについての住民への十分な説明と合意形成を前提に政策実現の観点から積極的に導入します。
- ⑨ 法定税についても課税自主権の積極的な活用を検討します。また、市町村住民税の税率改定など、課

● 自治体財政健全化法

地方自治体の財政悪化が深刻化し、その健全性が問われることになったことを受けて第166通常国会で法制化。自治体の実質赤字や公債費等の比率が早期健全化比率以上になった場合に、自治体は財政の早期健全化や再生計画を策定しなければならない。特に、財政再生計画の策定が不可避となった際には、総務大臣の同意が必要となり地方債の起債制限等、国の厳しい管理下に置かれる。地方公営企業も対象で、毎年資金不足比率の公表が義務づけられ、健全化比率（20%）以上となれば経営健全化計画の策定を余儀なくされる。2009年4月から全面施行となった。

税自主権の行使については、議会や住民、利害当事者の間で十分な議論を通じ、その政策目的や自治体財政の現状などのアカウンタビリティ（説明責任）を果たしながら、検討、実行します。

- ⑩ 社会保障費の増加、地域交通の充実、人口減少対策など、地域に必要な財政需要を再点検し、地方交付税などによる財源保障が不十分な場合には、国と地方の協議の場、地方交付税法第17条の4の規定などを通じて、適切な財源保障を求めます。

【国に対して】

- ① 地方財政制度の現行の枠組みを堅持し、地方交付税制度の財源保障機能と財政調整機能と自治体の安定的な財政運営に必要な地方交付税の総額を確保するよう求めます。また、地方財政計画の策定、地方交付税の算定に関する自治体の意見を反映するため、「国と地方の協議の場」の定例的な開催を求めます。
- ② 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降の安定的な財源確保を求めます。また、人口急減・急増自治体に対する地方交付税措置の充実を求めます。
- ③ 国・地方の税源配分割合を当面5対5とするため、地域偏在性の少ない所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を求めます。
- ④ 国庫補助負担金の改革については、社会保障分野などの市民生活に直接影響するナショナルミニマムの確保を前提としつつ、国庫補助負担金の廃止と税財源の移譲をめざします。地方の財源不足は、交付税法の趣旨に基づき法定率を引き上げ、国の財政負担により補てんすることを求めます。
- ⑤ 国庫補助負担金の廃止・縮減にあたっては、それに見合う一般財源の確保を求めるとともに、一般財源化にともなう地方交付税算定根拠の明確化を求めます。
- ⑥ 公共サービスの質と社会保障をはじめとするセーフティネットを確立するため、所得税の累進性の強化、相続税の基礎控除引き下げなど、税制による所得再分配機能の強化を求めます。消費税率の引き上げにあたっては、社会保障の安定・充実に充当するとともに、低所得者への逆進性対策を求めます。
- ⑦ 法人税や地方法人二税、自動車取得税をはじめ、地方財政に影響する各種税制の廃止、減税、見直しを行う場合には、自治体の財政運営に支障が生じることがないように、代替財源の確保を求めます。
- ⑧ 地球温暖化対策のための税については、その用途を森林吸収源対策に拡大するとともに、地域の環境保全に自治体が果たす役割を踏まえ、税収の一部について地方税源とするよう求めます。
- ⑨ 基準財政需要額の算定は、社会保障分野のセーフティネットの確立、環境対策の充実、農林水産業振興など、増大する地域の財政需要の実態を考慮しつつ、算定根拠と算定方法の透明化を求めます。
- ⑩ 交付税の算定および配分の基礎となるもののうち、補正係数は国と地方の協議のもとに法定化し、その計算式の根拠とその効果について公表するよう求めます。
- ⑪ 小規模自治体に対する地方交付税算定については、段階補正の復元や、市町村合併により生じた新たな財政需要に対応するため、算定方法の改善を求めます。また、雇用や環境などに配慮した交付税の配

● 地方交付税法第17条の4

交付税の算定方法の公開と透明性の確保をはかり、自治体意見を反映した算定基準となるよう、地方分権一括法の成立とともに改正された。主な内容は、①個々の自治体は、交付税の額の算定方法に関し、総務大臣に対し、意見を申し出ることができる（17条の4、第1項）、②総務大臣は、この意見の申出を受けた場合においては、これを誠実に処理するとともに、その処理の結果を、地方財政審議会に報告しなければならない（17条の4、第2項）。

● 財源保障機能と財政調整機能

財源保障機能は、個別自治体では基準財政需要額、基準財政収入額の設定を通じて、計画的な行政運営が可能となるように必要な財源を保障することであり、地方財源全体では地方交付税の総額が国税5税の一定割合として法定されることにより、地方財源が総額として保障する機能をいう。財政調整機能は、地方団体間における財政力の格差を解消するため、地方交付税の適正な配分を通じて地方団体相互間の過不足を調整するしくみをいう。

分を求めます。

- ⑫ 公立保育所、国民健康保険事業、乳幼児医療費助成をはじめとした地方単独事業については、国と地方の協議の場などで協議し、必要な財政需要を地方財政計画、基準財政需要額に算入し、財源保障することを求めます。
 - ⑬ 橋梁、交通施設、上下水道施設、港湾岸壁、公共施設など、既存の社会資本の長寿命化・老朽化対策を進めるため、財政需要を的確に把握し、地方財政計画に計上すること。
 - ⑭ 特別交付税は災害時などの突発的特殊財政需要への必要のみに限定し、算定内容の透明化と算定方法に対する地方自治体の意見の反映を求めます。
 - ⑮ 自治体財政健全化法の運用においては、自治体の自主性を損なうことなく、国の関与を最小限にとどめます。早期健全化対象自治体に対しては、行政需要に配慮した財政措置の充実を求めます。
 - ⑯ 番号制度の導入については、個人情報保護策の徹底と自己情報へのアクセス権の確立を前提に、公平な税制をめざし、所得の正確な把握と総合課税化の確立を求めます。
 - ⑰ 自治体裁量による税率決定を促進するため、地方税にかかる制限税率を緩和するよう求めます。
-

Ⅲ 社会保障

政策提言 1 保健・医療・介護・福祉連携のまちづくり

日本は2005年以降、急激な人口減少局面に入り、2060年には総人口が9,000万人を割り込むとともに、高齢化率は40%近い水準になると推計されています。適切な社会政策を推進しなければ、労働人口は減少し、国民の生産力も低下せざるを得ないことは明らかです。

社会保障政策は人口減少局面に対応する社会政策の中軸です。雇用や生活環境の変化、格差の拡大、そして社会保障給付費の増加など、社会保障を取り巻く状況変化を見据え、改革を推進しなければなりません。そのためにも、少子化（子育て）対策を含め、すべての世代に対応でき、また持続可能で安心な信頼できるセーフティネットとしての社会保障制度を構築する必要があります。

そして少子高齢・人口減社会においても活力ある持続可能な地域づくりのために、高齢者も障害者も子どももすべての住民が安心して地域で暮らし、そして支え合う「地域包括ケアシステム」を住民とともに創り上げましょう。

自治体は地域でくらす、市民（住民）のみなさんが、さまざまなライフステージで必要とするニーズに応じたサポートを、身近な地域で活用できるよう、地域を担い手とした保健・医療・介護・福祉の連携を推進します。

【自治体】

- ① 医療と介護の連携強化や良質な地域医療と介護の提供体制の確立のために、必要とするすべての人が安心できる保険給付を保障します。また、医療、介護、福祉サービスなどが日常生活圏で切れ目なく受けられ、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう「地域包括ケアシステム」を確立します。
- ② 自治体基本計画の策定にあたっては、ユニバーサル・デザイン（すべての人が利用しやすい普遍的なデザイン）の観点で、保健・医療・介護・福祉はもとより、交通、公共施設、居住環境、住宅、人権諸制度などを包括的な計画として策定します。
- ③ 障害の有無、性別、年齢、出身地などに関わりなく、すべての人の尊厳と権利が保障される地域の制度づくりを進めます。
- ④ 当事者、関係者および住民の参加と関与、協働に基づく制度づくりと検証・改善を進めます。
- ⑤ 具体的なまちづくりの推進にあたっては、バリアフリー新法や高齢者、障害者等のニーズに基づき、共生社会の実現のための環境整備を進めます。
- ⑥ 従来の社会保障と雇用の谷間となっている、非正規労働者や外国人労働者、単身世帯の急増など、新たな変化とニーズを踏まえた「市町村地域福祉計画」を策定します。

- ⑦ 成年後見制度が被成年後見人本人の意思決定を尊重する仕組みとして機能するとともに、制度利用を容易にするため、成年後見制度利用支援事業や地域福祉権利擁護事業を拡大します。
- ⑧ 居住権、生活権を重視したリバース・モーゲージ制度（不動産を担保とした生活資金融資制度）は、その欠点である居住債権侵害をもたらさないなどの改善を加えたうえでの実用化をはかります。
- ⑨ 安全、安心、安定の生活設計を重視し、福祉サービスや関係サービス資源の活用等をワンストップで支援する総合生活相談コーディネーターを職業として育成・配置し、自治体での相談・情報サービス・サポート機能を拡充します。
- ⑩ 医療、介護、幼児教育・保育、福祉を支える従事者の処遇改善および人材の確保、離職防止やキャリアアップをはかり、その質の向上をめざします。

【国に対して】

- ① 社会保障はコストではなく、「未来への投資」と位置付け、医療、介護、子育て、新しい職業訓練等の分野で積極的労働市場政策と積極的社会保障政策の連携による安心の給付を実現します。
 - ② 社会保障にかかる、ナショナルミニマムを堅持するとともに、福祉・社会保障サービスにおける情報提供と情報公開を進めるとともに、苦情解決、虐待や拘束の調査・監視、指導・改善勧告権限をもった第三者機関の制度化をはかります。
 - ③ 「いつでも・どこでも・だれでも安心して暮らせるまちづくり」とそのための質の高い現物サービス給付を確立するため、医療・介護労働者などの処遇改善等を通じた人材の確保と定着を図ります。
 - ④ 営利法人による福祉サービスの提供にあたっては、他事業との会計上の分離の明確化を維持、倒産や資金ショートによる事業撤退やサービス中断が発生しないよう社会的規制のルール化をはかります。
-

Ⅲ 社会保障

政策提言 2 最低所得保障と最低生活保障を基礎としたセーフティネットの再構築

アベノミクスによる経済効果で、景気は回復しつつあるとされていますが、生活保護受給者と貧困層は増大しており貧富の格差は拡大しています。しかし、政府は3年連続の生活扶助費の引き下げに続き2015年度には、住宅扶助と冬季加算も引き下げられることになり、生活保護費の削減が進められています。しかし、生活保護以外の社会保障制度が脆弱な中で、生活保護のみを縮小する方向で見直すことは、社会保障総体の生活保障機能の低下につながります。社会保障制度を拡充することによって、「最後のセーフティネット」としての生活保護に適正な位置付けを与えることが求められています。「第1のセーフティネット」（社会保険等）の改善はもとより、「第2のセーフティネット」として2015年4月から本格実施される生活困窮者自立支援の充実に向け取り組みます。その上で、最後のセーフティネットとして「利用しやすく自立につながる生活保護」を整備する必要があります。

【自治体】

- ① 福祉事務所の相談・支援機能の充実をはかり、査察指導員とケースワーカーの増員（生活保護の80ケース対1の標準数の遵守や福祉五法職員の増員）など実施体制を整備します。また、母子自立支援員や家庭相談員など非常勤雇用が常態となっている職種について、均等待遇の実現など処遇改善をはかります。
- ② 福祉事務所の職員の専門性を高めるための研修の実施および人事サイクルの見直しを進めます。また、専門職の採用を検討します。
- ③ ケースワーカー、査察指導員の人材育成をはかります。また、自立支援プログラムおよび生活保護制度見直しにともなう扶養義務の強化等が生活保護からの排除にならないよう、社会福祉法の理念を実現する業務内容の徹底をはかります。
- ④ 生活保護制度や保護基準について、申請すべき市民（住民）が放置されないために市民（住民）に対する積極的な情報公開及び対象者への確実なアプローチを推進します。
- ⑤ 2015年度から始まる生活困窮者への自立支援については、総合的な支援体制の構築に向けて、福祉事務所の体制強化とハローワーク、社会福祉協議会、NPOなど関係機関の連携システムを構築し、生活困窮者および生活保護受給者に対する求職支援、住宅保障、生活福祉資金貸付、パーソナル・サポートなどを一体的に運用するワンストップ・サービスの仕組みを整備します。

【国に対して】

- ① 生活困窮者への自立支援体制を構築するための財源を確保するとともに、すべての生活困窮者の支援を明確にします。また、支援に関する実施体制は地方の実態にあわせつつも、人員配置などの指針を明示した国の補助事業として実施することを求めます。
 - ② 生活困窮者の就労に向けた社会生活上の自立の促進のための訓練等に関する事業については、履歴書・職務経歴書作成、面接支援など、多様な展開を求めます。
 - ③ 生活困窮者の就職活動における物理的な支援については、面接に行くための交通費、携帯電話の貸出費用、履歴書に貼附する写真・送料、床屋代などがあることから、柔軟に支援・給付できる手当についての検討を求めます。
 - ④ 生活困窮者の自立支援や求職者支援、貸付など、生活困窮者が活用できる制度の情報に関しては、積極的に広報することを求めます。
 - ⑤ 生活困窮者の自立支援の訓練等を行う事業所の認定については、中間的就労が新たな貧困ビジネスにつながる懸念や、実施体制を確保するための財源や人員配置などにも課題があることから、十分な実施体制と監督機能を構築することを求めます。
 - ⑥ 生活保護に過度の負担をかけず、低所得者を中心に所得保障施策の拡充をはかるため、児童扶養手当、児童手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当などの社会手当や生活福祉資金および公費負担医療の拡充を求めます。
 - ⑦ 福祉事務所のケースワーカーや査察指導員の人員確保のため基準財政需要額算定の改善を求めます。また、人員確保のためにも地方自治庁舎の秩序の維持（巡回及び警備）及び来庁者の対応に対し、過度な定数削減を求めないよう要請します。
 - ⑧ 生活支援の必要な外国籍市民（住民）にも生活保護を例外なく適用することを求めます。
 - ⑨ 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の見直しをふまえ就労、居住、医療、福祉の総合的で一体的な支援事業の拡充と財政的な支援を求めます。
 - ⑩ 法および通知により非常勤による任用を原則としている母子自立支援員、婦人相談員、家庭相談員などについて、法改正などにより、処遇の改善を求めます。
 - ⑪ 生活保護基準の引き下げは、低所得者に関わる多くの制度に影響を及ぼし負のスパイラルや貧困の連鎖を助長することが懸念されるため、その実施の回避を求めます。
-

Ⅲ 社会保障

政策提言 3 安心の社会保険制度と医療制度

日本では、1961年に国民健康保険制度が完全普及し、国民年金制度が導入されることにより、国民皆保険・皆年金制度が実現し国民誰もが医療を受ける機会や老後の生活の保障が国の責務として実現されました。しかし、近年非正規労働者の拡大など雇用・就労形態や生活環境の変化、少子高齢・人口減少の進行などで従来の社会保険・社会保障制度では想定しない状況が生まれています。また財政論から国民皆年金・皆保険制度の解体につながる動きも強まっています。

安定的で持続可能な社会を実現するために、すべての人に雇用の機会を保障し、貧困の解消と格差の是正を通じ、「働くことを軸とする安心社会」をめざします。公助・共助・自助のバランスのとれたすべての社会構成員・世代を対象とするユニバーサルな社会保障制度を確立します。

【自治体】

- ① 国民健康保険制度の地域医療保険制度としての機能を強化し、都道府県単位の財政運営の広域化をすすめます。なお、広域化にあたっては、住民に対する健康指導、保険料の徴収、介護保険制度との連携などの保険者機能が損なわれないよう機能強化、役割分担を明確にします。
- ② 国民健康保険における保険者機能の強化として、地域住民に対する健康づくりや患者、国民の立場に立った医療費の適正化に積極的に取り組みます。国保連合会は、保険者支援を積極的に担い、保険者機能を強化します。
- ③ 国民健康保険の保険料の限度額を世帯員数や所得に応じて見直し、保険料は応能負担原則を基本とします。
- ④ 特定健診・特定保健指導の実施についてはその効果と評価について検証し、高齢者医療制度の抜本的見直しとともに再検討します。市町村等による一般的な健康増進対策への支援はこれを拡充します。
- ⑤ 公費負担医療については、疾病の発生状況の変化や制度間の負担の均衡等に対応して事業を見直していくとともに必要な医療の公費負担・自己負担額の助成を行います。
- ⑥ 国民年金制度の安定的運営をはかるため、未加入・未納対策をはじめとする諸施策について、日本年金機構と市町村の連携をさらに充実・強化します。
- ⑦ 社会みんなで支える年金・医療・介護といった社会保険制度への理解を深めるための教育や情報提供を強化します。

【国に対して】

- ① 国民皆保険・国民皆年金を堅持し、国の責任のもとで、年金・医療保険各制度の運営体制を整備し、持続可能で安心・信頼される社会保険制度の確立を求めます。
 - ② 社会保険適用は原則すべての雇用労働者とします。そのため、正規労働者と非正規労働者との均等待遇に向けた制度改革を進めます。当面、具体的には、雇用保険加入要件と同等とし、標準報酬月額についても見直しの検討を求めます。
 - ③ 医療保険制度については、保険者機能が発揮できるよう、地域の連帯としての国民健康保険と、健保組合や共済、協会けんぽの職域の連帯としての被用者保険制度とします。構造的な赤字財政が避けられない国民健康保険には必要な公費負担と制度間の財政調整を求めます。
 - ④ 世代間の連帯と制度への信頼をはかるため国民への広報活動と情報の開示を求めます。
 - ⑤ 協会けんぽについては、公的医療保険制度の持続可能性を確保するため、国庫補助を法定上限の20%まで引き上げ、財政を安定化させることを求めます。また、財政の管理・運営における被保険者参加の制度化を求めます。
 - ⑥ 国民健康保険については、医療保険財政の安定と保険者機能の強化のため、都道府県単位の広域化することをすすめます。なお、広域化にあたっては、住民に対する健康指導、保険料の徴収、介護保険制度との連携などの保険者機能が損なわれないよう機能強化、役割分担を明確にします。
 - ⑦ 医療保険各制度における患者一部負担については、公費負担などの財政措置を講じたうえで、必要最小限の自己負担によりリスクの分散を図る観点と、年齢による差別を是正する観点から小学校就学前は無料、その他世代は原則2割負担を求めます。
 - ⑧ 高齢者医療制度については、公費負担の大幅拡大を前提に、自治体及び保険者の意見を聞き、後期高齢者医療制度は廃止し、社会保険に加入している高齢者本人とその扶養家族は職域保険に、その他の高齢者は国民健康保険に加入する仕組みの構築を求めます。
 - ⑨ 大病院への患者集中を避けることや適切な医療機関での診療を行うためにも、総合診療機能をもつ「家庭医（仮称）」の育成と認定制度を整備することを求めます。
-

Ⅲ 社会保障

政策提言 4 高齢者のくらしと介護サービス

高齢者人口は増加を続け、2025年には28.7%と予想されています。介護保険制度は、介護の社会化を実現し、介護サービスの量的拡大を達成するために、市場システムを大幅に導入しましたが、結果として介護労働者の雇用・賃金・労働条件が加速度的に悪化し、人材不足が深刻化することとなりました。

持続可能な社会保障制度の確立を図るという名目で、2015年4月から実施された介護保険制度改正については、要支援者に対する訪問介護と通所介護が介護給付から市町村事業に移行されるとともに地域包括ケアシステムの推進等が示されました。また、同じく2015年4月に実施された介護報酬改定については、4.48%の引き下げと処遇改善加算等が示されました。

その結果、軽度者支援の後退や介護労働者の処遇低下、サービス事業所の撤退、サービスの地域間格差拡大等が危惧されることから、処遇改善加算等の確実な請求をはじめとする介護保険サービスの量と質の低下を招かない取り組みが必要です。

【自治体】

- ① すべての高齢者や障害者が地域・在宅において生活できる地域包括ケアシステムを整備し、住宅政策やまちづくりと一体となった総合的な基盤整備を行います。
- ② すべての市民（住民）に介護保険制度について、きめ細やかな広報活動を実施し、あわせて、市民（住民）・利用者に給付と負担の関係や保険財政についての情報公開を進めます。
- ③ 要介護の外国籍市民（住民）が本人の意志に基づく介護サービスを選択できるよう、サポート体制を充実します。
- ④ 在宅支援を軸にした介護基盤の整備をはかるため、障害者総合支援法で策定を義務づけられている都道府県および市町村の障害福祉計画において、介護保険の適用対象とならない65歳未満の要介護者に対する介護保障、生活支援を充実します。
- ⑤ 介護相談、苦情解決を第一義的に対応する相談窓口の設置など苦情解決システムの整備と利用者・市民（住民）に対する権利擁護機関を設置します。
- ⑥ 市町村の実施責任を明確にした「地域包括支援センター」の運営体制の整備、財政基盤の強化をはかり、地域支援事業の内容の拡充をはかります。また、サービスの質の向上、運営内容の改善にむけ、地域包括支援センター運営協議会への当事者・福祉関係者、2号被保険者の代表等の参加促進をはかり、実効ある市民参画の仕組みを作ります。

- ⑦ 過疎や離島、山間地等のサービス事業について、責任をもった補助・助成や緊急・対応困難なケースへの対応を行います。
- ⑧ 保険者として介護サービスの向上をはかるため、ホームヘルパーやケアマネジャーの研修受講を促進するために、必要な財政措置を講じるとともに、研修機会を確保します。
- ⑨ 被保険者証及び負担割合証の交付をはじめ、保険料の賦課・収納、要介護認定事務等、今回の介護保険制度改正によってさらに求められている市町村の実施体制を担うために必要な職種と要員を配置し、制度の公正性・公平性の確保と保険者機能の強化をはかります。
- ⑩ 所得段階別保険料の弾力的設定や、低所得者に配慮し、安心してサービス利用ができる対策を進めます。
- ⑪ 労働法令の遵守を前提に、多様な形態の雇用を提供し地域ニーズに即した介護サービス提供事業を行うNPOに対する支援を行います。
- ⑫ 高齢者自身による地域型事業の起業を支援します。
- ⑬ 介護保険制度の根幹である要介護認定の中立性、公正性、公平性を確保するため、認定調査については保険者が自ら行います。また、チェックリストの活用を条件とせず、被保険者の要介護認定申請を権利として保障します。
- ⑭ 保険者機能の強化をはかるため、一ヵ所以上は保険者が直営する地域包括支援センターを設置、または基幹型地域包括支援センターを保険者直営で設置します。
- ⑮ 介護人材を確保するため、財源保障を踏まえた自治体版「福祉人材確保指針」を策定、実施します。
- ⑯ 事業者に対する指導監査の実施水準を確保するため、都道府県の実施体制を確保します。
- ⑰ 核家族や単身世帯の増大による家族介護力の低下をふまえ、介護者に対する支援策の策定およびその実施を求めます。

【国に対して】

- ① 介護労働者の処遇改善については、処遇改善加算の請求状況の検証と必要な対策を求めます。また、介護職キャリアパスを経験及び資格・研修に対応する職務と適正な賃金体系として確立し、広く普及させることを求めます。
 - ② 介護保険施設について、社会保障としての居住保障を明確化することを前提に、補足給付を見直すとともに、ナショナルミニマムとしての最低基準の緩和に反対し、その改善を求めます。また、要介護1・2の特別養護老人ホームへの入所に対して不当な抑制が生じていないか検証するとともに必要な対策を求めます。
 - ③ 訪問介護について、生活援助を身体介護と一本化するとともに、サービス提供責任者の常勤要件の緩和の見直しを求めます。
 - ④ 介護給付費の適正化事業について、「適正化」に名を借りた給付抑制につながらないよう運用の改善を求めます。
-

-
- ⑤ 軽度者に対するサービス実施水準の拡充と市町村事業への移行によるサービス水準の検証と必要な対策を求めます。また、地域包括支援センターの機能強化のための財源保障の拡充を求めます。
 - ⑥ 介護・福祉サービスの現場で介護職が提供している「医療行為」の適切な提供体制の確保を求めます。
 - ⑦ 核家族や単身世帯の増大による家族介護力の低下をふまえ、介護者支援制度の市町村事業としての創設とともに、自治体への支援を求めます。
 - ⑧ 介護職員の離職率が高止まりしている状況をふまえ、国に対し介護職員の処遇を改善し、人材確保と離職防止が促進されるために必要な施策を講ずるよう求めます。
-

Ⅲ 社会保障

政策提言 5 子育て・子育てと次世代育成支援

「子どもの貧困」の拡大や児童虐待の増大など子どもの安全や豊かに成長できる環境が危機に瀕していますが、日本の子ども・子育て関係の財政規模は先進国中最低の水準にとどまっており、保育サービスなど現物給付の拡充が求められています。

「子ども・子育て支援新制度」は、「すべての子どもの最善の利益が保証される社会の実現」の理念のもとに、分立する子ども・子育て施策を統合した新たな仕組みとされていますが、幼保一体化施設のみならず障害児支援や要保護児童対策など分野横断的なトータル・システムを構築し、「子どものためのセーフティネット」を基盤に、「すべての子ども」が豊かに育つことのできる良質な育成環境を保障しなければなりません。

【自治体】

- ① 子どもの権利条約を具体化し、「子どもの最善の利益」を実現するため、「子ども権利条例」の制定を進めます。
- ② 保育に対する公的責任を明確にしたうえで、保育所などの基盤整備と市町村の実施体制の整備をはかるとともに、「地方版子ども・子育て会議」による「子ども・子育て支援事業計画」の確実な実施と検証、必要な見直しをします。また、この会議には、労働者代表および現場の保育士等（公立を含む）の参画を求めます。
- ③ 保育所入所待機児童解消のため、市町村次世代育成計画および子ども・子育て支援事業計画に認可外保育施設の改善を位置づけ、計画的に実施するとともに、保育士の定数配置基準及び入所施設の児童定員基準を見直し、環境の改善をはかります。
- ④ すべての自治体に策定が義務化されている市町村子ども・子育て支援事業計画に公立施設の役割および児童館について、位置付けの明確化を求めます。
- ⑤ 過疎地や離島、山間地における生活圏に保育所を確保し、保育の権利を保障します。
- ⑥ 地域で「ともに生きる」ことを基本に、障害児共同保育や多文化共生保育、解放保育などを実施します。
- ⑦ 保育の質の向上と保育士の人材確保に向けて、臨時・非常勤等職員の正職員化や処遇改善を行います。また、3歳児の配置基準改善など、国における予算が措置されたものについて、確実に実施されるために取り組みます。さらに地域型保育事業において小規模型保育事業等で一部導入された家庭的保育者など保育士資格を持たない制度については、自治体における研修体制を十分に整備するとともに、保育士

資格の取得を原則とした制度運用を行います。

- ⑧ 学童保育の待機児童の増大や運営上の問題について正確な把握を行い、最低基準の設定等により放課後児童対策事業や学童保育の改善を具体的に進めるとともに、子どもの遊び場や交流の場を確保します。また、「放課後児童クラブ」の具体化にあたっては、学童クラブ事業を全児童対策に収斂させるのではなく、内容の充実と全小学校区の設置をはかります。また、幼稚園、保育所、小学校、学童保育の連携を強化します。
- ⑨ 学童保育支援員の人材確保と児童の処遇改善に向けて、支援員の賃金労働条件の改善をはかります。
- ⑩ 増加する児童虐待相談に迅速、適切に対応するため児童相談所の児童福祉司、児童心理司の配置を改善するとともに、精神科嘱託医、看護師等の配置、一時保護所の環境改善を図ります。（2013年度の全国平均で、福祉司一人あたり人口は47千人となっているため）
- ⑪ 児童虐待相談等の相談に対応するため、市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化と、コーディネーターの配置、福祉、保健、医療、教育等の連携強化を図ります。
- ⑫ 児童相談所および婦人相談所の一時保護所、児童養護施設等社会的養護関係施設の利用者の権利擁護、施設環境の改善と必要な人員体制の確保に努めます。
- ⑬ 福祉事務所、児童相談所、婦人相談所に配置されている各種相談員については、必要な人員を確保し、処遇改善を図ります。
- ⑭ 母子および寡婦福祉法や就業支援特別措置法に基づき、自立支援センター事業の実施拡充をはかり、婦人相談所・福祉事務所・ハローワークが連携した就労支援策を実施します。
- ⑮ DV、ストーカー対策、ひとり親家庭の支援を拡充するため、婦人相談所、市町村婦人相談部門の体制強化を図ります。

【国に対して】

- ① 児童手当などの金銭給付は、国による実施を基本とし、現物給付の財源及び制度と分離して実施するとともに、現物給付の拡充を促進する制度設計とすることを求めます。また、子ども・子育て支援新制度が確実に実施されるための明確な財源確保を求めます。
- ② 子どもの貧困の拡大など福祉ニーズの増大をふまえ、子どものためのセーフティネットを整備し、すべての子どもに開かれた仕組みとするため、障害児支援や子どもの貧困問題への対応、ひとり親支援、社会的養護などを「子ども・子育て新制度」の基盤として位置づけることを求めます。
- ③ 「子ども・子育て新制度」において国が示す教育・保育施設および学童に関する最低基準の改善および充実を求めます。また併せて、規制改革会議において議論されている最低基準の緩和を実施しないことを求めます。
- ④ 子どもの権利擁護や利用機会の保障を担保するため、利用保障の仕組みを強化し、保護者や子どもの利便性向上に向け、サービス横断的なワンストップ・サービスを可能とする市町村実施体制の構築に向けた制度設計を求めます。

- ⑤ 幼保一体給付を障害児や低所得者など「すべての子ども」のための仕組みとするため、「市町村との契約方式」など確実な市町村関与が可能な仕組みを基本とすることや、公定価格かつ応能負担及び実効性ある応諾義務の設定を行うこと、保育労働者の確保と定着を担保するため、「運営費の使途制限」を維持すること、人員配置基準・施設面積・保育士資格制度等を現行より後退させることのないものとしての「最低基準」などナショナルミニマムとしての社会的規制の整備等を求めます。
 - ⑥ 学童保育の拡充について、「保育の連続性」の観点から、学齢期の特性に配慮しつつ、利用保障、市町村関与、最低基準の設定など制度の骨格を保育所と同様の仕組みとすることを求めます。
 - ⑦ 市町村の相談・支援体制を強化するため、市町村の財政基盤の強化を求めます。
 - ⑧ 増加する児童虐待相談に迅速、適切に対応し、重篤事案を防ぐため児童相談所、市町村の体制・機能強化を図ること。そのための児童福祉法施行令の改正、児童心理司の配置基準の整備、自治体に対する財政支援策等を早急に行うことを求めます。
 - ⑨ 児童相談所および婦人相談所、福祉事務所などの、家庭相談員、母子自立支援相談員、児童虐待相談員、婦人相談員の補助単価の改善や非常勤原則の撤廃を求めます。
 - ⑩ 児童自立支援施設の職員は吏員とします。また、人権・プライバシー尊重可能な児童養護施設・乳児院・自立援助ホームなどの最低基準、措置費、補助金の改善など、児童福祉施策の拡充・機能の更なる強化を求めます。
-

Ⅲ 社会保障

政策提言 6 障害者の地域自立にむけたくらし・しごとと支援の拡充

障害者の人権が尊重され、完全参加と平等を基本理念とした共生社会を実現するために障害者権利条約の国内履行が求められています。そして、障害の種別や程度に関わりなく、すべての障害者が、地域でともに生きる地域づくりを進めるために、障害当事者の参画に基づき、保健・福祉・医療・介護施策の連携と障害者の生活保障・自立支援・雇用促進を進める必要があります。

また、そのためには、保育、教育、雇用、住宅、移動等といった障害者の生活全般にわたる合理的配慮や必要な支援の確保と環境の整備が、障害当事者の自己決定と自己選択に基づき確保されることが求められています。

そして、改正された「障害者基本法」の理念の実現と「障害者総合支援法」付則第3条の実現および「障害者差別解消法」と改正された「障害者雇用促進法」の実効性の確保に向け、障害当事者の参画により、障害児・者とその家族が直面している現状とそうした現状を改善するための具体的な制度・政策を検証し、着実な実行体制を確保するための取り組みを進めます。

【自治体】

- ① すべての自治体において、当事者参画による検討・協議機関を設置し、既存の障害児・者施策の検証・課題整理と、その充実に向けた仕組みづくりに取り組みます。
- ② 「障害者権利条約」の理念と改正された「障害者雇用促進法」に基づき、自治体の採用試験の受験資格と実施内容を検証し、その見直しに取り組むとともに、併せて、障害者が働き続けるための職場環境と労働条件を検証し、施設・労働環境の整備・改善に併せて合理的配慮を確保するために取り組みます。
- ③ 自治体独自の障害者雇用の促進と就労の場の確保に向けて取り組みます。特に自治体の障害者雇用にあたっては、重度障害者、知的障害者、精神障害者を含む雇用促進に取り組みます。
- ④ 障害者の地域移行、地域生活を継続できる障害福祉サービス等の充実と拡充をはかるとともに、利用にあたっての相談支援及び権利擁護制度の整備・拡充を求めます。
- ⑤ 障害児が必要とする支援や合理的配慮を公的に確保したインクルーシブな保育及び教育の実現に取り組みます。
- ⑥ 障害者権利条約の趣旨をふまえ、各自治体において障害者差別禁止条例の制定を、障害当事者団体の意向を踏まえて進めるよう取り組みます。
- ⑦ 障害者雇用率の達成を要件とする、自治体公契約条例の制定に取り組みます。

【国に対して】

- ① 障害者の範囲の見直しについては、「制度の谷間」におかれる障害者の解消を求めます。
 - ② 「障害者総合支援法」の、積み残した課題である付則第3条に示された障害者の地域移行の促進と地域生活において必要とするサービス量の確保と利用範囲の拡大及びサービス基盤の整備と拡充を求めます。また、そのために必要な財政基盤の拡充を求めます。
 - ③ 障害児・者が、在宅生活において必要とする医療的ケアのニーズや実態を踏まえ、必要な人に必要な医療的ケアを安全かつ速やかに提供できるよう求めます。
 - ④ 障害者が働き続けるための職場環境と労働条件の整備・改善にむけ、障害者雇用・労働分野における「合理的配慮」の具体化と必要な予算の確保を求めます。
 - ⑤ 障害者雇用にあたっては、特に重度障害者、知的障害者、精神障害者の雇用促進を図るとともに、制度の谷間におかれている障害者も雇用義務の対象とするよう求めます。
 - ⑥ 就労継続支援A型、B型、福祉工場及び作業所等といった福祉的就労の拡充と費用負担等の問題を見直し、労働者としての権利性の確保と工賃の抜本改善を求めます。
 - ⑦ 障害児が必要とする支援を公的に確保したインクルーシブな保育及び教育の実現を求めます。
 - ⑧ 盲導犬・介助犬・聴導犬の訓練事業の推進と普及及び財政支援の拡充を求めます。
-

Ⅲ 社会保障

政策提言 7 地域医療提供体制と地域保健・公衆衛生の拡充

厚生労働省は、在宅医療を重視した診療報酬改定、一般病床の機能分化、地域の医療・介護政策を見直す都道府県医療計画の策定など、医療・介護提供体制の改革をすすめています。生活の場で最後まで暮らし続けるために、医療・介護提供体制の、病院・施設から地域・在宅への転換——「地域包括ケアシステム」を推進しています。これらの施策は、医療・介護従事者の働き方や意識などに大きな変化をもたらします。

一方、総務省では、公立病院改革の推進を目的として、厚生労働省が進める「地域医療構想ガイドライン」と連携し、「新たな公立病院改革ガイドライン」を策定するとし、地方自治体に対して「新たな公立病院改革プラン」の策定を要請するとともに、都道府県が策定する地域医療構想を踏まえ、都道府県の役割を明確化するとしています。

自治体は、医療・介護提供体制の改革や、医療機関の統合・再編ネットワーク化の変革においては、安心・安全で住民から信頼される医療を提供するため、地域医療を支える医師・看護師をはじめとした人材・財源の確保をすすめ、地域医療提供体制の確立をはかります。

地域保健の推進、強化にむけては、健康寿命の延伸や、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするためにも、保健所・保健センターの機能強化、地域に密着した「地域包括ケアシステム」の構築をすすめる必要があります。

健康危機管理体制の充実においては、国・自治体の連携方法や、保健師、獣医師をはじめとする公衆衛生分野の人材・財源の確保、保健所・地方衛生研究所の機能強化など必要な法整備の実現にむけた取り組みを強化する必要があります。

精神障害者の地域移行にむけては、その環境づくり、精神科救急にともなう搬送体制の整備、精神科救急医療体制の確立、医療と保健の連携強化をすすめます。

【自治体】

- ① 地域医療提供体制の確保・充実にむけ、各自治体・地域における住民・消防救急等による協議会等の設置・拡大を進め、周辺地域など広域的視点にもとづく医療提供体制について検討・検証します。
- ② 医療介護総合確保基金については、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備、在宅等における医療の提供、医療従事者の確保、院内保育の整備に関する事業に活用できるよう取り組みを進めます。

- ③ 医療介護総合確保基金の活用における「都道府県計画」「市町村計画」の策定については、労働組合との協議機関の設置を求めるとともに検証を進めます。
- ④ 地域住民、医療関連団体、労働組合代表の意見反映をはかりながら、都道府県医療計画、都道府県に設置される「医療対策協議会」「地域医療構想調整会議」の検証を進めます。
- ⑤ 都道府県における医療費適正化計画については、医療費の削減のみが目的化されないよう知事、市町村会との意見交換も行いながら地域における質の高い医療の確保を前提に対策を進めます。
- ⑥ 医師、看護職員をはじめとする医療従事者の養成について、希望者に対する就学支援策として自治体における奨学金制度の設立・充実など、人材確保策について検討・実施します。
- ⑦ 精神障害者の地域移行については、生活支援体制や地域全体で精神障害者を支える仕組みづくりを求めるとともに、精神科救急医療体制を確立するため、精神科救急指定病院の整備と精神医療の質向上を進めます。
- ⑧ 公立病院について、小児科・産科・精神科・救急医療やへき地医療などの政策医療における役割、および地域の中核病院としての役割を明確化し、公立病院を中心とした地域医療ネットワークの構築をはかります。
- ⑨ 地域における専門的・技術的・広域的な保健サービス・健康危機管理を推進拠点とした保健所・地方衛生研究所の機能強化を行います。また、新型感染症対策、災害時対策など、自治体政策における健康危機管理体制の確立をすすめます。
- ⑩ 地域住民の健康づくりや疾病予防に努め、地域の保健事業推進体制充実のため、保健師・管理栄養士などをはじめとする公衆衛生に関わる人材確保をはかります。

【国に対して】

- ① 医師・看護職員をはじめとする医療従事者の労働条件改善に努め、離職防止、復職支援体制の充実をはかります。看護職員については、ILO看護職員条約の批准と達成をめざし、一人月64時間以内の夜勤制限を法制化するなど、看護職員等に係る労働条件整備を求めます。
- ② 医師の確保については、都道府県が設置する「地域医療支援センター」の有効活用など、更なる医学部定数の増員と将来の計画配置をすすめます。臨床研修医制度については、地域ごとの定数見直しなど、地域の医師不足が解消されるよう対策を求めます。
- ③ 医師・看護職員不足に対応するため、学校教育修了者への地域での就労を義務化するなど、一定の拘束力を持つ奨学金制度の創設や人材確保に係る財源の確保など、実効ある人材確保対策を求めます。
- ④ 准看護師養成の停止と看護制度の一本化を求めます。また移行教育にあたっては就労と生活を保障し労働条件・環境の整備をはかるよう求めます。
- ⑤ 多職種の医療従事者が専門性を発揮し、良質な医療が提供できるよう、病院内外におけるチーム医療の連携を求めます。
- ⑥ 診療報酬改定については、政策医療を担う公立・公的病院等が、採算性の低い医療サービスを継続的

に提供可能となるよう求めるとともに、プライマリーケアを可能とする診療所の総合診療医機能の拡大を求めます。

- ⑦ 食への安全対策、食品偽装の監視体制の強化、新型インフルエンザなどの感染症対策、非常時に備えた健康危機管理体制の強化・充実と財源確保をはかります。
 - ⑧ 地域保健・公衆衛生活動を拡充するため、保健師・管理栄養士など関連職種の人材・財源確保をはかります。
 - ⑨ 精神障害者が地域で暮らすために必要な在宅・生活環境、中間施設の整備、地域移行を進めるための具体策など精神医療提供体制の構築を求めます。
-

IV 持続可能な地域づくり

政策提言 1 市民参加のまちづくり

政府は、人口減少の歯止めと一極集中の是正をはかるため、まち・ひと・しごと創生の取り組みを打ち出し、努力義務とされながらも、地方自治体には「地方版総合戦略」の策定、実行が求められています。国主導のもとで、地方自治体が一斉に「地方版総合戦略」を策定・実行することは、人口をめぐる自治体間競争をあおるものであり、極めて問題です。一方、地方自治体は、政府の方針に左右されることなく、地域の現状をじっくりと検証・分析し、市民参加のもとで、将来のまちづくりを自主的、主体的に検討する必要があります。

空き家の数は820万戸（2013年度「住宅・土地統計調査」）と年々増加しています。少子高齢化が進むなか、住宅の総量を管理するとともに、都市部における防災対策としての適正管理、中山間地域における地域活性化としての利活用の課題など、空き家対策が重要となっています。このため、中山間地や都市部も含めて、地域のコミュニティの維持をはかることを基本軸として、まちづくりと福祉政策を一体で進め、持続可能なまちをつくります。

<まち・ひと・しごと創生の対応>

- ① 「地方版総合戦略」の策定を進める際には、市民、NPOほか諸団体、大学などの教育機関、地域の金融機関、労働組合などの地域の関係者の参画を進め、地域の実状をよりの確に反映するための体制を構築します。
- ② 「地方版総合戦略」の内容を検討する際には、地域雇用や定住支援策などの過去の施策を再検証し、施策に係る課題が反映されたものとなっているか点検します。
- ③ 地域の将来人口の見通しを盛り込む「地方人口ビジョン」の策定や「地方版総合戦略」を検証するための評価指標を設定する場合には、地域の現状と著しくかい離した数値目標や婚姻、出産など、個人の自由を侵害するものとならないよう、地域住民と合意形成をはかります。
- ④ 中山間地域の「小さな拠点」（生活・福祉サービスを基幹となる集落に集め、周辺集落と交通ネットワークなどで拠点を結ぶ）や地方都市のコンパクト化の検討にあたっては、居住の選択に制限を掛けないことなどを前提として、将来の財政負担や公共サービス水準に生じる影響などを含め、十分に検証します。
- ⑤ まち・ひと・しごと創生にかかる財源については、社会保障や環境対策など、中長期に地域の雇用確保が見込まれる分野に充当します。

＜まちづくり・都市計画＞

【自治体】

- ① 都市計画の決定手続きの透明性を確保し、市民（住民）の提案制度を取り入れたまちづくり条例を制定します。
- ② 市区町村の都市計画の基本方針（都市計画法第18条の2、都市計画のマスタープラン）については、市民（住民）参加のもとに改定します。
- ③ 「地区計画」を市民（住民）が提案できるよう条例を整備し、市民（住民）の活動を支援します。
- ④ 都心・ビジネス街へのオフィスの集中や業務機能の過密化の防止、中心市街地・インナーシティの空洞化の防止、都心再居住による新たな混雑現象の防止に取り組みます。
- ⑤ 計画段階のアセスメント（計画アセスメント、戦略的環境影響評価制度）を実施するため、環境アセスメント条例を整備します。
- ⑥ まちづくりを支えるための融資、支援制度の充実、シビックトラストや市民ファンド（市民財団、市民バンクなど）の助成に努めます。その際には、事業所や地元経済界とも連携した取り組みを行います。
- ⑦ 「農」のあるまちづくりを進めます。市街化調整区域内の農業振興地域内農地は基本的に保全します。市街化区域の農地もできるだけ「生産緑地」や「市民参加型農園」として確保します。
- ⑧ 住民の生活と活動を保障するための交通のバリアフリー化、コミュニティ・バスなどの運行をはかります。また、「バリアフリー基本構想」未着手の自治体の早期策定と国土交通省による「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の改正への対応などバリアフリー実現に取り組みます。鉄道駅ホームのホームドア、ホーム柵の設置を早急に進めます。
- ⑨ 公共および公共的施設・空間の利用障壁（段差や通路・歩道などの狭小など）を除去し、福祉のまちづくり条例を制定します。
- ⑩ 歩行者ばかりではなく車いす利用の便などにも重点をおき、架線の地中化、障害物除去などを歩道幅の計画などと総合化し、生活道路の整備計画を策定します。
- ⑪ ウォーターフロントの都市機能と港湾機能の整備を両立させる港湾計画と臨海地区計画を策定し、市民（住民）の親水権の拡充をはかります。
- ⑫ 中心市街地の活性化をまちづくりの視点から総合化し、都市居住、コミュニティ・ビジネスの振興をはかります。また、地域福祉と防災の観点から、コミュニティの活性化をはかります。
- ⑬ 都市計画法の「特例容積率適用区域制度」などを活用し、歴史的建造物の登録・保全を進めます。
- ⑭ 街並みの調和と環境保全にむけて、景観条例の制定を進めるとともに、景観法に基づく景観行政団体となることをめざします。
- ⑮ 大規模な市街地再開発・区画整理事業については、今後の人口見通し、自治体財政の現状を踏まえ、計画の凍結、中止を含めて再検討します。また、バリアフリーなどを進め、誰もが平等に社会参加できるまちづくりをめざします。

● シビックトラスト

市民（住民）が広く資金を集め、労力を提供して、保全すべき対象を買い取る運動。1894年にイギリスで設立された「ナショナル・トラスト」がさきがけで、現在イギリスでは、山や谷、森林、河川、湖沼、海洋や岬、歴史的建築物など20万ヘクタールを保有し、保全・公開している。

● コミュニティ・ビジネス

地域密着のスマール・ビジネスで、住民主体の地域事業を、NPO、公益法人、協同組合、ワーカーズコレクティブ、社会的企業などが生み出している。

● 景観行政団体

2004年に制定された景観法に基づき、良好な景観形成のための具体的な政策を実施する自治体をいう。景観法には、行政・事業者・住民等の責務が明確化され、景観行政団体となった自治体は、景観計画の策定が求められている。

- ⑯ 今後の人口見通しを踏まえ、橋梁、交通施設、上下水道施設、港湾岸壁、公共施設などの既存社会資本の長寿命化・老朽化対策を行います。

【国に対して】

- ① 都市計画法の抜本改正にあたっては、市民（住民）が主体となる都市計画制度となるよう、改正過程での積極的な市民（住民）参加を求めます。
- ② 長期間未着手となっている都市計画の見直しのための法改正を求めます。
- ③ 市区町村の段階で都市計画行政、建築行政の総合化をはかるため、「集団規定」の建築基準法から都市計画法への移行を進め、自治体の条例による権限をより拡大するよう求めます。
- ④ 市街化地域の農地を維持するため、「生産緑地」の指定基準の緩和や相続税の減免などのための法改正を求めます。

<住宅政策>

【自治体】

- ① 都市計画・まちづくりや福祉政策と連動した土地・住宅政策を進めます。地籍調査の実施を強化し、都市計画と建築基準行政の連携をはかります。公営住宅・民間住宅の耐震化を進めます。
- ② 公営住宅に係る整備基準、入居基準等が条例委任されたことを踏まえ、公営住宅の地域の住宅政策と連携した公営住宅条例改正を進めます。
- ③ 高齢者住宅、障害者住宅、ひとり親住宅、子育て世代、再開発にともなう従前居住者、単身生活者など、その他低所得世帯に対する家賃補助などの支援を強化します。とくに、単身高齢者の居住環境を改善するため、グループホームやシェアハウスの改築資金を助成するなどの支援を強化します。
- ④ 公共用地の活用、民間住宅供給に対する建築費助成、公共信託による住宅経営、公共施設への住宅合築などの公共・賃貸住宅建設を促進し、総合的まちづくりの一環として公営住宅とならぶ新しい公共住宅（市民住宅）政策を進めます。
- ⑤ 老朽賃貸住宅の建て替えは、不燃化と家賃の調整を行えるよう建築実額の低利融資、返済計画の作成支援、自治体が建て替え賃貸業務の一部を代行する公益信託制度を導入します。
- ⑥ 都道府県・政令指定都市単位に都道府県住まいセンターを設立し、住宅基準の設定・周知徹底、欠陥住宅についての相談、未然防止の方策、住宅検査員制度の創設、個人住宅の研究、世代に合わせたスケルトン住宅の開発、ケア付き住宅の研究などを行います。
- ⑦ 耐震偽装事件を教訓に、自治体における建築確認体制を強化します。
- ⑧ 住宅のバリアフリー設計・ユニバーサル設計（障害や高齢化に対応した住宅設計）のための建築基準（建築コード）を整備し、建築基準条例を強化します。
- ⑨ 高齢者の生活安定に資し居住用資産の有効活用がはかれるリバース・モーゲージ制度（自己所有の住宅等を担保に融資を行う）の普及に努め、利用者が安心して利用できる制度への公的保証・関与をはかります。
- ⑩ 太陽光発電などの自然エネルギーの住宅への導入、外断熱工法などによる省エネ住宅や、耐震住宅へ

● スケルトン住宅

入居者のニーズに応えるため、住宅の躯体（骨格・スケルトン）だけを決め、内装、間取りなどは入居者に任せるスタイルの住宅。入居者の家族構成、好みなどに合わせる自由度が高く、できあがった間取りを壊して変更するより経済的にも有利。現在の建築基準法では、スケルトンだけでは建築確認が受けられない。

の新・改築に対する補助事業を拡充します。

- ⑪ 空き家対策条例を制定します。防災や防火対策などの空き家の適正管理のみならず、Uターン、Iターン、Jターンによる定住促進や地域コミュニティの活性化の観点から、活用支援も含めた条例を制定します。
- ⑫ 空き家対策推進特別措置法に基づき、空き家対策協議会の設置、「空家等対策計画」を策定し、市民参加のもとで、空き家の増加抑制や跡地の活用方針を検討します。また、防災、衛生、景観などの観点から周辺環境に悪影響を及ぼしている空き家については、必要に応じ立ち入り調査を行い、「特定空家等」として必要な措置を講じます。
- ⑬ 空き家の利活用を促進するため、空き家の情報把握とデータベースを整備し、利活用者とのマッチング機能を強化します。

【国に対して】

- ① 民間金融機関から融資を受けにくい中・低所得者等に対する住宅ローンの充実強化を求めます。
- ② 建築確認制度における特定行政庁と指定確認検査機関の役割と責任範囲の明確化をはかり、建築確認に従事する人材確保・育成、予算措置の強化を求めます。

<コミュニティ政策>

【自治体】

- ① 都市部における高齢社会の進行にともない、高齢世帯、高齢単身世帯の増加による孤独死や所在不明者など、コミュニティの破壊を防止するため、地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーなどを設置し、相談機能の強化を進めます。
- ② 地域に多く存在する公共施設の開放、空き家や空き店舗などの活用を進め、地域のコミュニティ、自治の拠点の役割を果たすようにします。
- ③ 中山間地のいわゆる「限界集落」においては、集落の機能が果たせるよう、集落支援員制度の採用などを通じて、支援を強化します。
- ④ 中山間地の定住条件を整えるため、福祉・医療・教育などの生活環境の総合的整備を進めます。

【国に対して】

- ① 自治会・町内会、NPO・NGO、社会福祉法人、PTAなど、地域で活動する様々な団体の活動資金充実のために、法制度の整備を求めます。
- ② 特定非営利活動法人や多くの生活協同組合など、非営利法人の活動促進のために法制度の整備を求めます。

● 特定空家等

「空家等対策の推進に関する特別措置法」第2条第2項に規定する建築物等で、適切な管理が行われていない結果として、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしているものであり、市町村長は、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、生活環境の保全を図るために必要な措置を講じることが望ましいとされている。特定空家等に該当する建築物は、市町村長が、措置が必要となるか迅速に検討するため、立ち入り調査をし、所有者に対し、必要な措置を助言、指導、勧告及び命令することができる。

● 集落支援員制度

過疎や高齢化に伴い課題を抱える地域の実情に詳しく、ノウハウを有する人材を専門の相談員として置き、解決策を提言する支援員制度。

IV 持続可能な地域づくり

政策提言 2 地域おこし・しごとづくり

地域の特性を活かした地場産業の育成・まちづくりを推進し、地域雇用の拡大をはかることが重要です。特に、福祉や医療などの社会保障関連分野、環境関連分野、農林水産業での雇用づくりを積極的に進めることが、持続可能な地域づくりにつながります。このため、自治体を中心となって、若者をはじめとする就労支援や職業訓練に取り組むことが重要です。

<雇用・職業訓練>

【自治体】

- ① 地域雇用の受け皿の拡大、住民の生活の質向上の観点から、介護・福祉分野、教育分野、林野分野の雇用拡大支援を強化し、民間、NPOなどを通じた雇用増に取り組みます。また、雇用創出の具体化のため、自治体・労・使・地域のNPOとの連携を強化します。
- ② 各自治体の雇用創出プランとその具体化を重要課題と位置づけ、就業率向上の目標を設定します。若年者、女性、高齢者、障害者、外国人別に設定します。具体的な推進機構として、自治体・労働団体・使用者団体などで「地域雇用戦略会議」を設置します。
- ③ 介護・福祉分野では、研修助成などの支援をはかるとともに、介護福祉施設、専門職養成学校などと連携して、雇用のマッチング機能を強化します。
- ④ 国、商工会議所、民間企業などと連携を強化し、ジョブカフェなどを通じて、若年層の就職情報の提供など、新卒者を含めた若年層の就業支援を強化します。若年層の正規雇用化を行う企業への支援を進めます。
- ⑤ いわゆる「ひきこもり」やニートなど、就労困難者対策として、NPO等への支援、連携を強化し、就労支援対策の強化をはかります。
- ⑥ 国の職業安定行政との連携を強化した、就業訓練や就業支援体制の具体化をはかります。
- ⑦ 都道府県の労働行政を強化し、労働相談や集团的労使関係への対応をはかり、地域の労働者教育を推進します。
- ⑧ 地域のものづくり政策と一体となって、地域産業の体験学習などの地域産業教育を積極的に進めます。
- ⑨ 自治体の非正規雇用の雇用安定と処遇の改善をはかります。

● ジョブカフェ

若年者の雇用促進をはかるため、カウンセリング、セミナーや講演の開催、情報提供を行う機関。各都道府県が設置・運営しており、地域の実情に応じた若年者の能力向上、就業促進に向けたサービスの提供を行っている。

【国に対して】

- ① 職業安定行政・ハローワークについては、無料紹介事業を行う国による全国セーフティネットとして維持することを求めます。
- ② 都道府県で質の高い公共職業訓練が拡充できるように、権限・財源の移譲を求めます。
- ③ 地域主体の雇用創出策の実施に向けて、「地域雇用創造支援事業」の継続・拡充を求めています。

<地域おこし>

【自治体】

- ① 地域活性化の課題として、(ア)地域資源を活用した自立的産業おこし、(イ)伝統文化や独自文化を基礎にした地域間交流の推進、(ウ)景観・町並み保存など環境保全、自然生態系保存を基調にした地域づくりの推進、高齢者・障害者の共生の地域づくり、(エ)公共交通による移動・アクセス手段の確保、などを積極的に推進します。そのために市町村に「雇用・就労」などの専門部局の設置を進めます。
- ② サービス業、農林水産業など、新しい事業機会の開拓を目的とした投資、研究開発等に対する支援・公的融資および税制上の支援措置の適用など、地域産業の高度化・高付加価値化を積極的に推進します。
- ③ 個人住民税の1%相当額を市民活動団体に交付する「1%支援制度」などによって、自治体予算への市民参加の促進と地域のNPOやボランティア団体等の市民活動を支援します。また、市民ファンド（市民などから寄付金を募り助成する仕組み）やNPOバンク（福祉や環境保全のため活動を行うNPOや個人に融資することを目的とした市民の非営利バンク）と連携し、地域の市民活動を支援します。
- ④ 生活関連、地域福祉・医療関連、対地域事業所関連のサービス業、住宅、まちづくり事業など、コミュニティをベースにした仕事づくり（コミュニティ・ビジネス、社会的企業）の促進、奨励を進めます。
- ⑤ 中心市街地活性化法に基づくタウンマネジメント・オフィスづくりや、その活動を通じて商店街、小売業の活性化をはかるため、基本計画の認定にあたっては地域の実情を考慮したものとし、タウンマネジメント機関の育成などをはかります。
- ⑥ 特定の企業、特定の産業、特定の施設、基地、電源立地などに過度に頼らない地域の産業構造を確立します。
- ⑦ UIターン者を受け入れるため、空き家の有効利用や公営住宅の建設や入居基準の見直しなどの定住促進策を推進します。

【国に対して】

- ① カジノ解禁を柱とする、統合型リゾート（IR）推進法案（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案）については、犯罪防止、治安維持、青少年の健全育成、依存症対策など、多くの課題があるため、拙速な法制化によることなく、国民的な議論のもとで慎重な合意形成を求めます。

● タウンマネジメント

中心市街地活性化法によって、事業者、商工団体、行政などの協働の組織（タウンマネジメント組織）が位置づけられ、まちづくりにかかわる課題を統一的に解決しようとする仕組み。

IV 持続可能な地域づくり

政策提言 3 雇用の安定と安心して働き続けられる労働環境づくり

非正規労働者の数は年々増加傾向にあり、非正規労働者の割合は37.4%と、約4割となっています(※)。これはライフスタイル、雇用形態の多様化もさることながら、人件費の抑制や雇用の調整弁とすることを目的として正規労働者が非正規化されていることが大きな要因としてあげられます。

非正規労働者の雇用安定や処遇改善については、近年、労働契約法やパートタイム労働法などの法改正が進んでいますが、法整備が実態に追いついていないのが現状です。

また、自治体の臨時・非常勤等職員は、民間労働法制が適用除外となっており、法整備の遅れが雇用に不安を与え、低賃金、低処遇の非正規職員を増加させています。

非正規労働者の増加は格差拡大にもつながります。しっかりと問題意識を持ち、社会全体で安定した雇用、労働環境づくりにむけて取り組むことが重要です。

※ 労働力調査（基本集計）2014年平均（速報）より

<非正規雇用に関する政策>

【自治体】

- ① 雇用形態による賃金格差を縮小させ、地域経済全体の底上げをはかるため、地域別最低賃金の向上を、都道府県労働局に求めます。その際、早期にすべての地域で時給800円を実現することをめざし、さらには連合が求めている時給1,000円を実現します。
- ② 各地域の企業等において、労働基準法やパートタイム労働法、労働契約法などが遵守されるよう、各労働基準監督署や都道府県労働局と連携して取り組みます。とくに、有期雇用の雇用期間については、長期化や無期化を求めるとともに、労働契約法に基づく無期転換申込権発生手前での雇止めの抑制をはかります。
- ③ パートタイム労働者および派遣労働者、公務職場の非正規職員について、社会保険、雇用保険、退職金共済制度への加入促進をはかります。また、家内労働者、在宅勤務者の労働条件を整備します。
- ④ 正規雇用への転換を可能とするため、国の職業安定行政との連携を強化した、就業訓練や就業支援体制の具体化をはかります。

＜自治体の臨時・非常勤等職員の処遇改善＞

- ① 公務職場における非正規職員について、総務省の「2014年通知」等を踏まえ、在勤する地域、職務経験等の要素を考慮し、正規職員との均等待遇をはかります。
- ② 通勤費用、時間外勤務手当については全額支給するとともに、これ以外の諸手当についても、正規職員との均等待遇の原則に基づき、支給するように求めます。また、休暇制度についても制度化します。
- ③ 恒常的な業務に就いている臨時・非常勤等職員については、雇用更新年限を設けないこととします。また、雇用の空白期間を廃止します。
- ④ パートタイム労働法に準じて、教育訓練の実施、健康診断などの福利厚生、短時間雇用管理者の設置、労使による苦情処理機関の設置を行います。あわせて、地方公務員災害補償基金の対象とならない職員（「常勤的非常勤職員」を除く、臨時・非常勤等職員）について、労働災害の補償制度を整備します。

【国に対して】

- ① すべての雇用労働者の均等待遇と格差是正をはかるため、すべての雇用労働者に社会保険の原則適用を求めます。
 - ② 雇用形態にかかわらず、すべての雇用労働者に雇用保険を適用することとし、雇用保険の適用拡大を求めます。
 - ③ 労働者保護の観点から、派遣期間制限の緩和など派遣労働者の保護を後退させる規制緩和を行わないよう求めます。
 - ④ 国や地方自治体の臨時・非常勤等職員の雇用安定・処遇改善をはかるため、労働契約法やパートタイム労働法の趣旨が国家公務員・地方公務員へ反映されるよう法整備をはかるよう求めます。
-

IV 持続可能な地域づくり

政策提言 4 農林水産の再興と環境保全・食の確保

今や農村部は中山間地に限らず平野部においても過疎化、担い手の高齢化が進んでいます。農林水産業は地域と人の暮らしを持続的に支え、国土保全をはかるための社会的共通資本です。自治体は、担い手の育成や地域での食料自給率の向上、安全な農作物づくりを推進するため、地域の特性に応じた施策を講じます。また、国に対しては、農林漁業の持つ環境保全の役割について社会的合意をはかり、環境保全を柱とした環境支払制度の全面的な構築を求め、自治体と国が協働して政策立案の参画をめざします。

また、引き続き東日本大震災に起因する農林水産業や食品に対する国・自治体による徹底した安全の確保、風評被害対策、及び再生に向けた基盤整備が急がれます。風評被害も続いており、自治体と国が連携し、早期の復興に向けて対策を講じていく必要があります。

<農 業>

【自治体】

- ① 自治体の「農業振興計画」に環境保全を大きな柱として位置づけ、見直しをはかります。
- ② 担い手づくりや地産地消、農業の果たす環境保全の役割などを基本理念とした基本条例を、生産者や消費者などを含めて市民参加型で作成します。
- ③ 農業に対する自治体独自の公的助成を拡大し、農業経営の安定化とともに地域の自然や文化を支えます。
- ④ 地域資源と地域特性を重視した適地適作と地産地消を進めます。また、地域の雇用創出や活力を生み出すために、生産・加工から販売までの活動を支援します。
- ⑤ 就農希望者などを受け入れるための住宅用意や各種の資金援助など、生活支援を推進します。また、就農を拡大するため、研修助成などの充実をはかります。
- ⑥ 農山漁村の活性化のため、その地域の歴史・文化・祭りを継承する人材を育て、グリーンツーリズムなど都市との交流・一時滞在・定住などを積極的に進めます。
- ⑦ 農業が果たす多面的機能を展開し、コミュニティの中に農業を位置づけます。とくに、都市部では、市民農園・体験農園・学校農園・農業公園など市民（住民）が農業を体験する場と農育の機会を増やし、農業理解を進めます。また、生産緑地の保全を進めます。
- ⑧ 「食の安全基本条例（仮称）」を制定し、地域の食生活の改善と食の安全に関する情報公開を推進します。

● 環境支払

農業を社会的共通資本として位置づけ、そこからもたらされる多くの「めぐみ」に対して直接支払を行う制度。その中には、多面的機能や公益性を生かし、食料自給率の向上や地球温暖化対策を実現していくために、自然環境や生物多様性等を保全する農業の営みも含まれる。（自治体「農」ネットワーク「みらい政策提言PARTⅢ」参照）

- ⑨ 食品衛生監視担当部局・農政部局、市場・消費流通担当部局の連携を強め、食の監視・検査体制の見直しと充実をはかります。
- ⑩ 有機農産物や減農薬農産物について自治体独自の認証制度を設け、販売支援することを進めます。
- ⑪ 農畜産物の安全・安心を確保するため、トレーサビリティシステムの普及を進めます。

【国に対して】

- ① 農林漁業政策の全般に対し、自治体の意見を汲み上げる仕組みの創設など、国と自治体の双方で政策立案を可能とする仕組みを求めます。
- ② 地域の実情や自治体からの意見を反映する仕組みを創設し、農地や山林、森林の保全などによる環境・地域文化などの多面的機能を重視した「環境支払」政策の構築を求めます。また、漁業も「環境支払」の対象に含めることとし、自治体による独自の直接支払を組み込むことを求めます。
- ③ 環境保全・資源循環型社会にむけ、農業技術の開発・育成の重点化を進めます。有機農法や減農薬などの安全な技術、地域の風土・伝統を生かした技術開発と推進を求めます。
- ④ 認定農業者とエコファーマー制度は「環境支払」政策に統合し、「経営環境管理計画」の立案を条件とした直接支払を求めます。
- ⑤ 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）については、国内農業への影響、食料自給率の低下など懸念される課題も多く、工業やサービス分野、労働分野など、国内の産業に大きな影響を与えるため慎重な対応を求めます。
- ⑥ 鳥獣被害への補償は「環境支払」に組み込み、生態系に配慮した防除策・技術の研究を進めるよう求めます。
- ⑦ 食料自給率50%を当面の目標とし、農地の総量確保や担い手対策を求めます。
- ⑧ 食品安全委員会における公正取引の制度を見直し、消費者代表委員を新たに含めるなど役割と機能の充実を求めます。
- ⑨ BSE対策については「全頭検査」を求めます。加工品、外食品の原産地表示の義務づけを求めます。
- ⑩ 食物残渣（年間約2,000万トン）を半分に減らすことをめざします。食物残渣は、再資源化、フードバンクへの支援などで、「むだに捨てないで再配分」する工夫をはかるよう求めます。
- ⑪ JAS法を改正し、加工・生鮮食品を含め必要な表示を行い、生産・流通・消費段階とトータルに安全性を確保するよう求めます。
- ⑫ 今後の農地法改正にあたっては、違反転用是正指導権限の強化など農業委員会機能の拡大強化を求めます。また、株式会社など農外者の農地所有、利用は、その農地が転用されないことがないよう法制備を求めます。
- ⑬ 相続税納税猶予制度については、生活と生産が一体化している農村に合った改善を求めます。山林については、保全に向けた制度となるよう、改善を求めます。
- ⑭ 農山村活性化にむけ、過疎債をハード・ソフト事業両面に活用できるよう改善を求めます。

● トレーサビリティシステム

追跡可能性。スーパー等に並んでいる食品がいつ・どこで・どのように生産・流通されたかについて、消費者がいつでも把握できる仕組みのこと。

● フードバンク

食品関連企業から品質に問題のない食料品（包装破損や賞味期限が近づいたもの等）を無償で譲り受け、これを福祉施設や団体などに無償提供することにより、食料品の有効活用と福祉活動支援を行う運動（もしくはそれを行うNPO・NGO団体）。

- ⑮ 東日本大震災による風評被害に対し、安全性の正確な情報発信を含む対策を早急に講じるよう求めます。

<林業>

【自治体】

- ① 地域の山林の保全や活用のあり方について、市民（住民）の意見を「森林整備計画」に反映します。
- ② 地球温暖化防止、環境保全、中山間地域の活性化にむけて、森林整備・保全対策など、山の環境管理と林業経営安定の公的助成を充実します。
- ③ 水源の森を保全するため、森林交付税や水源税など、森林環境税など「森のコスト」を流域全体が負担するとともに、その財源の使途について地域住民の意見を反映する仕組みを導入します。
- ④ 市民緑地制度（土地所有者と自治体が契約を締結し、緑地等を自治体が管理）などを活用し、担い手がない山林を半ば「公有化」し、市民（住民）参加のもとで管理する仕組みを推進します。
- ⑤ 林業従事者の担い手確保のため、職業訓練助成や労働環境の整備を進めます。
- ⑥ 地域材の流域内での活用については、公共施設などを対象に積極的に進め、木材、木材加工品・住宅などの産直運動を展開します。また、国産材を使用した場合の支援金制度を創設します。
- ⑦ 山菜・きのこ・山野草の資源保護や有効活用のため、ルール化をはかり森林全体の保全・活性化につなげていきます。
- ⑧ 森林整備のための「緑の公共事業」の拡充をはかります。流域ごとの森林保全と地域社会を再生していくため、森林・林業の流域管理システムを推進します。

【国に対して】

- ① 担い手がない山林を半ば「公有化」し、公的な管理集団が手入れするような仕組みを可能とするよう法整備を求めます。
 - ② 地球温暖化防止にむけて、木材国内自給率の向上を求めます。
 - ③ 林業労働者の登録制度の創設、所得保障、社会保険の掛金助成、技術研修、振動病対策を求めます。とりわけ、生物多様性の保全や水源のかん養など森林機能の多面的機能を重視した所得補償制度の創設を求めます。
 - ④ 森林の管理・保全のため、監視員制度、巡視員（レンジャー）制度の創設を求めます。
 - ⑤ スギ、ヒノキなどの整備、より被害の少ない木を植えるなど、花粉症対策を求めます。
-

<水産業>

【自治体】

- ① 漁業技術の向上、研修機会の拡大、労働環境の充実をはかり、漁業従事者の拡大をはかります。
- ② 環境保全、森林整備、水質浄化を進め、河川、湖沼、沿岸の水産資源の保護・回復策を進めます。
- ③ 魚つき保安林の整備をはかるなど、川・水田・海の水循環を一つの流域ととらえ、森林整備と連携した漁業基盤整備施策に取り組みます。また、漁業者が山に木を植える運動を支援します。
- ④ 集団操業、協業、プール制、共同経営など、漁協や地域住民が自主的に資源を管理する協調的漁場利用体制の確立をはかります。
- ⑤ 水産地域資源の持続利用をはかるため養魚などの資源管理施設の整備や関連試験研究の充実をはかります。

【国に対して】

- ① 海岸や海的环境保全計画を立案し、海岸や干潟、防風林、護岸のあり方、藻場の復元、養殖漁業の環境保全などについて、指針を定めます。
- ② 水産資源・海洋生物資源について、資源調査や栽培漁業の国際協力を強化し、責任ある遠洋漁業と国際的な資源の共同管理へ貢献します。
- ③ 沿岸漁業の振興と、その海産物の産直や直売への支援を求めます。
- ④ 里海を保全し育て広げるために、上流と下流、都市住民との関わりを深めるための支援を求めます。海を地域の共通財産とするような政策を求めます。
- ⑤ 国内200カイリ水域の水産資源を保護・利殖し、有効利用をはかることを求めます。マグロについては、「完全養魚」の採算化にむけて支援策の整備を求めます。
- ⑥ 国および各都道府県の栽培漁業センターによる漁場の造成、稚魚・稚貝の人工ふ化事業を拡充し、各地区漁協による資源保護海面の設定、種苗放流事業等の活発化をはかります。
- ⑦ 海岸の埋め立て、護岸工事、海砂の採取などについて、漁獲や環境保全の影響を踏まえた基準の設定を求めます。

IV 持続可能な地域づくり

政策提言 5 災害に強い地域づくり

東日本大震災を教訓として、巨大地震だけではなく、津波などの防災基準については大幅な見直しが必要となります。これまでの災害の経験と今後予想される大規模震災や津波に対して、自治体、市民（住民）、地域コミュニティ、NPOなどが連携し、日常的に連携できる防災体制、まちづくりを進め、地域の実情に見合った実効性ある防災体制構築にむけて、防災対策に取り組むことが重要です。

地域防災計画策定時には「想定外を想定する」ことが必要であり、一定の被害想定を上回る災害が発生した場合でも、現地・現場に応じて柔軟な発想と行動力を発揮できる体制づくりを盛り込み、実際の災害発生状況に則した訓練を行うなど、実効性のある計画とする必要があります。

【自治体】

- ① 自治体・企業・住民が協働し、責任と能力を分かち合うために、自治体ごとに防災会議を設置し、国の作成する防災基本計画に基づき、防災条例を制定し、市民参加による地域実情にあった地域防災計画づくりと見直しを進め、コミュニティの防災力の向上を進めます。また、災害時の自治体間の相互支援・協力協定を結び、自治体自体の被災下であっても対応できる支援と受援の防災体制を強化します。
- ② 日常の生活圏を基礎に、小学校区を単位として、地域防災計画を策定します。また、小・中学校を一次避難所とし、地域住民やPTAによる自主的な防災訓練を組織し、実行できるよう支援します。
- ③ 地域防災計画づくりなどすべての場面にジェンダーの視点を盛り込み、多様な人々の参加を進めます。
- ④ 災害対策に精通した職員を計画的に養成します。同時に、自治体職員が居住地区の住民として、災害時対応要員として活動できるように公共サービスに関係する職員の把握を行い、相互に連携できる体制の整備をはかります。
- ⑤ 都道府県と市町村で、災害対応の経験をもつ職員を登録して、「〇〇災害緊急支援隊」（仮称）を創設し、災害自治体への初動・応急対策を支援します。
- ⑥ 被災時に、より多くの支援者・応援者を受け入れるための受援計画を策定するなど、受援力を強化します。また、複数の自治体と相互支援協定を結びます。
- ⑦ ボランティアの受け入れなど、広域的な体制の中で後方支援の拠点・システムを構築します。
- ⑧ 社協やNPOなどと連携した協働型のボランティアセンターを設置し、各種ボランティア組織の調整や連携を進めます。また、研修などにより、労働組合や各種団体のボランティア活動の向上などに努め、地域防災組織を強化します。
- ⑨ 子ども、障害者など災害に対して対応力が弱い人や、避難や生活環境の変化に対応しにくい人たちが

考慮し、避難行動要支援者名簿の策定・活用を通じて、効果的な避難訓練、避難所運営に取り組みます。また、外国籍市民（住民）などを対象にやさしい日本語や当該言語による啓発、災害時の対応を準備します。

- ⑩ 災害対策として事業継続計画（BCP）を作成し、具体的なシミュレーションに基づく訓練や研修を進めます。自治体職員などには、災害時の情報のトリアージを含む訓練を行います。
- ⑪ 地域の企業や学校、医療・福祉施設などとも連携し、医療、福祉サービスの継続や企業との物資支援協定などの締結も含めた連携を強化します。また帰宅困難者対策については、コンビニやガソリンスタンド等とも協定を締結し、食料品等の確保をめざします。特にガソリンなどの燃料は、公的機関として必要な量を備蓄できるように、ガソリンスタンドなどと協定を締結し、改築の費用などを公的に負担できるシステム作りを行います。
- ⑫ 大規模災害時には、停電や通信不通が発生する可能性があり、携帯電話などの情報機器を使用した情報収集が困難になることが想定され、これらの状況に対応できる情報収集能力を平時から確保し、市民（住民）等に迅速・精確な情報を提供できる体制・システムを構築します。また、市民（住民）、NPOなどと連携し、情報収集できない場合でも、どのように避難するかを想定した実践的訓練を行います。
- ⑬ 帰宅難民を出さないパッケージメニューを作成します。具体的には、被災した場所での安全の確保や家族の安否確認などを進め、帰宅困難者が無理に移動しようとしなくて良い対策を進めます。
- ⑭ 行政職員だけでなく、市民（住民）やNPO等を対象とした防災研修やワークショップを開催します。その際、ジェンダーなどの多様な視点を盛り込んだ内容をめざします。
- ⑮ 公園や農地、空地、自然環境などの空間の保全を災害対策の観点から強化します。公園には、避難者の災害用トイレを設置しやすいよう下水道施設や浄化槽などの設置を行います。また、公園・緑地への臨時ヘリポートスペースとして転用できる場所を確保します。
- ⑯ 学校や体育館の新築・改修は、大規模避難所になることを踏まえ、体育館の近くに調理室、衛生室などを配置します。屋外運動場には、災害用トイレを設置するための下水道や浄化槽などの整備を行います。
- ⑰ 地下街、ビルの防災対策を強化するよう求めます。また、危険度の高い地区の情報を公開し、防災力を高める修復計画を優先して進めます。
- ⑱ 住宅密集地区では、災害発生時のシミュレーションなどを実施し、通常時から、まちづくりと防災の観点で、住民参加によるまちづくり計画を策定し、「事前復興」をはかります。
- ⑲ 自治体が地域のICTネットワーク環境を活用し、災害発生時に迅速な対応が取れるよう体制を確立します。十分な衛星携帯等を配備し迅速・精確な情報提供の発信・受信できる体制を確立します。さらに、衛星回線のテレビやその電源となる蓄電池などの整備を全自治体で行います。
- ⑳ 必要物品については、過去の災害復興経験や日ごろの訓練を通じて検証を行い、必要最低数を装備・備蓄します。また、ライフラインなどの事業では事業者が別であったとしても共有できる資材の検討を行い、幅広い視点で備蓄倉庫の整備をはかります。
- ㉑ 寸断されたライフラインの復旧活動を円滑に行うため、各施設を熟知した人材確保や人材育成、技術

継承を進めます。

- ② 地域の放射性物質（原子力防災ハンドブック参照）、危険物、有害物などが貯蔵される工場や施設を明示した、地域の防災カルテやハザードマップの策定・公表を進めます。また、事業者の責任と消防体制の整備を進めます。

【国に対して】

- ① 自然災害被災者に対する公的助成制度や国民的な保障制度および全国的住宅共済制度の確立・改善を求めます。
- ② 災害救助法の枠組み（市町村実行部隊←県が責任主体←国が支える）と並行して、国が自治体間（市町村←市町村、県←都道府県）の相互支援を側面支援する仕組み（財政措置など）を求めます。
- ③ 被災住宅、コミュニティの再建、集落の再建支援策などが自治体独自で実施できる制度の充実をはかるため、被災者生活再建支援法による、住宅再建や支援金の充実を求めます。とくに、住宅の再建は「街並み」の再建を念頭に、居住者の意向をくみつつ、中長期的な観点から、コミュニティ再建を求めます。また、公園内に防災施設を設置できるように都市公園法の見直しを求めます。
- ④ 地震、津波災害については、東日本大震災の被害を最低基準として、対策を講じるよう求めます。また、ライフラインを含めた都市施設並びに土地に定着する全ての工作物の総合的な液状化対策について、法改正を含めた対応を求めます。
- ⑤ 放射性物質の保存・管理を行っている大学・研究機関等を掌握し、適正管理の確保を求めます。
- ⑥ 原子力防災特別措置法の緊急事態宣言の基準を見直し、自治体の対応力強化にむけて支援を求めます。
- ⑦ 大規模災害の事前予防、事後対策などに区分した法整備を求めます。また、復旧・復興は都道府県・市町村が具体的に着手することから、災害時の人命や救急体制などの緊急支援、被災者の生活対応、地方財政の確立、雇用維持、学校教育の立ち上げ、農林水産業や地場産業などの生産再開を相互に連携させる仕組みの構築を進めます。さらに、広域連携、対口支援（ペアリング支援）の態勢強化を求めます。
- ⑧ 損害賠償、除染の推進、汚染廃棄物の処理、福祉・医療体制の充実、長期帰宅困難者に対する生活支援、農作物等の風評被害対策など、福島第一原子力発電所の事故に起因する問題解決に当たって、財政支援措置の強化を求めます。
- ⑨ 「既存不適格建築物」という概念を再検討し、防火、避難、耐震、バリアフリーなどの規定について、既存建築物の所有者等が常時適法な状態に維持することを義務化するなどの法改正及び早急に進めることが可能となる措置を求めます。
- ⑩ 東日本大震災を教訓として、非常時に対応できる人員確保と公共サービス体制の検証と、必要な財政措置等を求めます。
- ⑪ 自治体の支援、受援体制整備に関わる交付金等の創設を求めます。
- ⑫ 被災自治体の早期復興をはかるため、復旧・復興に係るすべての事業の実施に際して、各省庁の窓口の一元化、書類や報告様式の簡略化など、事務負担の軽減対策を求めます。

IV 持続可能な地域づくり

政策提言 6 低炭素社会の実現と自然（再生可能）エネルギーの活用

2011年の福島第一原発事故を踏まえ、早期の脱原発をめざす必要があります。2012年からは固定価格買取制度もスタートしましたが、本年から新規の太陽光発電の買い取りを停止する地域が発生するなどベース電源を原子力に求める動きが加速しています。そのような中で、各自治体でも再生可能エネルギーを活用した地域雇用やまちづくりを進め、地域分散型エネルギー社会への転換をめざします。また、再生可能エネルギーの推進は地球温暖化への対策としても重要です。安倍政権は、民主党政権が定めた「2030年代に原発ゼロ」と「2020年の温室効果ガス25%削減（90年比）」の見直しを表明していますが、脱原発社会と低炭素社会実現に向けて、市民（住民）、自治体、事業者などそれぞれの立場で連携を強化して、再生可能エネルギーによるエネルギーの地産地消と温室効果ガス削減の取り組みが求められています。

【自治体】

＜エネルギー＞

- ① 脱原発社会の実現と、再生可能エネルギー事業による雇用拡大と地域経済の活性化を推進するために、自治体を中心となって、地域の事業者や市民と連携して発電事業を推進します。各自治体は、再生可能エネルギー促進条例（仮）を制定して、促進計画を推進します。特に、地域の自然・地理的条件を生かし、風力、太陽光・熱、バイオマス、中小水力、地熱などを積極的に活用して、地域のエネルギー自給率の向上をめざします。
- ② 地域エネルギーの生産・流通・消費をマネジメントする拠点づくりのために（補助金政策だけではなく）、拠点立ち上げ支援・拡大支援・事業拡大支援を実施します。
- ③ 自治体施設の省エネ化（ESCO事業等）や省エネ機器の採用、太陽光発電施設の導入、既存施設のコージェネレーション化や燃料電池の利用など、積極的に省エネ対策を進めます。
- ④ 地域住民に対し、身近でかつ（メーカーや販売店に偏らない）中立的なアドバイスを行うために省エネ診断・相談の窓口を設けます。
- ⑤ 各自治体の先行事例の導入や、地域性を活かした相互協力を進めるため、各自治体・市民団体等との調整をはかります。
- ⑥ 高レベル放射性廃棄物等の地層処分・埋め立てについて、国と原子力発電環境整備機構（原環機構）の処分地公募には応募しないよう求めます。また、「研究施設等廃棄物処分事業」での低レベル放射性廃棄物等の浅地中処分・埋め立てについても、国と原子力研究開発機構（原研機構）が今後、「処分地

公募」した場合には、応募しないように求めます。

- ⑦ 水道・下水道などのライフライン事業者は、創意工夫により小水力発電や太陽光発電をはじめとした消化ガス発電などに取り組み、再生可能エネルギーの地産地消を進めます。また、公営ガス事業者では、コージェネレーションを組み合わせた発電も行い、危機管理時も想定した取り組みを進めます。

<低炭素社会・温暖化防止>

1. 計画体系

- ① 2020年の温室効果ガス25%削減目標（90年比）を踏まえ、自治体の行う事務・事業に関して、温室効果ガスの排出抑制のための数値目標を明らかにした「地球温暖化対策実行計画・事務事業編」を策定し、着実に実施します。
- ② 地域全体における自然（再生可能）エネルギーの活用、温室効果ガスの発生抑制、資源循環システム構築を主要な柱として、温室効果ガスの削減数値目標も含めた「地球温暖化対策実行計画・区域施策編」を策定します。
- ③ 環境基本条例、環境基本計画及び環境配慮指針を市民（住民）の参加のもとに策定し、都市計画や産業政策との連動をはかります。

2. 個別施策

- ① 地球温暖化対策地域協議会の活動を積極的に支援し、市民主体の温暖化防止対策を推進します。また都道府県に続き、政令市・中核市・特例市のレベルでの地球温暖化防止活動推進センターの設置を進めます。
- ② 温室効果ガス25%削減の目標設定において、温室効果ガス排出量算定をするためエネルギー事業者からのデータ提供等を積極的に要請していきます。
- ③ 都市計画の推進や事業実施の際には、温暖化対策の視点から見直し、ヒートアイランド対策として、屋上緑化など建物のグリーン化を推進するとともに、総合緑化対策を進めます。
- ④ 大量輸送を基幹とする一極集中型道路政策から、多極型、環状型の道路政策、都市計画への転換を求めます。
- ⑤ 公共交通機関の体系を見直します。コミュニティ・バス、路線バス、路面電車、地下鉄・都市高速鉄道の採算・環境面の検討を進め、また次世代型路面電車（LRT）の復権・再評価をはかります。
- ⑥ NO_xなどの大気環境のモニタリングを充実させ、大気汚染発生源の把握を行い、市民（住民）に情報公開します。
- ⑦ 「CO₂削減/ライトダウンキャンペーン」に参加し、温暖化防止を呼びかけます。

3. 公共事業・河川関連等

- ① 公共事業（自治体施設も含む）について、環境配慮指針を策定します。
- ② 企業や自治体の事業活動による環境破壊を未然に防止するため、計画・政策段階の環境アセスメント制度を実現し、生態系や環境の保全をはかります。
- ③ 河川管理計画の策定は、治水とともに、河川の景観保全、河川敷・堤防の緑化の視点を盛り込みます。護岸工事は、河川の親水性を取り戻すため、近自然工法（多自然型工法）を取り入れます。

-
- ④ 緑地保全地域、生産緑地の指定を拡大し、既存の緑を守るよう求めます。また、巨木や古木、記念木の保全を推進します。

4. 環境学習、マネジメント等

- ① 自治体の特性に応じた環境マネジメントシステムをつくり、地元企業などでの環境マネジメントシステムの導入を支援します。
- ② 温暖化対策や里山保全などについて住民一人ひとりが実際に行動していくために、自治体独自のマニュアル・副読本等を作成し、環境学習の機会を積極的に設けます。
- ③ 環境リーダーの養成を進めるとともに、温暖化防止や里山保全に取り組む団体や市民との協力・調整を積極的に図っていきます。
- ④ 「チャレンジ25」の終了後新たに政府の温暖化防止国民運動としてスタートした気候変動キャンペーン「Fun to Share」について、自治体及び地域住民による取り組みを進めていきます。

【国に対して】

<省エネ・再生可能エネルギー関連>

- ① エネルギー基本計画の見直しによって原発が「重要なベースロード電源」と位置付けられましたが、エネルギー消費を小さくし持続可能な自然エネルギーを基幹エネルギーとする政策への転換を、改めて求めていきます。同時に、原発稼働ゼロの目標年数を設定し、遅くとも2030年には原発稼働ゼロを実現するための計画策定を求めます。
- ② 固定価格買取制度については、発電事業者の新規参入の促進および現在の導入者の事業継続に資する買取価格の設定と全量全種の買取の義務化を求めていきます。
- ③ 多様な事業者が発電事業に参入しやすくするため、送配電網については公的関与による総合的運用と既存の電力会社を超えた広域利用のための再整備を求めます。
- ④ 公共施設や家庭に自然エネルギー施設の導入を図るため、補助金の一層の充実を求めます。
- ⑤ 風力や地熱などを推進するため、規制の見直しを求めます。場合によっては、支障となっている電力会社などに対する働きかけも求めます。
- ⑥ 地元・現場の視点に立ち、大規模な工場等（セメント・鉄工所・化学工場・パルプ等）に対する規制を求めます。（場合によっては、排出量取引、総量規制、また炭素税など税金の問題をも含め要請していきます。）

<原発関連>

- ① 原発の新規建設・増設は建設途中のものを含めて、すべて中止することを求めます。また、福島第一原発、第二原発は即時廃炉とするよう求めます。
 - ② 発電開始から30年を経過した老朽炉は廃炉の対象であり、30年稼働時点での最新の安全基準や立地周辺自治体の了解などを満たす場合は最大10年間の稼働延長とし、最大40年で廃炉とすることを求めます。同時に、原発稼働ゼロの目標年までには、全ての原発を廃炉とするよう求めます。
-

- ③ 浜岡原発などの地震リスクが高い原発は即時廃炉とするよう求めます。また、福島第一原発事故の原因究明に基づく安全基準の見直しと原子力防災体制の強化策にそって、安全対策を講じることができない原発も廃炉とするよう求めます。
 - ④ 核燃料サイクル計画は中止として、再処理計画・高速増殖炉計画・プルサーマル計画は取りやめとするよう求めます。
 - ⑤ 放射性廃棄物等の処理については、用地の取得をはじめ処分方法や管理・安全基準の確立など必要な対策を国の責任において行うよう求めます。また、その決定に際しては住民合意のもと行うよう求めます。
 - ⑥ 廃炉を進め、原発立地自治体の地域活性化を推進するための特別法の制定と、廃炉対策を含めた地域再生のための交付金制度などの新設を求めます。
-

IV 持続可能な地域づくり

政策提言 7 水循環・水環境・ライフラインの確立

地球規模の異常気象や水汚染などの課題は、国際的な水の枯渇や不足を招き、水の奪い合いなどを起因とした内紛や外交問題に発展しています。健全な水循環や水環境を守り高めるためには、水源涵養・治水・利水・排水など、総合的な水管理を確立することが求められています。

また、国内では、東日本大震災などの大規模災害の経験を踏まえ、持続可能なライフラインの確立に向け、老朽施設の改築更新や耐震化（津波対策含む）対策を積極的に進めていくことが重要です。

さらに、「水事業の国際展開」では、国主導のリスク管理を求めていくことが必要です。

【自治体】

- ① 洪水・渇水の抑制や水源保護のため、水資源保護条例の制定など、森林や農地の保全に向けた取り組みを進めます。また、重要水源などに近接する用地を外国籍の企業等が購入している現状を踏まえ改正森林法に基づく審査の厳格化などを求める取り組みを行います。
- ② 地下水涵養や雨水循環を妨げない構造物の整備拡充を進めます。また、集中豪雨やゲリラ豪雨などによる都市災害への備えも兼ねた建築物による雨水利用の促進と雨水抑制施設や緑化対策などの推進をめざします。大雨時の地下街や地下鉄などの施設の推進対策も積極的に取り組みます。
- ③ 水源地などへの不法投棄や乱開発など水道取水口上流部の水質汚濁を防止するために河川等の管理体制の確立を求めます。
- ④ 地域の水文化を育むため、住民が快適に過ごせる水辺や水空間を拡大し、自然本来の自浄作用を生かす多自然型工法などを活用し、動植物と共生できる環境の確保を求めます。
- ⑤ 表層水や地下水など全ての水資源は、公平な分配を原則とし、住民のいのちを守るために「公水として位置付ける」視点から、利用規制の検討を進めます。また、議員立法として議論が進む「地下水保全法（仮称）」に対しては、フォローアップ委員会などの場を活用して意見反映します。
- ⑥ 地下水位の低下や地盤沈下を招く過剰な地下水の揚水について、効果ある規制を進めます。
- ⑦ 稲作水耕田については、河川水の枯渇の防止や地下水の保水としての役割を重視し、農薬や化学肥料の使用を抑制します。
- ⑧ 流域を単位に自治的・統合的な水管理を行うため、流域関係自治体（都道府県と市町村）で連合体を構成し、「流域審議会」（仮称）等の設置や「流域総合計画」（仮称）の制定を求めます。
- ⑨ 地域へ情報を公開し、住民の意見や自治体財政状況、また、人口減少など将来を見据え、地域に合った汚水処理手法の選択（既往計画の見直しを含む）を求めます。

- ⑩ 災害に強い水道・下水道・工業用水道・公営電気・公営ガスなどのライフラインづくりを求めます。
- ⑪ 人口減少や水需要の減少による水道・下水道事業の経営悪化が想定される中で、低廉な生活用水を維持継続し、水道事業の水源確保や水質管理をはじめ、耐震化や施設の改築更新事業に対応するため、料金の適正化を求めます。
- ⑫ 水道水や下水処理水などは、逡増性料金体系が多く自治体で導入されていますが、節水意識の向上なども一定の効果があり、地域に見合う料金システムの検討を求めます。
- ⑬ 生活排水対策は、今後の人口増減や地形、地域特性などを加味し、効果的で効率的な汚水処理方法の選択をめざす必要があります。また、単独浄化槽は、河川などの水質悪化の原因の一つとなっており、使用禁止に向け条例制定を求めることが重要です。
- ⑭ 単体ディスポーザーの使用は、住民負担の公平性を確保するため、無秩序な設置とならないように、各自治体が設置家屋を把握できるシステム作りが必要です。
- ⑮ 節水行動の習慣化、定着化をはかるため、節水機器の普及や節水意識の浸透を図るための広報活動の充実を求めます。
- ⑯ 地域において、人口減少や節水型社会に対応できる水道事業計画の策定を進めます。
- ⑰ 技術継承を含めた人材育成と災害時対応を想定した職員確保を行うこと。

【国に対して】

- ① 健全な水循環を確立するため、「水は公共のもの」であることと「流域を単位とした自治的・統合的な水管理」を基本とする「水循環基本法」が施行され、当面の課題として「水循環基本計画」の策定が予定されており、水議連フォローアップ委員会などの場を活用して取り組みを強化します。
- ② 水需給計画を見直し、新たな水源開発の抑制、水利権転用を円滑にするため「水利権適正補償の原則」の明確化を求めます。
- ③ 流域を単位とする自治的・統合的水管理に必要な国の許認可権限（例えば流水占用許可やダム設置許可など）を流域自治体による連合体に移管するよう求めます。
- ④ 今後の人口増減や地形、地域特性などを加味し、効果的で効率的な汚水処理方法の選択をめざす必要があります。また、単独浄化槽は、河川などの水質悪化の原因の一つとなっており、使用禁止に向け国策としての法整備を求めます。さらに、下水道の放流水質基準に比べ規制が緩い合併浄化槽の基準を見直すなど、浄化槽管理や水質保全体制の確立など浄化槽からの放流水質を改善するよう求めます。
- ⑤ 処理水や汚泥の利用をはじめ、熱や有機物などのリサイクル率の向上をめざす取り組みを求める一方で、放射能汚染された汚泥等は、二次製品も含めて安全基準の明確化を求めます。
- ⑥ 地域からの環境保全の推進を行っていくため、汚水や汚泥の増加などによる環境への負荷の観点から単体ディスポーザーに対して市町村の管理下に置くよう法律改正を含めて取り組みの強化を求めます。
- ⑦ 災害に強い水道・下水道・工業用水道・公営電気・公営ガスなどのライフラインの構築のため、国庫補助制度の拡大など国からの財政支援を求めます。

-
- ⑧ 人口減少や水需要の減少による水道経営悪化に伴う料金の値上がりを抑止し、低廉な生活用水を維持継続するため、水道事業の水源確保や水質管理をはじめ、施設の耐震化や改築更新に対する国庫補助の拡大を求めます。
 - ⑨ 簡易水道事業は、経営基盤が脆弱であることや簡易水道等の統合による影響を最小限に抑えるためにも、統合年限の2017年以後についても、現行の補助制度を最低限維持することを求めます。
 - ⑩ 水道・下水道事業等の海外展開については、日本型の公的管理を前提とし、国の主体的な管理体制の確立を求めます。
 - ⑪ 持続可能なライフラインの確立のため、老朽施設の改築更新をはじめ、生活水の低廉化をめざして住民生活の安定のために必要な費用について国庫補助の拡充を求めます。
 - ⑫ 技術継承を含めた人材育成と災害時対応を想定した職員体制が確保できるよう、自治体及びライフライン事業者に対して指導を行うことを求めます。
-

IV 持続可能な地域づくり

政策提言 8 環境保全・資源循環の廃棄物行政

大量生産、大量消費、大量廃棄の使い捨ての生活スタイルから、ライフスタイルを見直し、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を優先する「3R（リサイクルを含む）」の推進に基づく循環型社会の構築が必要です。また、産業廃棄物の不法投棄を一掃するため、自治体、業界が連携し、適正処理を進めることが重要です。

【自治体】

＜一般廃棄物＞

- ① ごみ減量化・資源化等を進めるため、市民参加の審議会等を設置します。リデュース・リユースを基本としたごみ減量にむけた施策を確立し、一般廃棄物処理基本計画の見直しに取り組みます。また、容器包装リサイクル法・家電リサイクル法、および小型家電リサイクル法における自治体負担の根拠としての廃棄物会計制度の確立にむけて取り組みます。
- ② 市民・事業者を含めて地域でのライフスタイルの見直しの具体化をはかり、地域運動として推進します。住民に対してリデュース・リユースを基本とした減量化や分別収集の理解と協力を得るため、環境学習や講習会等を開催します。
- ③ 廃棄物処理に関する広域化は、構成市町村の一般廃棄物の処理責任を遵守するよう取り組みます。
- ④ 家庭ごみ有料化の検討については、導入の意義と目的を明らかにしたうえで、住民合意を前提とします。また、事業系ごみは適正処理原価をもとに料金を設定します。
- ⑤ 家庭や学校給食などの生ごみや木の枝・落ち葉等の堆肥化やバイオガス化、家庭や事業所からの廃食用油のバイオディーゼル燃料としての再利用など、地域での資源循環の取り組みを進めます。
- ⑥ ごみ処理施設・処分場の排ガス、水処理、焼却灰、飛灰などの放射性物質濃度やダイオキシン類濃度の定期的な測定、公表を進めるとともに保管・管理を徹底します。必要に応じて近隣住民と清掃工場に働く職員の健康調査を行います。
- ⑦ 一般家庭にある水銀を使用した製品など有害廃棄物について、事業者と連携し、回収体制の確立に向けて取り組みます。
- ⑧ 一般廃棄物許可業者等の積替え・選別・保管施設の環境基準を強化し、立ち入り指導を強化します。

＜産業廃棄物＞

- ① 医療系廃棄物の適正処理体制を確立するとともに、専用焼却炉の整備をはかります。
- ② 各リサイクル関連法に基づき廃棄物のリサイクルを積極的に進めます。

- ③ 不法投棄を防止するため環境監視員制度を創設し、体制の整備にむけ自治体の担当職員を増員配置するよう求めます。また、市町村と都道府県の連携を密にし、夜間パトロールの実施など自治体、地域住民が一体となった監視体制を強化します。
- ④ 住民参加を基本とし、公害防止協定の締結、産廃施設の運営協議会の運営を進めます。
- ⑤ 産廃施設の許可認定を正確に行い、立ち入り指導を強化します。また、廃棄物の広域的な情報把握と管理、マニフェスト制度のチェック体制を強化します。

【国に対して】

- ① 容器包装リサイクル法に関しては、適切な分別収集の実施に取り組むとともに、ワンウェイ容器製造・使用・リサイクル等による環境負荷をLCA（ライフサイクルアセスメント）の視点によって分析し、再使用にむけた社会的・経済的整備を国に働きかけます。また、国に対しては回収・保管を含む適正なリサイクル費用はメーカー負担とする法改正を求めます。
- ② 家電リサイクル法に関しては、以下の事項を具体化します。(ア)義務外品について自治体と小売店等の協力による回収ルートの確立。(イ)対象6品目以外に追加指定すべき品目のリストアップと国への働きかけ。(ウ)製品購入時にリサイクル費用を負担する前払い制の導入。(エ)不法投棄対策とリサイクル料金の自治体負担の軽減を図るため拡大生産者責任を明確にし、抜本的なシステムの改善を求める。
- ③ 小型家電リサイクル法に関しては、個人情報保護、回収体制、費用負担、回収後の処理体制等の課題に対する自治体の財政負担を軽減し、特定対象品目の完全回収に向け自治体の積極的な参加による環境に配慮した循環型社会の確立をめざします。
- ④ 市町村における発電などエネルギー効率の高い廃棄物処理施設の建設やバイオガス化施設、災害廃棄物を一時的に選別保管できるストックヤード等の建設を行うための「循環型社会形成推進交付金」について、3Rの推進や広域的な処理の必要性から市町村が最大限活用できるよう、交付基準の緩和と交付率の増額を求めます。
- ⑤ 拡大生産者責任制度に基づき製造・輸入・流通事業者が費用負担を求めます。
- ⑥ 電子マニフェスト制度の利用割合50%以上の普及拡大をめざし、情報処理センターを活用したマニフェストのチェック体制機能を十分発揮させることを求めます。
- ⑦ プラスチック類は、可塑剤などの有害物質溶出の危険性、他の有害物質が混入する恐れもあり、全量リサイクル化を進めるよう求めます。
- ⑧ 不法投棄の原状回復の費用負担については、県および国で対応することを基本に、汚染者負担の原則に基づき関係事業者負担の適用拡大を求めます。
- ⑨ 産業廃棄物の中間処理・最終処分の施設整備、適正処理推進のため公共関与による具体化を求めます。
- ⑩ 廃棄物処理法を改正し、産業廃棄物施設の設置許可に関わる処理施設の立地や構造などの許可基準について、国の基準に「上乘せ」や「横だし」条例で規制を強化することができるよう求めます。
- ⑪ 焼却施設の排ガス中に含まれる水銀など有害物質の排ガス基準の規制を強化するよう求めます。

● LCA（ライフサイクルアセスメント）

製品・サービスの環境負荷を評価する手法。製造から輸送、販売、使用、廃棄、再利用までの各段階における環境負荷を明示することで、既存の製品・サービスと代替・新規の製品・サービスを比較し、より環境負荷の少ない製品・サービスを選別・提供する手法。

● 拡大生産者責任（EPR：Extended Producer Responsibility）制度

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負う考え方。生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担する。回収・リサイクル費用を生産者が負担するため、リサイクルや廃棄処理にかかる社会的費用が少なくなる。生産者はその費用を製品価格に上乘せすることになるが、価格が上がると販売量が減る可能性があり、価格を上げないようにリサイクルしやすく、廃棄処理しやすい製品の開発が進むことが期待される。

IV 持続可能な地域づくり

政策提言 9 地域公共交通の維持・確保

市民（住民）・利用者に欠かせない移動手段としてのバスや地方鉄道、離島航路等、生活交通が危機に瀕しています。交通運輸分野に規制緩和が導入されて10年以上が経つ中で、地方部の乗合バスは、規制緩和の影響や利用者の減少等による経営難から、路線再編・縮小にとどまらず、過疎化と相まって不採算路線からの撤退が急速に進行し、市民（住民）・利用者の移動手段が確保できない地域も出始めるなど深刻な状況に陥っています。また、バス運転者の確保も課題となっています。市民（住民）・利用者が、行きたいところに移動する自由は「衣食住」と同様に基本的人権の一つであり、これが移動権です。移動権を保障するのが公共交通輸送機関としての乗合バスや鉄軌道です。

少子・高齢化が急速に進んでいる日本社会において、マイカーや自転車などの私的交通手段だけでは生活できないことは明らかです。地域公共交通を維持・確保する責任は、国・自治体にかかっています。

【自治体】

- ① 市民（住民）・利用者の生活に必要不可欠な公共サービスである地域の公共交通を維持・確保し、自治体が住民の移動権を確保します。
- ② 交通政策基本法及び交通政策基本計画に基づき、各自治体に対しては地域公共交通の活性化にむけ、交通専任者の配置や交通基本条例（仮称）の制定を求めます。
- ③ 行政サービスの一環として「安全・安心・快適で、信頼され、必要とされる公営交通」の確立をはかります。
- ④ 自治体財政健全化法については、市民（住民）・利用者の生活に必要不可欠な公共サービスである公営交通事業の切り捨てにつながるものがないよう取り組みます。

● 交通政策基本法

個別対応となってきた交通に対する施策を総合的・計画的な交通行政に転換するための基本法案。民主党政権時代、公共交通を基盤に置いた人と地球にやさしい総合交通体系の確立、安心・安全・快適に移動できる権利の保障などをめざし法案が提出されたが、2012年12月の衆議院解散で廃案。その後、東日本大震災の教訓や公共交通を取り巻く環境の変化も踏まえ、民主党案を基礎に大規模災害発生時の代替ルートやエネルギーの確保、情報通信技術の積極的活用、交通の安全・保安の確保、移動の権利という理念の明確化などの視点を盛り込み、民主・社民共同で第183国会に「交通基本法案」を提出。政府は、内閣提出法案として大規模災害時における交通機能の維持及び円滑な避難等の項目が追加された「交通政策基本法案」を第185国会に提出し、2013年11月27日参議院本会議にて可決・成立した。

● 交通政策基本計画

交通政策基本法の規定に基づき「交通政策の長期的な方向を踏まえつつ、政府が今後講ずべき交通に関する施策」について定めた交通政策基本計画が2015年2月13日に閣議決定された。交通に関する施策の「基本的方針」、計画期間内にめざすべき「目標」、目標に向け取り組むべき「施策」の三重構造となっており、関係者の責務・役割や連携・協同を整理している。国や自治体は基本計画に基づいた具体的施策の確実な実行が求められる。

- ⑤ 地方公営企業会計制度見直しによる経営状況の公表にあたっては、議会・住民に対し自治体が十分な説明責任を果たすよう求めます。
- ⑥ 高齢者、障害者等誰もが公共交通を利用し自由に移動できる環境を作るため、障害者団体等との定期的な意見交換の場の設定を求めます。
- ⑦ 市民（住民）・利用者に愛され、必要とされる公共交通であり続けるために、あいさつ・車内案内などの接遇改善の徹底・強化をはかります。
- ⑧ 公共交通の重要な使命である安全・安心の確保を図るため、安全対策の再点検、車両や施設の改善等をはかります。
- ⑨ バスの定時運行確保のための施策、利用者ニーズに応えるバス路線・ダイヤの見直しなどにより、需要の拡大に努めます。また、環境にやさしい低公害車、高齢・障害者を含めすべての人が利用しやすいノンステップバスの導入・拡大に積極的に取り組みます。
- ⑩ 地下鉄事業に関わるコンコース等の地下鉄駅施設については、災害時における避難場所等市民（住民）・利用者の多様なニーズに広く応えた総合的な地域の拠点施設として有効に活用するよう改修を行います。
- ⑪ 路面電車事業に関わっては、LRT導入など交通まちづくりの施策推進のための新車両購入の補助や施設改良を進めます。
- ⑫ 地球環境保全の視点に立って、大気汚染や地球温暖化対策、違法駐車、交通渋滞対策等を中心に交通環境改善運動に取り組みます。とりわけ、違法駐車防止条例については、条例の実効ある施策の強化を重点に取り組みます。
- ⑬ 東日本大震災を踏まえ、大規模災害時に避難者や傷病者等の輸送を行うための交通ネットワークや、迅速に代替輸送が確保される緊急輸送ネットワークの整備を進めます。そのため日頃から自治体・交通事業者が警察・消防等と総合的に連携し災害発生時の訓練を実施します。
- ⑭ 公共交通の利用者や視覚障がい者誘導用ブロック（点字ブロック）を阻害する放置自転車対策として、駐輪場の増設と地下鉄駅・バス停留所周辺の放置自転車を整理する要員を配置します。
- ⑮ 路面公共交通の走行を阻害し、重大事故を誘発する恐れのある自転車の走行に関し、警察・学校等と連携して交通ルール・マナー向上の啓発・啓蒙活動に取り組みます。
- ⑯ 車内・駅等での暴力行為・迷惑行為への対策として、警察等と連携し巡回や警備体制を強化するとともに、罰則についての条例化を検討します。
- ⑰ 公共交通事業のある地域にあたっては切り捨てることなく、自治体主導の下でまちづくりの中に公共交通を位置づけ官民が連携した地域公共交通ネットワークを確立します。
- ⑱ 地域の交通政策基本計画の策定にあたっては、市民、住民、事業者、労働組合などあらゆる関係者の参加する法定協議会を設置し、会議を公開するなど住民・利用者視点で取り込まれるよう求めます。

● 地方公営企業会計制度見直し

地方公営企業に民間企業並みの会計基準を導入することを内容とした改正地方公営企業法政省令は、2014年度予算及び決算から適用となった。見直しの内容は、①借入資本金の負債計上、②みなし償却制度の廃止、③退職給付引当金計上の義務化、④減損会計の導入等となっており、見直しにあたり最も危惧していた資金不足比率の指標の扱いについては、「適用から3年間は資金不足比率の算入を猶予する」となった。見直しの目的は、財務状況が民間企業と比較できるようになることや現時点で将来予測される財務状況を明らかにするなど、より実態にあった経営状況を示すというもの。今回の見直しは、今後公営交通事業の経営形態見直しにつながりかねないとの懸念がある。

● 違法駐車防止条例

重点地域を指定し、指導員を現場に派遣して、指導・啓発により違法駐車を防止しようとするもので、警察の公権力の行使による対策をカバーするもの。1990年10月に東京・武蔵野市で制定されたのをきっかけに、2010年までに271の自治体で制定されている。

【国に対して】

- ① 交通政策基本法及び交通政策基本計画の実効性確保、改正地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通の活性化にむけた具体的施策の実行を求めます。
- ② 東日本大震災により被災した地域に対して公共交通を確保・再生するための財政措置を求めます。
- ③ 自治体財政健全化法については、改廃を含め抜本的に見直しを求めるとともに、特に公営交通事業については、地域の公共交通として果たしている役割や経営健全化努力を踏まえ、自治体財政健全化法の適用対象から除外するよう求めます。
- ④ 総務省「公営企業の経営に当たっての留意事項通知」については、通知の廃止、あるいは公営交通事業を維持・存続させるための通知への改正を強く求めます。
- ⑤ 公共性・公益性が高く、国民生活にとって必要不可欠な公共交通に関わる施策の強化がはかられるよう、交通まちづくり関係予算の拡充を求めます。
- ⑥ 乗り心地の良い車両への改善、利用しやすい駅づくりなどに努めるとともに、高齢・障害者にもやさしい地下鉄をめざし、地下鉄建設や改良工事に関わる補助制度の拡充を求めます。特に、コンコース等の地下鉄駅施設については、災害時における避難場所等利用者の多様なニーズに広く応えた地域の拠点施設として有効活用がはかられるよう整備施策の推進を求めます。
- ⑦ バス活性化のための補助、低公害車両・機器の購入、改良などへの補助充実を重点に求めます。
- ⑧ 路面電車の路線延長や新たな鉄軌道整備、LRTの導入・ICカード化を積極的に支援するため、地域公共交通確保維持改善事業補助（利用環境改善促進事業）の拡充を求めます。
- ⑨ 大気汚染や地球温暖化問題に対応した自動車排気ガス対策を重視し、電気バス、ハイブリッドバスや圧縮天然ガスバス等、低公害車両の導入・拡大、ディーゼル微粒子除去装置（DPF）装着車の導入・拡大とそれらに対する財政措置の拡充を求めます。
- ⑩ 交通バリアフリー化を推進するため、車両や施設の改良更新に対する財政措置の拡充を求めます。
- ⑪ 安全輸送の観点から、低賃金・長時間労働が常態化し、人手不足が深刻化するバス運転者の労働環境の改善を求めます。
- ⑫ 車内・駅等での暴力行為・迷惑行為への罰則規定の整備を求めます。

● 総務省「公営企業の経営に当たっての留意事項通知」

総務省は2014年8月29日、各都道府県総務部長・企業管理者、各指定都市企業管理者等宛に、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」を通知した。これは2009年総務省通知の改訂版といえるもので、社会経済情勢の変化や自治体財政の状況、公営企業会計制度の見直し、地方公営企業の適用範囲の拡大など、状況の変化を踏まえ公営企業に対して経営の在り方を指導するために発出された通達といえる。総務省は「技術的な助言・勧告（地方自治法第245条の4に規定）」としているが、実際には「国による指導」であり、特に公営交通事業、中でもバス事業に対しては「完全民営化・民間への事業譲渡等の検討」や地域の民間バス事業者との均衡に一層留意したバス運転手の給与の適正化などを厳しく求めており、これをよりどころに自治体による給与カットや給与制度見直し、さらには事業廃止・民間移譲の圧力が強まっている。

● 圧縮天然ガスバス

化石燃料の中でCO₂の排気量が最も少なく、また煤塵の排出もほとんどない圧縮天然ガスを軽油の代わりに燃料としたバス。ディーゼルエンジンバスに比べ1回のガス充填での走行距離が短いことやガス充填に時間がかかるなどの短所があり、ガス供給施設の整備も課題となっている。

● ディーゼル微粒子除去装置（DPF）

自動車の排気管の一部に装着することによって、排出ガス中のPMを除去する装置。ディーゼル自動車から排出される微粒子状物質（PM）は、発ガン性の疑いのある有害物質が含まれることなどから、その削減が重要な環境問題となっており、DPFはPM除去処理技術として普及している。

V 共生と地域文化の創造

政策提言 1 学校教育における分権の推進

格差社会の進行に歯止めをかけるためにも、子どもの学ぶ権利を保障する必要があり、そのためにも、教育の無償化や地域で子どもを支える仕組みづくりが必要です。また、学校は、教育機能に加えて、地域コミュニティや住民自治確立の重要拠点であり、地域の共有財産として、児童や保護者、教職員、地域住民が主体的に参画できる協議機関の設置などの環境整備が求められています。

【自治体】

- ① 住民自治の実践をはかる立場から、地域の実情に沿った教育振興基本計画の策定を進めます。策定に当たっては、公募委員を募るなど市民（住民）参加を実現します。
- ② 子どもの権利条約の主旨に立った子どもの権利条例の策定をはかります。また、障害や日本国籍の有無などに関わらず、地域の子どもは地域で学び育つことを原則とします。そのための学習環境の整備を行います。
- ③ 学校運営と地域教育への市民（住民）参加をはかるため、中学校区ごとに「地域教育協議会」、個々の学校に「学校協議会」の設置を進めます。また、委員は、児童生徒代表をはじめ、年齢、性別、職業のバランスを考慮した幅広い構成とします。
- ④ 保護者・地域との協働に基づいた、教育内容の策定や学校運営をめざします。地域住民とともに教育目標や教育計画等を作成し、公表・報告、学校運営・教育環境・教育成果などに関する学校評価の公表・報告を行います。
- ⑤ 貧困の世代間連鎖を止めるために学校運営経費の拡充をはかります。また、学校運営経費の透明化をはかるため、公費予算の情報公開を進めます。公教育の無償性の原則に立ち、学校経費を本人または保護者から徴収する場合には、徴収目的などについて説明を進めるとともに、地方自治法第210条を適用して公会計処理を進めます。特に学校給食費の公会計化を進めます。
- ⑥ 学校施設は、自主的・体験的学習に対応したオープンスクールを原則とします。地域コミュニティの拠点として多機能の施設整備を進めます。また、地域住民への開放、住民参加による管理・運営を進め、ユニバーサルデザインに立った施設の改善を進めます。大規模改修などの校舎等の老朽化対策については、市民（住民）、学校職員の参加による協議会をつくり、改修案の策定を行います。
- ⑦ 「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」（2011年7月7日文部科学省）に沿って、学校が防災の拠点として機能するよう、非構造部材を含めた耐震補強を進め、災害に強い学校をつくります。学識経験者等の参加による学校職員や子どもたちへの防災教育の徹底、食料や救助資材等の備蓄

● 学校協議会

教育委員会が個別に指定する学校（指定学校）ごとに、当該学校の運営に関して協議するためにおかれる機関で、2004年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によって導入された制度。

● 地方自治法第210条（総計予算主義の原則）

一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

- や非常時通信手段の確保、学校現業職員の役割の見直しや自治会等の地域組織との連携強化をはかります。
- ⑧ 学校保健安全法に基づく、安全計画を策定し、義務化された安全点検を実施します。学校、家庭、地域、行政が一体となり、学校事故（授業中や部活動中）を防止するとともに、学校周辺を車のスピード30km以下に規制する「ゾーン30」に指定するなど、通学路の安全の確保（歩道と車道、自転車道との分離等）を進めます。また、学校用務員を含めた学校職員、地域ボランティアと連携して学校内外の安全確保実現の取り組みを進めます。
 - ⑨ 子どもたちに、地域課題に応じたボランティア活動やNPO活動に触れる機会を提供します。
 - ⑩ 学校職員間の協力体制の確立のために、それぞれの専門性が活かせるネットワーク型の組織運営を実現します。
 - ⑪ 在学中の高校授業料の無償化を行い、あわせて給付型奨学金の拡充を進めます。
 - ⑫ 少子社会や市町村合併などを背景とした学校統廃合や小中一貫教育学校の導入に対しては、行政経費節減を優先させることなく、子ども、保護者、地域の意向を尊重することを原則とします。また、遠距離通学にかかわる財政等の公的支援を行います。
 - ⑬ 首長による教育への政治的介入を排し、教育委員会の活性化をはかるため、教育長の公募制などを含む教育委員の選任方法の改善、女性委員の拡大、市民（住民）の傍聴の導入などを進めます。
 - ⑭ 子どもの人権や意見表明権を保障するため、子どもが参加した校則の見直し、体罰禁止を徹底します。また、指導要録、内申書など子どもの評価に関する情報は本人開示とし、異議申し立てによる変更をシステム化します。第三者機関として子ども人権オンブズパーソンの設置を進めます。
 - ⑮ 多様な教育ニーズに対応するためにフリースクールなどの充実をはかります。また、日常的な相談機能を強化するため、スクールカウンセラーなどの配置を進めます。
 - ⑯ 子どもの職業能力や進路選択力を高め、同時に、健康で文化的な生活を営む権利を認識できるよう、労働体験やものづくり体験、労働法などに関する教育を充実します。
 - ⑰ 子育て支援、子どもの「心のケア」や相談を受け付ける「子どもホットライン」などの保護者と子どもが多様な相談窓口を設置し、専門機関や専門家と連携して対策を行います。
 - ⑱ 地方における教育費財源と教職員の確保をはかります。また、臨時・非常勤の学校職員の正規職員化を行い、教育行政サービスの向上をめざします。
 - ⑲ 義務教育、高等教育における地域の学校に就学する権利を尊重したインクルーシブ教育を推進します。
 - ⑳ 「教科書採択にあたっては、国による特定の教科書の強制にならないよう、広範な人々の意見が反映されるような採択システムの構築をはかること」と付記します。

【国に対して】

- ① 愛国心を強調する「改正教育基本法」の再見直しを求めます。
- ② 学習指導要領の法的拘束力をなくし、地域の教育課程の自主編成を可能とするよう求めます。
- ③ 学校教育、文化事業への個人、企業等の寄付行為に対する税制面での優遇措置を求めます。

- ④ 国による画一的で不透明な基準による教科書検定制度の廃止をめざし、当面は主たる教材としての使用強制をなくすとともに、検定過程の透明化を求めます。
- ⑤ 学校給食費、教材費、修学旅行費などの経費の公的負担の充実を求めます。また、学校徴収金の取り扱いについての1957（昭和32）年文部省行政実例の廃止を求めます。地方自治法第210条の適用による改善を進めます。
- ⑥ 教育の無償化を進めるとともに、経済的理由によって子どもの学ぶ権利が制限されないよう、各種援助・給付型奨学金制度の拡充を進めます。
- ⑦ 学校協議会、進学・就学説明会等への参加促進のため、「子育て休暇制度」の制定を求めます。
- ⑧ 学校運営の民主化を進めるため、学校教育法施行規則を改正し、学校における臨時・非常勤等職員も含めた全員が職員会議に参画し、学校運営の意思決定に参画できるよう改善を求めます。
- ⑨ 「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）第13条」の趣旨を徹底し、国内法の整備を求めます。
- ⑩ 小中高校の35人学級の早期実現を求めます。また、学校週5日制の維持を求めます。

● 経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）第13条（教育についての権利）

- 1 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。
- 2 この規約の締約国は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。
 - (a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。
 - (c) 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。
 - (d) 基礎教育は、初等教育を受けなかった者又はその全課程を修了しなかった者のため、できる限り奨励され又は強化されること。
 - (e) すべての段階にわたる学校制度の発展を積極的に追求し、適当な奨学金制度を設立し及び教育職員の物質的条件を不断に改善すること。

V 共生と地域文化の創造

政策提言 2 食育と学校教育

食生活の多様化や食の安全（放射性物質検査等を含む）への関心の高まりなどから、学校における食育教育の充実は重要性を増しています。おいしく安心・安全であることはもとより、健全な発育と生涯を通じた健康の維持に欠かせない正しい食習慣を身につけるためにも、バランスのとれた献立、伝統料理の普及など、「地産・地消」による新鮮で安全な食材・食品の使用、手づくりでの提供などの実践が求められています。また、教育・文化としての食の観点から、学校での食育教育と同時に家庭に対する食育教育支援を行っていくことが必要です。

【自治体】

- ① 食育教育の重要性を再認識し、各種取り組みを推進していくために、食育基本法に定められた「食育推進計画」の策定を各自治体に求めます。
- ② 伝統食基本の献立を重視し、地域の食文化（特に伝統行事における食）の継承などにも配慮した献立などの研究も推進します。また、米を中心とした安全な地産地消による食材・食品の提供を、地域との連携を中心として進めます。
- ③ 食材の安全性の確保のため学校現場での点検体制（放射性物質、遺伝子組み換え、残留農薬等）を確立します。地元の食材に親しむ地産地消を基本とし、画一的、独占的な調達によることなく、食材供給の多様化を進めます。
- ④ 食生活改善を促進するため、それぞれの地域の実情にあわせた食生活指針を開発し、食育推進計画を策定するとともに食育教育を実施します。
- ⑤ 食育教育の推進にあたって、調理員、栄養士、教諭の連携を進めます。身近にある調理現場を拠点に給食を通じた教育を効果的に推進するため、単独自校調理方式を推進します。
- ⑥ 地域関係者や保護者、調理員、栄養士などによる食品選定委員会（仮）の設定を、学校給食衛生管理基準に基づいて推進します。
- ⑦ 地方自治体において食育および食育推進を一元的に管理する担当職員の配置と「食育センター（仮称）」の設置をすすめ、学校・地域・家庭における食育活動を推進します。
- ⑧ ゆとりある食事時間の確保や、給食を通じて交流ができるランチルームを確保します。あわせてアトピー、アレルギー、障害児童生徒に配慮した献立を確立します。
- ⑨ 安全で適切な食習慣を保つため、有害性が疑われる食器は使用せず、陶器、強化磁器、漆器、はし、ナイフ、フォーク、スプーン等、献立に合わせて選択使用します。

-
- ⑩ 安全かつ衛生的な施設設備を確保するため、調理室はドライシステムを導入します。また、環境と人体にやさしい石けん洗剤を使用します。
 - ⑪ 高齢者・障害者への「福祉給食」の実施、親子料理教室の開催、放課後児童クラブや児童館などへの休日等の給食提供など、学校の給食提供機能を地域コミュニティのために活用します。
 - ⑫ アレルギー対応食の経費を含む、学校給食費の無償化を求めます。
 - ⑬ 栄養教諭制度の導入にともない、子どもと家庭への栄養教育・指導を充実します。
 - ⑭ 災害時における給食提供や炊き出し用備蓄品などの器具・機材設置を推進します。また、学校給食調理員を各自治体の防災計画における組織体制の一員として位置づけ、災害時に迅速な対応ができるよう体制整備を求めます。
 - ⑮ 給食が実施されていない小中学校においては、準要保護生徒の救済策として、自治体独自の援助制度を設けることを求めます。

【国に対して】

- ① 適正な食・食生活が身につけられるよう、実践的な食育推進活動の展開を求めます。また、「食育推進計画」の策定がされていない自治体への周知徹底を求めます。
 - ② 食品の安全を確保するため、より一層の情報公開を進めるとともに、給食用食材の生産・流通経路が特定できるようなシステムの構築を求めます。
 - ③ 教育無償化の一環として、アレルギー対応食の経費を含む、学校給食の無償化を求めます。
 - ④ 学校給食食材料の放射性物質検査に対する指針の策定を求めます。
-

V 共生と地域文化の創造

政策提言 3 社会教育・スポーツ・文化

地域課題の解決、経済活性化、住民自治の実現など、学びが求められている場面への多角的な支援として、生涯学習・文化政策が果たす役割は増えています。また、健康で明るい社会を実現するための生涯スポーツ政策も、その充実が期待されます。さらに、地域文化の継承発展における文化行政の重要性が高まっています。

【自治体】

- ① 教育振興基本計画など、地域における教育政策の策定にあたっては、既存の計画の進捗・達成状況を踏まえつつ、地域の特色や市民（住民）の意見を反映し、あらゆる行政部局や学校が関わり有機的・総合的な施策として位置づけます。
- ② 生涯学習・文化・スポーツ施策の推進にあたっては、協議会や運営審議会を設置するなどして、常に市民（住民）の意見を積極的に反映します。
- ③ 社会教育主事・司書、学芸員など、生涯学習施設の専門職員を積極的に配置し、専門性の強化をはかります。
- ④ 「いつでも・どこでも・だれでも」生涯学習施設の機能が利用できるよう、ITを活用した学習環境の整備（講座情報の提供、施設利用や事業参加の予約、図書館資料の検索・予約、博物館資料のデータベース化など）をはかります。
- ⑤ 社会人に対する教育の機能の拡充、ならびに均等をはかるため、大学や民間の教育機関等の受講、利用に対する公的助成の拡充、大学コンソーシアムなど地域の教育資源の充実をはかります。
- ⑥ 公民館をはじめとする社会教育施設は、地域課題に応じて、市民（住民）のエンパワーメントにつながる学習機会を提供し、地域住民が集い交流できる拠点施設とします。
- ⑦ 図書館は、日常生活や仕事、学校教育、社会教育などあらゆる場面での課題解決支援をはかるべく、幅広く資料収集、蓄積、提供し、地域のシンクタンクとして機能の充実をはかります。情報提供機能を強化します。また、学校図書館の充実と図書館司書の配置を進めます。
- ⑧ 博物館施設は、地域の文化拠点、生涯学習拠点として、市民（住民）や来訪者に親しまれる施設を志向するとともに、資料収集、保存、展示、研究などの活動がバランスよく、継続・安定的に行われるよう努めます。
- ⑨ 健康の維持・増進にむけてスポーツの啓発・普及に努めるとともに、個性やライフスタイルに応じて、スポーツを楽しめるように、地域のスポーツ施設の整備を進めます。

-
- ⑩ 施設の管理運営のあり方検討にあたっては、コスト論に偏ることなく、指定管理者制度導入による弊害も十分踏まえ、行政責任を果たしうる形態を追求します。
 - ⑪ 地域の文化活動や文化交流に関する考え方を定めた「文化振興条例」を制定します。
 - ⑫ 芸術・芸能の振興をはかるため、地域行事や文化イベントの実施、文化団体や文化事業への公的助成を行うなどの取り組みを進めます。
 - ⑬ 施設の建設・改修を行う際には、構想の段階から市民参加型の企画審議を行い、地域社会と融合した施設づくり、市民（住民）に愛される施設づくりを進めるとともに、保育室の設置や段差の解消など、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化をはかります。

【国に対して】

- ① グローバル化・情報化にふさわしい、多様な学習機会の保障、能力・学習成果に対する評価、生涯学習の普及・啓発と情報提供、国と自治体の責務など生涯学習の基本理念を明確にした「生涯学習推進基本法」の制定を求めます。
 - ② 自治体における施設の管理運営形態の選択は自治体の主体的な判断によるものであり、指定管理者制度の導入を促すなど、不要な指導・助言は行わないよう求めます。
 - ③ 大学・大学院等の社会人特別選抜枠の拡大、夜間過程の維持・拡充、科目等履修制度・研究生制度の活用、通信教育の拡充など、生涯学習社会に対応する高等教育施策の充実を求めます。
 - ④ 有給教育休暇制度を定めたILO140号条約の批准を求めるとともに、大学・大学院での学習・研究も含め、高度な専門知識が得られる研修・教育機会の保障に向けた制度の整備を求めます。
 - ⑤ 国民体育大会を廃止し、スポーツ・レクリエーション祭、身体障害者スポーツ大会と統合した「生涯スポーツ祭典」に改革するよう求めます。
 - ⑥ 芸術・文化の施策にかかる政府予算の充実を求めます。
 - ⑦ 地方自治体と共催して文化イベントを実施するなど、首都圏に集中している文化芸術の鑑賞機会や文化関連産業の活動を地方に広げていくための施策実施を求めます。
 - ⑧ 東日本大震災以降、あらためて人が生きる尊厳などに関わって、地域の文化や芸能活動が果たす役割が再認識されました。地域のアイデンティティを守っていくために、地域の伝統芸能・芸能の継承を支援する施策の実施を求めます。
-

V 共生と地域文化の創造

政策提言 4 平和を創造する

政府は、尖閣諸島をめぐる緊張などを口実に、日米軍事同盟の強化を進めようとしており、沖縄で普天間飛行場の代替地として辺野古周辺への基地建設を強行しようとしています。一方で、米軍によるオスプレイの配置に続いて、自衛隊によるオスプレイの導入も検討されています。また、自民党は、憲法9条を「改正」して、国防軍を創設することを公約としています。「戦争のできる国づくり」を許さない立場で憲法の平和主義をふまえ、日米安保・日米地位協定・自衛隊の抜本的な見直し、および在日米軍基地の縮小・撤去を強く求めなければなりません。また、自治体がすべての市民（住民）の生命・財産を守るという視点から、「自治体平和条例」制定や非核平和条例の策定など、平和行政・平和政策の推進に取り組みます。

<平和創造>

【自治体】

- ① 非核自治体宣言、アジアを中心とした国際平和交流・平和教育の推進などを盛り込んだ「平和自治条例・平和都市条例」を制定し、自治体平和政策の展開と、具体的実施体制の整備を進めます。
- ② 米軍基地に経済、雇用などを依存しないまちづくりを進めます。
- ③ NGOなど、グローバルなネットワークと提携し、自治体間の国際平和交流を進めるよう求めます。また、「非核宣言自治体協議会」や、広島・長崎両市主催の「平和市長会議」への参加を推進します。
- ④ ジュネーブ諸条約第1追加議定書の批准と、その第59条に規定された「無防備地域」としての自治体宣言・自治体条例づくりを進めます。とくに国民保護計画づくりの議論成果を条例に反映させます。
- ⑤ 周辺事態法第9条「自治体・民間への協力要請」による戦争協力に反対し、市民生活の優先を確保します。
- ⑥ 外国艦船による港湾施設の軍事利用に歯止めをかけるために、非核証明書の提出を求める議会決議・条例づくりを進めます。
- ⑦ 米軍の活動を点検し、その行動が、地域住民の安全や生活ルールを脅かさないように、情報の公開をはじめとして自治体が責任をもって監視する体制づくりを進めます。とりわけ、米軍機オスプレイの飛行訓練に関する監視の強化と、オスプレイの配置撤回と訓練中止について国を通じて米国に申し入れるよう、首長に求めます。
- ⑧ 日米地位協定の抜本改正を求める議会決議・自治体決議を促進します。
- ⑨ 国民保護計画の改正にあたっては、基本的人権の保障や情報の公開、社会的弱者への配慮などが盛り

● ジュネーブ条約・「無防備地域」

1977年に採択されたジュネーブ条約の追加議定書59条で「紛争当事国が無防備地域を攻撃することは手段のいかんを問わず禁止する」とされた。無防備地域になるには兵士・兵器の撤去などの条件を満たすことが必要だが、地域住民の生命と安全を守るために、「無防備地域宣言」運動が進められている。

込まれたものとするとともに、計画改正にあたる国民保護協議会メンバーについては、労働組合代表や市民代表、人権擁護団体関係者を含めたメンバーとします。

- ⑩ 基地・施設跡地の利用に関する住民協議機関は、自衛隊縮小・改組を展望した平和利用をめざすものに改革を求めます。
- ⑪ 強制連行・強制労働、「慰安婦」など日本の植民地支配・戦争に関する実態調査に取り組むとともに、正確な歴史認識に基づく教科書の採択などを行います。
- ⑫ 「日の丸・君が代」の強制は行わず、思想・信条の自由を守ります。

【国に対して】

- ① 日本国憲法の平和主義の理念をふまえ、非核三原則の法制化と防衛予算の削減を求めます。
- ② 日米地位協定をボン協定に準じて抜本改定し、基地内の環境汚染、騒音、調査・立ち入りや犯人引き渡しなどについて自治体の異議申し立て権を認めさせるよう求めます。
- ③ 現状を憲法に近づける取り組みを強めるため、(ア)普遍的安全保障原則の明確化と日本の参加のあり方、(イ)自衛隊の段階的縮小・改組、非核三原則、文民統制、徴兵制の禁止、武器輸出禁止の明文化を骨格とする「平和基本法」の制定を求めます。
- ④ 防衛計画の大綱については、軍事的抑止力の強化、特に動的抑止について見直すとともに軍事力によらない安全保障政策への転換を求めます。とりわけ紛争地域における平和実現にむけては、武力に頼らない外交努力（調停・斡旋等）を追求するよう求めます。
- ⑤ P K O協力法を抜本的に見直し、非軍事・文民・民生を原則とする自衛隊とは別の組織を創設することを求めます。
- ⑥ 日米安保条約を根本的に改定し、経済・文化を基盤とする平和友好条約への転換を求めます。
- ⑦ 米軍基地の整理・縮小・撤廃を求めるとともに、自治労がまとめた「沖縄特別県構想」を基に、平和・自立・共生、アジアとの国際交流都市・沖縄の実現を求めます。
- ⑧ 普天間基地の即時撤去・返還、辺野古への新基地建設の撤回を求めています。また、在日米軍による日本国内でのあらゆる演習・訓練に反対し、とりわけ、オスプレイなどの低空飛行訓練の即時停止を米軍に求めるよう、国に要求します。
- ⑨ 日朝平壤宣言に基づき、朝鮮半島に対する植民地支配の清算とともに、拉致・不審船、核開発問題について解決をはかり、北東アジアの非核地帯の実現をめざすよう求めます。
- ⑩ 中国や韓国、北朝鮮と日本の共通の歴史認識を形成するため、共同の歴史調査を行うよう求めます。
- ⑪ すべての核実験・未臨界実験に反対するとともに、プルトニウムなどの兵器用核分裂性物質の製造禁止条約（カットオフ）の作成や核兵器全廃にむけた第3次戦略核兵器削減交渉の開始などに対して、日本が国際社会でイニシアティブをとることを求めます。
- ⑫ 外務省の有識者委員会が発表した日米間の核密約問題の徹底究明を求めます。

<国際協力活動>

【自治体】

- ① 自治体職員の派遣と研修生の受け入れを積極的に実施します。さらに、国連機関をはじめとする国際機関への職員派遣を通じて、自治体職員が持つさまざまな技術・ノウハウを国際協力に生かします。
- ② ODAは当該国の自立支援に重点を置き、「人間の安全保障」に基づく自治体ODAを実施します。
- ③ 地方公務員海外派遣法に基づき、国際協力活動に参加する自治体職員の身分保障と労働条件確保のための条例を制定し、自治体職員が活躍できる環境を整備します。その場合、派遣対象を公的な機関に限定せず、幅広くNGOなどにも拡大します。
- ④ 国際機関のみならず、NGOや市民レベルでの国際協力の先進的な事例に学び、自治体職員が幅広く国際協力について認識を深められるよう、支援・相互理解の取り組みをはかります。

【国に対して】

- ① ODAの目的、情報公開、実施の手続きの明確化をさらに強めることを求めます。
-

V 共生と地域文化の創造

政策提言 5 差別をなくし人権を守る

右翼的な政策をかかげる安倍政権を背景として、社会的弱者や外国籍市民に対する差別・排除をあおる勢力が顕在化しています。地域での差別をなくし人権を守るために自治体が果たす役割はきわめて重要となります。自治体として人権条例など基本的な人権保障計画の柱を立て、誰もが公平で安心の労働・生活ができる、「多文化・多民族共生社会」を作り上げていく必要があります。

<人権政策>

【自治体】

- ① 地域における人権保障・人権教育・啓発などを総合的に推進し、自治体を「地域の人権保障機構」として確立します。なお人権条例の制定、行政機構の整備、基本方針・計画の策定等も検討します。
- ② 自治体における人権教育・啓発基本計画を策定します。すでに策定している自治体は、より実効あるものにするため、人権教育施策の実施と権利擁護機関を設置します。
- ③ 部落差別撤廃と人権尊重のまちづくりにむけて、啓発活動の強化や人権侵害に対する相談窓口・第三者機関による救済等相談体制などを整備します。
- ④ 就職差別、結婚差別の撤廃のために、統一応募用紙の徹底、身元調査の禁止をチェックします。また、地域の企業に対しても就職差別を防止するため、人権教育・啓発などの具体的施策を進めます。
- ⑤ 個人情報の大量売買などを目的とした戸籍等の不正取得防止のため、事前登録型本人通知制度を条例化します。
- ⑥ 子どもの権利条約の批准を受けて、自治体での条約精神の啓発に努め、「子どもの意見表明権」を踏まえた自治体施策の立案・実施をはかります。
- ⑦ 子どもに対する精神的・肉体的・性的虐待の防止と子どもの保護に関する積極的施策を進めます。
- ⑧ エイズやハンセン病などの諸疾病に対する正しい知識と予防対策の普及・徹底を求めます。また、HIV感染者や元ハンセン病患者などへの差別・偏見を解消し、ともに生きる社会環境の創造のための施策を進めます。

【国に対して】

- ① 日本政府がいまだに批准していない国連の人権に関する諸条約（戦争犯罪などの時効不適用に関する条約、拷問禁止条約など30本のうち18本）の早期批准を求めます。

- ② 人権教育のための世界プログラム第2段階（2010～2014年）のための行動計画案を踏まえ、啓発基本計画の策定、人権教育・啓発中央省庁連絡協議会の機能強化を求めます。
- ③ 携帯情報端末機器の発達やSNSなどのネットワークサービス発展に伴い、急速かつ広範囲で深刻な人権侵害が引き起こされるなど、人権侵害の形態が進化している現状に対応するためにも人権救済機関の設置は急務であり、「人権侵害救済法（仮称）」の早期成立を求めます。
- ④ 子どもの権利条約の批准を踏まえ、関係国内法の改正を求めるとともに、非嫡出子、無国籍児への法的・社会的差別の撤廃を求めます。
- ⑤ 18歳未満を対象とした買春や児童ポルノの頒布などを禁止する「児童買春・児童ポルノ処罰法」の施行を受け、法の周知と啓発を進めるよう求めます。
- ⑥ 2007年の「先住民族の権利に関する国連宣言」および「アイヌ民族を先住民族とする国会決議」を踏まえ、アイヌ民族の権利を確立することを求めます。
- ⑦ エイズやハンセン病などの諸疾病に対する正しい知識と予防対策の普及・徹底を求めます。また、HIV感染者や元ハンセン病患者などへの差別・偏見を解消し、ともに生きる社会環境の創造のための施策を求めます。
- ⑧ LGBTへの社会的偏見・差別をなくし、基本的人権を保障するため、関係法制度の改正などを求めます。
- ⑨ 福島第一原発事故に伴う放射能被害を背景とした福島県民への差別を許さないための、健康調査や各種の啓発活動の実施などを求めます。

<外国籍市民（住民）>

【自治体】

- ① 差別禁止条例を制定し、ヘイトスピーチをはじめ人権侵害を認めないまちづくりに取り組みます。
- ② 他国の人々を誹謗中傷する憎悪表現・差別表現（ヘイトスピーチ）について、議会で意見書の採択を行うなど、適切な対応に取り組みます。
- ③ 外国籍市民（住民）との共生をめざし、啓発や人権教育、とくに青少年に対する啓発活動を強化します。また、差別事件が起きた場合は積極的に対応し、その救済に努めます。
- ④ 文化の相互理解の促進と多文化共生のまちづくりのため、外国籍市民（住民）を地域の主役とする各種事業の実施や市民（住民）の自主的取り組みを支援します。
- ⑤ 外国籍市民（住民）が自治体の行政サービスの内容や手続きについて理解できるように、相談窓口を設置し、通訳の確保により、何でも気楽に相談に応じる体制を確立します。行政情報や自治体施設案内などの生活情報を多言語でわかりやすく解説した「外国籍市民のための暮らしの手帳」などを発刊します。
- ⑥ 合法的就労かオーバーステイあるいは資格外就労かの区別を問わず、外国人労働者の人権を保障する観点から、労働相談や情報提供を行います。

● LGBT

レズビアン（Lesbian・女性の同性愛者）、ゲイ（Gay・男性の同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual・両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender・性別越境者、性同一性障害を含む概念）の頭文字から作られた頭字語である。

- ⑦ 外国籍市民（住民）への入居差別をなくすよう、不動産業者、賃貸人への啓発を行い、条例を制定し、入居者を支援するしくみを導入します。また、外国籍市民（住民）に優先的に賃貸する事業者を支援します。
- ⑧ 外国人労働者を社会保険に加入させるよう、事業主への指導を行うとともに、社会保険加入資格のない外国人労働者などは国民健康保険に加入するよう啓発を行います。
- ⑨ 1982年に国民年金法の国籍条項が撤廃されたときすでに20歳以上であった障害者、60歳以上であった高齢者は障害基礎年金、老齢基礎年金の受給資格がないままに放置されています。これらの人びとに対する自治体独自の救済策を講じます。
- ⑩ 「子どもの権利条約」に基づき、外国籍市民（住民）の児童が日本の学校で学ぶ権利を認め、自らの民族・アイデンティティを育むための日本語教育、母語・継承語教育を含めた教育体制を確保するとともに、外国籍市民（住民）への情報提供を行います。外国人学校・国際学校・民族学校を支援します。
- ⑪ 地方公務員採用の「国籍条項」を撤廃し、募集要綱に「国籍を問わない」旨を明記するなど、外国籍市民（住民）に周知をはかるとともに、採用後も差別的取り扱いをしないよう求めます。
- ⑫ 川崎市外国人市民代表者会議などのように、外国籍市民（住民）による外国籍市民（住民）のための施策やその他の審議機関の設置を進めます。
- ⑬ 外国籍市民（住民）の自治体の各種審議会への積極的登用を進めます。
- ⑭ 入管法の改正に伴う新たな在留管理制度による外国籍市民（住民）への住民台帳の登録については、住民登録から漏れる外国籍市民（住民）に対して、従前の行政サービス水準が維持されるよう対応を図ります。
- ⑮ 朝鮮学校学生への独自支援の継続および、未支援の自治体への支援即時実施に向けて取り組みます。

【国に対して】

- ① 社会的マイノリティに対する差別を禁止する「差別禁止法（仮）」を制定するとともに、自治体、国民に広く啓発活動を行うよう求めます。国連をはじめ諸外国からも厳しく指摘を受けているヘイトスピーチ（デモ）については厳しく対処するよう求めます。
- ② 外国籍市民（住民）が地方参政権（選挙権、被選挙権を含む）を行使できるように、地方自治法・公職選挙法などの法改正を求めます。
- ③ 入管法の改正に伴う新たな在留管理制度における、在留カードの常時携帯・提示義務の廃止、罰則規定の削除、を求めます。また、制度改正により、住民基本台帳に登録されない外国籍市民（住民）の住所が記録されるよう適切な対応を求めます。
- ④ 歴史的経緯のある在日韓国・朝鮮人、中国人への無条件の永住保障、強制退去・再入国許可制度の適用除外と、年金・就職などの生活権を保障するための法・制度の改革を求めます。
- ⑤ 低賃金労働や人権侵害の温床となっている外国人研修・技能実習制度の抜本改革を求めます。
- ⑥ 朝鮮学校無償化の即時適用を求めます。

政策提言 6 男女平等参画の推進

男女間の不平等をなくし、性差別のない平等な社会をつくることが重要です。雇用、制度・政策、政策決定過程への関与などあらゆる分野において、男女が平等に参画できる社会の実現が求められています。

【自治体】

- ① 男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、地域の特性を考慮した実効性ある男女平等条例・男女平等行動計画を策定します。また企業などに対しても啓発活動を行います。
- ② 自治体行政と地域公共サービスの内容について、ジェンダー（歴史的・社会的・文化的につくられた性差）の視点での評価指標を作成します。
- ③ 女性職員の採用と職域拡大・能力開発を促進し、数値目標を設定するなど、管理職層への積極的登用を進めます。また、男性の多い職場への女性の進出、女性の多い職場への男性の進出など、すべての職域・職種で男女が均等に働くことができるようにします。2020年に指導的地位に占める女性の割合が政府目標とされている30%に満たない場合は、2030年に30%となるよう具体的な工程表を示すよう求めます。
- ④ 自治体における公的審議会、専門委員会、各種行政委員会への女性の登用を進め、当面の最低目標値を30%とし、50%をめざします。また、登用段階で女性の少ない職名を公表するなど、結果として女性を排除することのないよう公正に運用します。
- ⑤ 事業主向けに、雇用改善リーダー育成など均等法の趣旨の徹底とポジティブ・アクションに関する支援策を講じます。職場においても、ポジティブ・アクション制度を強化します。また、入札に際しては、労働基準法、労働組合法等のほかに、労働安全衛生法、パートタイム労働法、男女雇用機会均等法、育児介護休業法等の法令遵守（コンプライアンス）を参加条件とし、男女平等の評価基準を導入した総合評価制度を採用します。
- ⑥ 農山漁村男女共同参画推進指針を生かし、農業・漁業・林業分野での男女平等をはかります。
- ⑦ 男女平等や性差別にかかわる問題解決機関やオンブズパーソン制度など第三者機関を設置します。
- ⑧ 男女平等推進にかかる民間団体への財政支援の充実をはかります。また、「男女平等参画センター」など地域の男女平等推進機能を担う機関について、一層の機能充実をはかること。
- ⑨ 女性の人権の尊重と、ジェンダーの視点に基づいた社会が男女にとって有意義であることを強調し、将来を見据えた啓発活動を進めます。

-
- ⑩ 女性労働相談窓口を設置し、働く女性の雇用・労働相談へ対応します。
 - ⑪ セクシュアル・ハラスメント等の防止にむけたセミナー等を開催し、職場や地域におけるあらゆるハラスメント（セクシュアル、パワー、モラル、マタニティ、スクールなど）に対する認識を深め防止対策を進めます。また、性別役割分担意識に基づく表現について防止対策を進めます。
 - ⑫ 性的マイノリティ（LGBT）に対するハラスメントを防止義務に明記します。また、性的マイノリティのパートナー間の権利拡大・啓発に向けて取り組みます。
 - ⑬ 就業を希望する女性の就業機会拡大のための職業訓練、職業紹介を拡充します。
 - ⑭ 職場における妊産婦保護の徹底をはかるため、普及啓発・指導などを強化します。また、産休、育休取得者の原職復帰を保障します。また、マタニティ・ハラスメントにおける被害者の就業継続を確保します。
 - ⑮ 深夜業に従事する労働者のための就業環境の整備、健康や家庭生活、社会生活に及ぼす影響について配慮するよう啓発・指導を徹底します。
 - ⑯ パートおよび派遣労働者の社会保険、雇用保険、退職金共済制度への加入促進をはかります。また、家内労働者、在宅勤務者の労働条件を整備します。
 - ⑰ パートタイム労働法や労働契約法の趣旨と内容を踏まえ、恒常的業務に就く臨時・非常勤等職員の雇用継続等、必要な措置を講じます。また、女性が多数で間接差別といわれる臨時・非常勤職員等の待遇改善に向けて、必要な措置を講じます。
 - ⑱ 女性の起業支援策として、起業セミナーの実施・創業支援の拡充策や融資制度を整備します。
 - ⑲ 職場における旧姓の「通称使用」の運用を進めます。

【国に対して】

- ① 女性の活躍の推進に関する法律の理念に、法が女性差別撤廃条約の理念に基づくことを明記することを求めます。
 - ② 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇を確保し、賃金格差を是正し、募集についての男女の差別的な取り扱いをなくすため、情報誌などあらゆる求人媒体への指導強化、関係行政機関の連携強化を求めます。
 - ③ ILO175号条約（平等なパート労働）、ILO111号条約（雇用と職業における差別待遇の禁止）、ILO183号条約（母性（親性）の保護）、ILO171号条約（夜業禁止）、ILO189号条約（家事労働者）の批准を求めます。
 - ④ 男女平等の視点から、制度、慣行の見直しを行い、あらゆる制度、慣行が男女の社会活動選択に対して中立的となるよう求めます。
 - ⑤ 選択的夫婦別姓制度の導入、女性のみでの再婚禁止期間の廃止について民法の改正を求めます、また、離婚直後に出生した子の父親の推定等について、子どもの福祉を守ることを最優先に柔軟な対応ができるよう改正を求めます。
-

- ⑥ 民法第725条（親族の範囲）、第877条（扶養義務者）を縮小の方向で見直すよう求めます。また、離婚時の財産分与や子に対する養育費制度の改善をはかるよう求めます。
 - ⑦ 改正均等法の省令で定める間接差別の基準について限定列挙ではなく、例示列挙とし、どのような事例が間接差別にあたるか広く示すことを求めます。
 - ⑧ 国による子育てや家庭支援政策は、扶養控除や配偶者控除など逆累進的な税控除を廃止し、相応する手当等の現金給付や社会サービスによる現物給付を拡充し、必要なところに効果的かつ適切に支援が行われるよう推進することを求めます。
 - ⑨ 婚姻関係にある者どうしに限定されている法的権利や社会慣習を、性的マイノリティのパートナー間にも保障することを求めます。また、権利拡大に向けた法整備を求めます。
 - ⑩ 女性の政治への積極的参画に向けて、政党による女性議員の発掘・育成を支援するために、女性議員の割合に応じた政党交付金の傾斜配分などの制度支援を求めます。
-

V 共生と地域文化の創造

政策提言 7 女性への健康支援と性暴力への対応

生涯を通じての女性への健康支援と、様々な人々に対する人権を無視したあらゆる暴力をゆるさない社会づくりが必要です。セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメント、性暴力、ドメスティック・バイオレンスの被害発生の予防と対策が求められており、自治体だけでなくNPOなどとの横断的な連携の強化が必要です。

【自治体】

- ① 女性が自分の健康状態について自己管理し、性的自己決定権を行使できるよう、女性への健康教育、性と生殖にかかわる健康相談・支援窓口を設置し、情報や知識を提供します。
- ② 学校教育における性教育、職場や社会において、HIV・エイズや性感染症等、リプロダクティブ・ヘルス・ライツに関する知識の普及に努めます。また、HIV検査を身近に受けられるような制度にするとともに、啓発活動を行います。
- ③ セクシュアル・ハラスメント、性暴力、DV相談窓口に女性相談員・ソーシャルワーカーを配置します。また、人材育成・対応強化の観点から、相談員や関係職員の専門職化を進めます。被害の事情聴取時には、専門の女性警察官を配置するよう求めます。
- ④ 性の商品化や、女性を買春の被害者とならないよう、買売春の根絶のための啓発活動や調査活動を行います。また、人身売買を含む女性・子ども・マイノリティに対するあらゆる暴力・差別・人権侵害の防止に留意し、必要なサポート体制を整備します。
- ⑤ 市町村の配偶者暴力相談支援センター業務の実施体制整備、母子生活支援施設・女性相談所・福祉事務所・保健所・地域の支援団体等とのネットワークの形成を求めます。
- ⑥ 身近な人からの性暴力を回避・早期発見するために、DV・暴力に関する教育を充実します。
- ⑦ DV被害者の緊急避難のためのシェルター増設、相談体制を拡充します。とくに、DVの発生数が最も多い夜間の対応、外国人女性や障害者の被害対応など、環境整備と財政支援を拡充します。また、公・民・NPOなどの持つ人材、施設、ネットワークなどの資源を活用し連携を強化します。
- ⑧ DVの再発防止および被害を未然に防ぐため、加害者に対する更生プログラム等の充実を求めます。
- ⑨ 妊娠初期から出産までの検診の無料化を求めます。

● リプロダクティブ・ヘルス・ライツ

女性の性と生殖に関する健康／権利のこと。つまり出産するしないにかかわらず、女性が年代を問わず、健康に働き続けるための健康課題／権利のこと。具体的には生理・避妊・中絶・妊娠・分娩・産褥・思春期・更年期・婦人科疾患などに対する健康課題を指す。

【国に対して】

- ① 更年期における障害について適切な情報提供、相談機関の整備、医療機関への受診の勧奨、研究の推進、予防対策などの充実をはかるよう求めます。
 - ② 妊娠初期から出産までの検診の無料化を求めます。またそのための休暇について制度整備を求めます。
 - ③ 子育て支援と安全な出産のため、妊娠・出産にかかる費用について健康保険の適用とし、出産育児一時金は廃止を求めます。診療報酬の設定などのため、現在の分娩方法や費用の検証をするよう求めます。
 - ④ リプロダクティブ・ヘルス・ライツの観点から、不妊治療時の仕事と治療の両立ができる環境の整備を求めます。また、母体保護法の改正・法整備を求めます。
 - ⑤ 配偶者等からの暴力およびあらゆるハラスメント、性暴力の被害者に対する支援体制の充実をはかるよう求めます。また、再発防止や被害を未然に防ぐため、加害者に対する更生プログラム等の充実をはかるよう求めます。
 - ⑥ 刑法の墮胎罪の廃止を求めます。
 - ⑦ 生殖技術について、その開発・運用においては慎重に対応するよう求めます。
-

V 共生と地域文化の創造

政策提言 8 ワーク・ライフ・バランスの実現

男性も女性もともに仕事と生活の調和を実現することが必要です。一人ひとりがやりがいと充実感を持ちながら働き、同時に生活（家庭）においてもそれぞれのライフステージに応じて多様な生き方ができる社会システムの構築が求められています。

【自治体】

- ① 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「行動指針」の趣旨を踏まえ、具体的な数値目標や工程表を設定し、達成状況について定期的なフォローアップを行うこと。また、議会で「ワーク・ライフ・バランスのまちづくり宣言」が決議されるよう情報提供など必要な措置を講じます。
- ② 職業生活と地域・家庭生活の両立支援にむけた制度などの情報提供、普及啓発活動を総合的に促進します。
- ③ 育児・介護休業制度の普及啓発資料の提供と制度利用の促進および休業期間中の生活資金融資など、生活の安定のための条件整備を促進します。
- ④ ファミリーサポートセンター事業や地域における育児援助の促進をはかります。
- ⑤ ひとり親家庭の求職者に適合する雇用開発、就労あっせん、福祉相談に取り組み、職業能力開発、職業訓練および受講期間中の職業訓練手当の支給により、生活の安定をはかります。
- ⑥ 地域社会での父親の子育ての先行事例を示す目的で、男性職員の育児休業制度の取得促進に取り組み、育児休業制度の分割取得（複数回）を可能にします。また地域において男性の育児休業取得推進にむけ積極的な誘導、教育、啓発活動を行います。
- ⑦ 育児・介護を担う労働者の深夜業免除・時間外労働制限（月24時間年150時間）・休業などについて、周知・啓発・指導を強化します。

【国に対して】

- ① 小学校卒業に達するまでの子を養育、または要介護状態にある対象家族を介護する男女労働者からの申し出により、深夜業、時間外、休日労働を免除するよう求めます。
- ② 生活時間が確保されるよう、労働時間の上限規制の厳守や労働契約で定めた労働時間を遵守させるよう求めます。
- ③ 育児・介護を行う労働者は、請求により変形労働を免除されるよう求めます。

● 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

2007年12月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が、政労使の合意により決定された。

憲章は、仕事と生活の調和がなぜ必要か、実現した社会の姿、関係者が果たすべき役割を示している。行動指針は、企業や労働者の取り組み、国や地方公共団体の施策の方針を示すもので、社会全体の目標として年齢階層別就業率、年次有給休暇取得率、第1子出産前後の女性の就業継続率など、14の数値目標を設定している。

● ファミリーサポートセンター

働く人びとの仕事と子育ての両立を支援する目的から、地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織のこと。

- ④ 勤務時間の短縮等の措置については、育児の場合は小学校卒業に達するまでとするよう求めます。
 - ⑤ 小学校卒業に達するまでの子を養育する男女労働者について、子の看護のため年10労働日の看護休暇の制度を設けるよう求めます。また、配偶者などの家族の看護にも同様の制度導入を求めます。
 - ⑥ 要介護状態にある家族の介護のため、年10労働日の短期の休暇制度導入を求めます。
 - ⑦ 介護休業取得者の休業中の社会保険料徴収について、また育児休業取得者の養育する子が1歳以降3歳に達するまでの社会保険料の徴収についても、少なくとも本人負担分を免除するよう求めます。
 - ⑧ 育児・介護休業中の所得保障として、休業前賃金の60%を保障するよう引き上げを求めます。
 - ⑨ 有期雇用者についても「厚生労働省指針」（労働契約の形式上期間を定めて雇用されている者であっても、その契約が期間の定めのない契約と実質的に異なる状態となっている場合には、育児・介護休業の対象とする）に基づいて、育児・介護休業法の対象者とするよう事業主に啓発・対策を実施するよう求めます。
 - ⑩ 児童扶養手当の抜本的拡充、所得制限の撤廃、義務教育終了までの支給を求めます。
 - ⑪ 男性の育児参加、育児時間、育児休業取得促進策と法整備を求めます。
-

2016-17年度
自治労 地域・自治体政策集

<発行年月> 2015年8月

<発行> 自治労

東京都千代田区六番町1

TEL 03-3263-0274

FAX 03-5210-7422~5